

第 3 章 対象事業実施予定地及びその周囲の概況

対象事業実施予定地及びその周囲における自然的状況及び社会的状況について、環境要素の区分ごとに事業特性を踏まえ、計画段階配慮事項並びに調査・予測・評価の手法を検討するにあたり必要と考えられる範囲を対象に、入手可能な最新の文献その他の資料（以下、既存文献等と称す）により把握した。なお、情報の収集期間は原則として令和 7 年 5 月までとした。

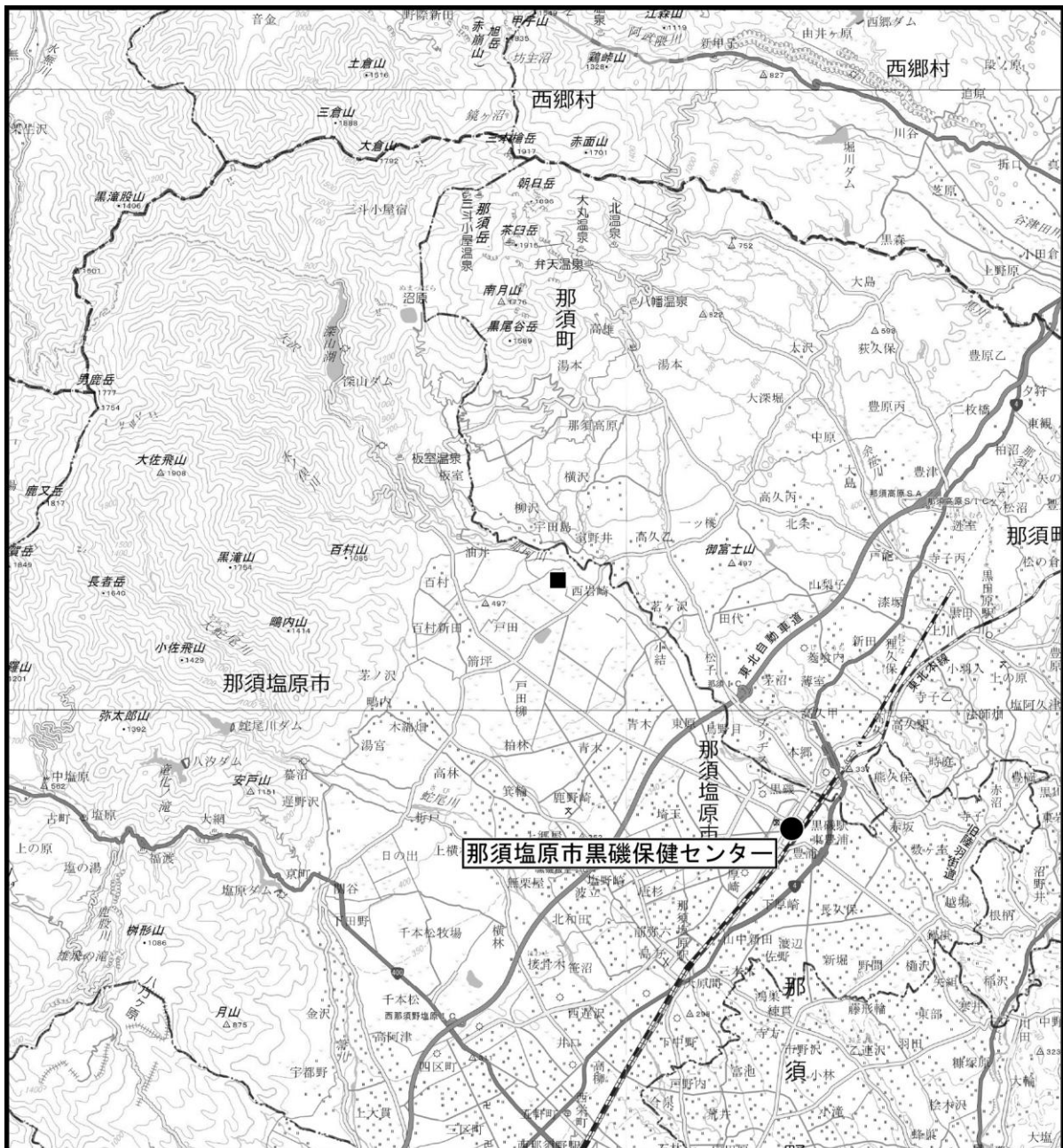
3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

(1) 大気質の状況

那須塩原市には、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）の黒磯保健センター局（測定項目：二酸化硫黄、窒素酸化物、光化学オキシダント、炭化水素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質）が設置されている。測定局の位置は図 3.1.1-1 に示すとおりである。

また、「最終処分場（安定型）拡張に伴う生活環境影響調査報告書」（平成 27 年 9 月 株式会社東都 IWD）（以降、「IWD 既往調査」と称す。）では、図 3.1.1-2 に示す地点において二酸化窒素、浮遊粒子状物質、降下ばいじんの調査が行われた。



凡例

- : 対象事業実施予定地
- : 一般環境大気測定局



Scale 1:200,000

0 2.5 5 10 km

出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書(令和5年度)」
(栃木県 令和6年10月)

図 3.1.1-1 大気質測定局位置

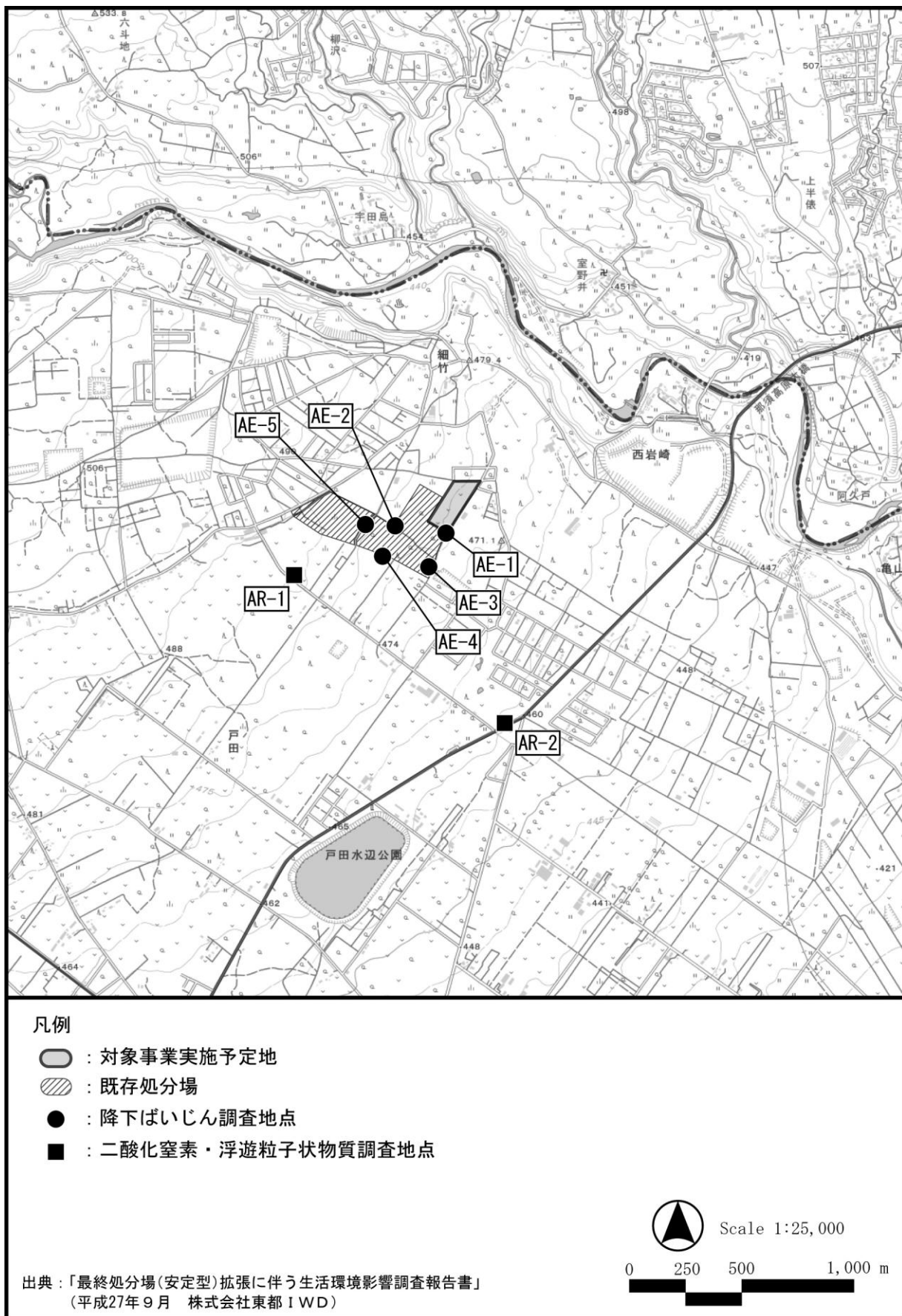


図 3.1.1-2 大気質調査地点

① 二酸化硫黄

黒磯保健センター局の令和5年度における二酸化硫黄の測定結果は表 3.1.1-1に示すとおりであり、環境基準に適合している。

また、年平均値の経年変化は、図 3.1.1-3に示すとおりである。

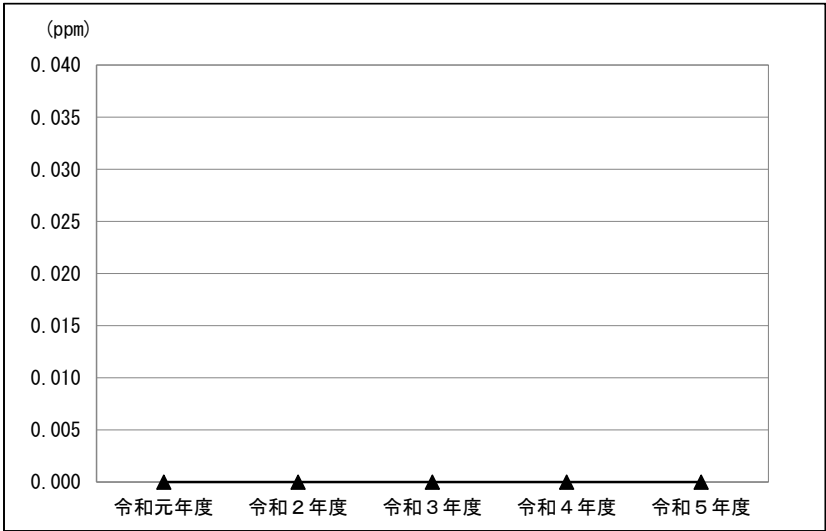
表 3.1.1-1 二酸化硫黄の状況（令和5年度）

有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値0.04ppmを超えた日数
日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×・無○	日
362	8642	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	○	0

環境基準 長期的評価：1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

短期的評価：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書（令和5（2023）年度）」
（令和6年10月 栃木県環境森林部環境保全課（大気環境担当））



出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書」（令和2～6年 栃木県）より作成

図 3.1.1-3 二酸化硫黄濃度（年平均値）の変化

② 二酸化窒素

ア. 黒磯保健センター局

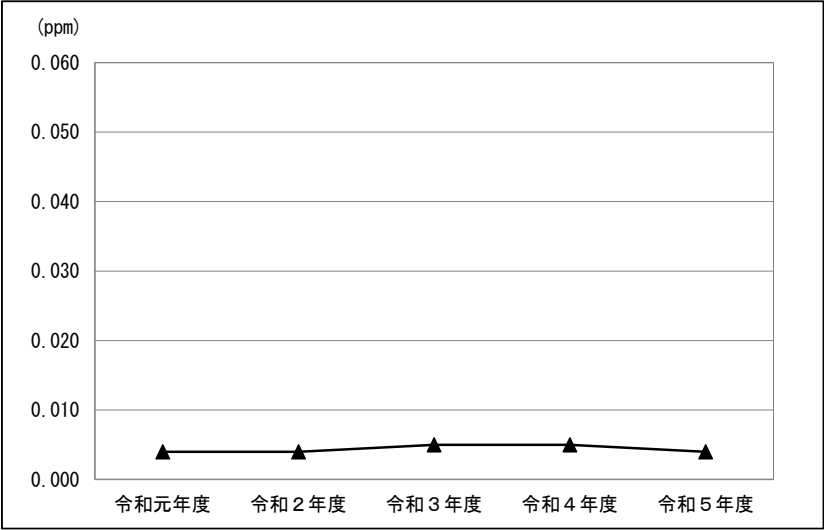
黒磯保健センター局の令和5年度における二酸化窒素の測定結果は、表 3.1.1-2に示すとおりであり環境基準に適合している。

また、年平均値の経年変化は、図 3.1.1-4に示すとおりである。

表 3.1.1-2 二酸化窒素の状況（令和5年度）

有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppm以上を超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
				時間	%	時間	%	日	%	日	%		
363	8698	0.004	0.028	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.009	0

環境基準：1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。
出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書（令和5（2023）年度）」
（令和6年10月 栃木県環境森林部環境保全課（大気環境担当））



出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書」（令和2～6年 栃木県）より作成

図 3.1.1-4 二酸化窒素濃度（年平均値）の変化

イ. IWD既往調査

IWD既往調査による二酸化窒素の調査結果は表 3.1.1-3に示すとおりであり、環境基準に適合している。

表 3.1.1-3 二酸化窒素の状況（IWD既往調査：H26.12）

調査地点	単位：ppm		
	平均	最大	最小
AR-1	0.006	0.016	0.003
AR-2	0.008	0.024	0.005

環境基準：1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。
出典：「最終処分場（安定型）拡張に伴う生活環境影響調査報告書」（平成27年9月 株式会社東都IWD）

③ 光化学オキシダント

黒磯保健センター局の令和5年度における光化学オキシダントの測定結果は、表 3.1.1-4に示すとおりであり、環境基準に適合していない。

また、年平均値の経年変化は、図 3.1.1-5に示すとおりである。

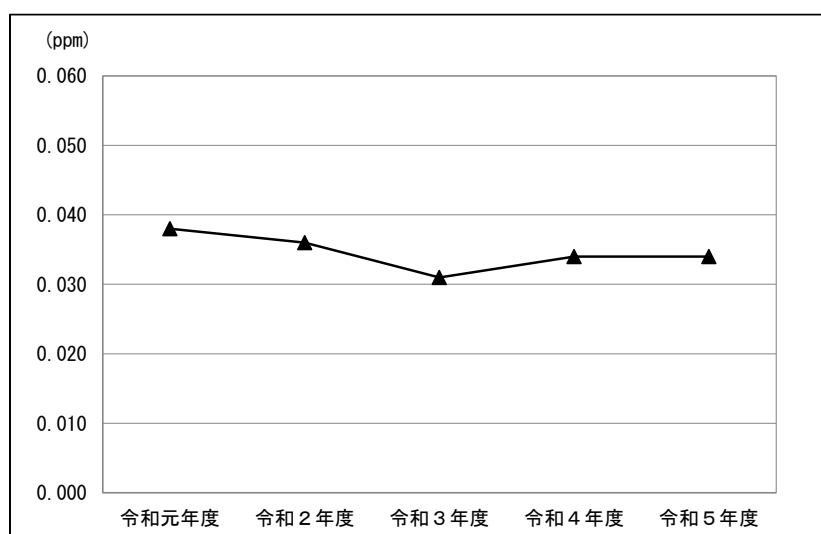
表 3.1.1-4 光化学オキシダントの状況（令和5年度）

昼間 測定日数	昼間 測定時間	昼間の 1時間値の 年平均値	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数		昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数と時間数		昼間の 1時間値 の最高値	昼間の日最高 1時間値の 年平均値
日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
366	5459	0.038	61	16.7	0	0.0	0.102	0.049

環境基準：昼間（5時から20時まで）の1時間値が0.06ppm以下であること。

出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書（令和5（2023）年度）」

（令和6年10月 栃木県環境森林部環境保全課（大気環境担当））



出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書」（令和2～6年 栃木県）より作成

図 3.1.1-5 光化学オキシダント濃度（年平均値）の変化

④ 炭化水素

ア. 非メタン炭化水素

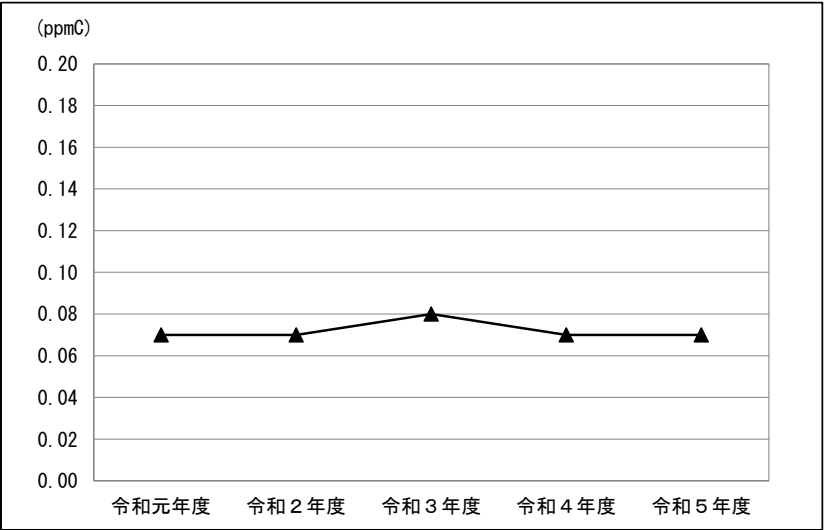
黒磯保健センター局の令和5年度における非メタン炭化水素の測定結果は、表 3.1.1-5に示すとおりである。

また、年平均値の経年変化は、図 3.1.1-6に示すとおりである。

表 3.1.1-5 非メタン炭化水素の状況（令和5年度）

測定時間	年平均値	6～9時における 年平均値	6～9時の 測定日数	6～9時の 3時間平均値		6～9時の3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
				最高値	最低値	日	%	日	%
7935	0.07	0.07	336	0.50	0.00	4	1.2	1	0.3

出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書（令和5（2023）年度）」
（令和6年10月 栃木県環境森林部環境保全課（大気環境担当））



出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書」（令和2～6年 栃木県）より作成

図 3.1.1-6 非メタン炭化水素濃度（年平均値）の変化

イ. メタン

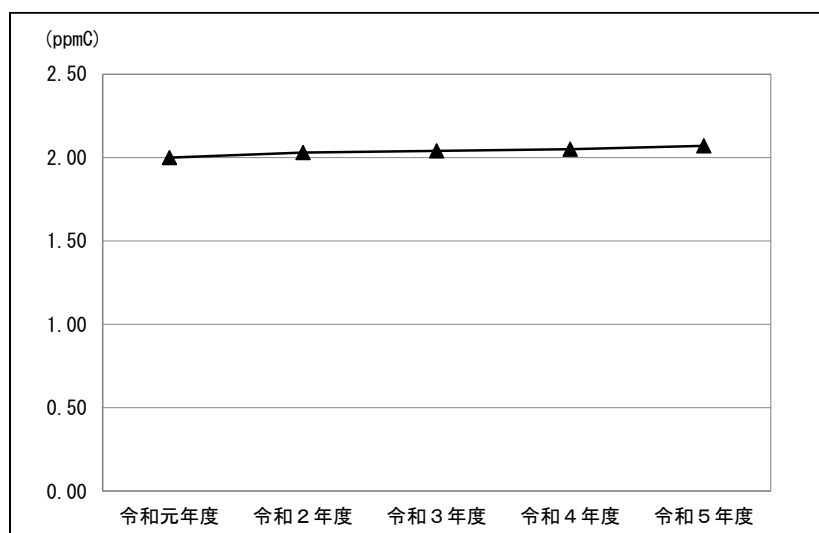
黒磯保健センター局の令和5年度におけるメタンの測定結果は、表 3.1.1-6に示すとおりである。

また、年平均値の経年変化は、図 3.1.1-7に示すとおりである。

表 3.1.1-6 メタンの状況（令和5年度）

測定時間	年平均値	6～9時における 年平均値	6～9時の 測定日数	6～9時の3時間平均値	
				最高値	最低値
時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC
8230	2.07	2.09	349	2.55	1.94

出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書（令和5（2023）年度）」
（令和6年10月 栃木県環境森林部環境保全課（大気環境担当））



出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書」（令和2～6年 栃木県）より作成

図 3.1.1-7 メタン濃度（年平均値）の変化

⑤ 浮遊粒子状物質

ア. 黒磯保健センター局

黒磯保健センター局の令和5年度における浮遊粒子状物質の測定結果は、表 3.1.1-7に示すとおりであり、環境基準に適合している。

また、年平均値の経年変化は、図 3.1.1-8に示すとおりである。

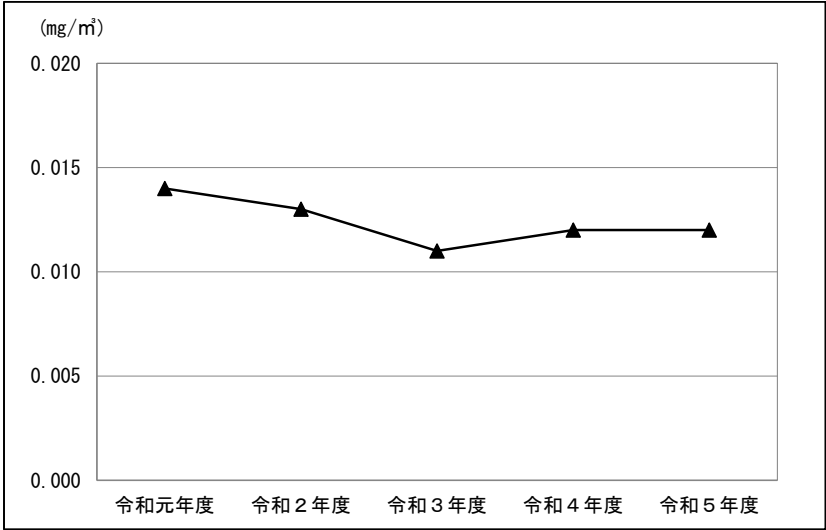
表 3.1.1-7 浮遊粒子状物質の状況（令和5年度）

有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
日	時間	mg/m ³	時間	日	mg/m ³	mg/m ³	有×・無○	日
364	8727	0.012	0	0	0.091	0.032	○	0

環境基準 長期的評価：1日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

短期的評価：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書（令和5（2023）年度）」
（令和6年10月 栃木県環境森林部環境保全課（大気環境担当））



出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書」（令和2～6年 栃木県）より作成

図 3.1.1-8 浮遊粒子状物質濃度（年平均値）の変化

イ. IWD既往調査

IWD既往調査による浮遊粒子状物質の調査結果は表 3.1.1-8に示すとおりであり、環境基準に適合している。

表 3.1.1-8 浮遊粒子状物質の状況（IWD既往調査：H26.12）

単位：mg/m³

調査地点	平均	最大	最小
AR-1	0.013	0.053	0.001
AR-2	0.009	0.043	0.000

環境基準：長期的評価：1日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

短期的評価：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

出典：「最終処分場（安定型）拡張に伴う生活環境影響調査報告書」（平成27年9月 株式会社東都IWD）

⑥ 微小粒子状物質

黒磯保健センター局の令和5年度における微小粒子状物質の測定結果は、表 3.1.1-9に示すとおりであり環境基準に適合している。

また、年平均値の経年変化は、図 3.1.1-9に示すとおりである。

表 3.1.1-9 微小粒子状物質の状況（令和5年度）

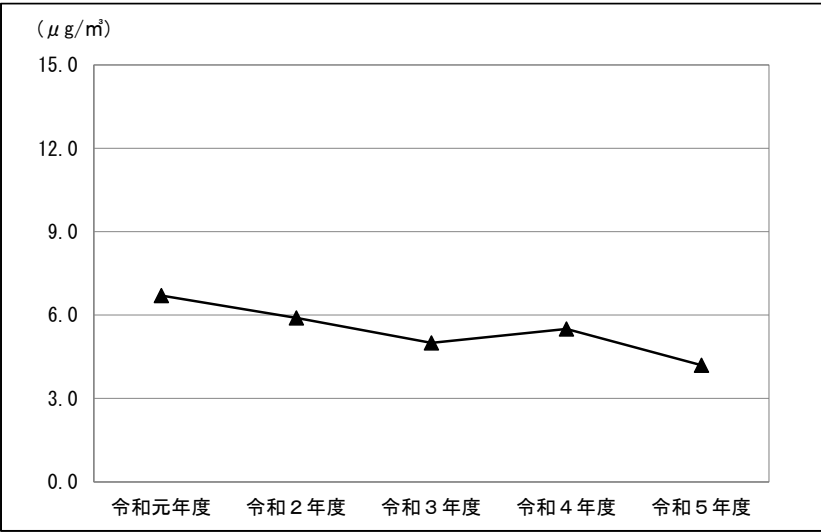
有効測定日数	年平均値	日平均値の 年間98%値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数とその割合	
日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%
364	4.2	13.2	0	0.0

環境基準 長期基準：1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

短期基準：1日平均値のうち年間98パーセンタイル値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書（令和5（2023）年度）」

（令和6年10月 栃木県環境森林部環境保全課（大気環境担当））



出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書」（令和2～6年 栃木県）より作成

図 3.1.1-9 微小粒子状物質濃度（年平均値）の変化

⑦ 降下ばいじん

IWD既往調査による降下ばいじんの調査結果は表 3.1.1-10に示すとおりであり、いずれの地点においても参考値に適合している。

表 3.1.1-10 降下ばいじん量の状況（IWD既往調査）

単位：t/km²/月

調査地点	項目	H26. 7～8		H26. 12～H27. 1		参考値※
AE-1	溶解成分	1. 9	2. 62	0. 20	0. 31	10以下
	不溶解成分	0. 72		0. 11		
AE-2	溶解成分	2. 2	4. 0	0. 58	0. 80	
	不溶解成分	1. 8		0. 22		
AE-3	溶解成分	2. 5	3. 8	0. 99	2. 49	
	不溶解成分	1. 3		1. 5		
AE-4	溶解成分	2. 6	7. 2	0. 77	1. 43	
	不溶解成分	4. 6		0. 66		
AE-5	溶解成分	2. 8	4. 3	1. 1	1. 34	
	不溶解成分	1. 5		0. 24		

※：環境基準等の基準値が定められていないことから、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)に示される降下ばいじんに係る参考値の10 t/km²/30日と比較した。

出典：調査結果についてはIWD既往調査より

(2) 騒音の状況

① 環境騒音の状況

IWD既往調査によれば図 3.1.1-10に示す地点における騒音の調査結果は表 3.1.1-11に示すとおりであり、環境基準に適合している。

表 3.1.1-11 騒音の状況（IWD既往調査：H26.12昼間）

単位：dB

調査地点	等価騒音レベル	時間率騒音レベル		
	L _{Aeq}	L ₅	L ₅₀	L ₉₅
SVE-1	39	43	40	29
SVE-2	43	47	43	32
SVE-3	43	46	42	33

環境基準：60デシベル以下

出典：「最終処分場（安定型）拡張に伴う生活環境影響調査報告書」（平成27年9月 株式会社東都IWD）

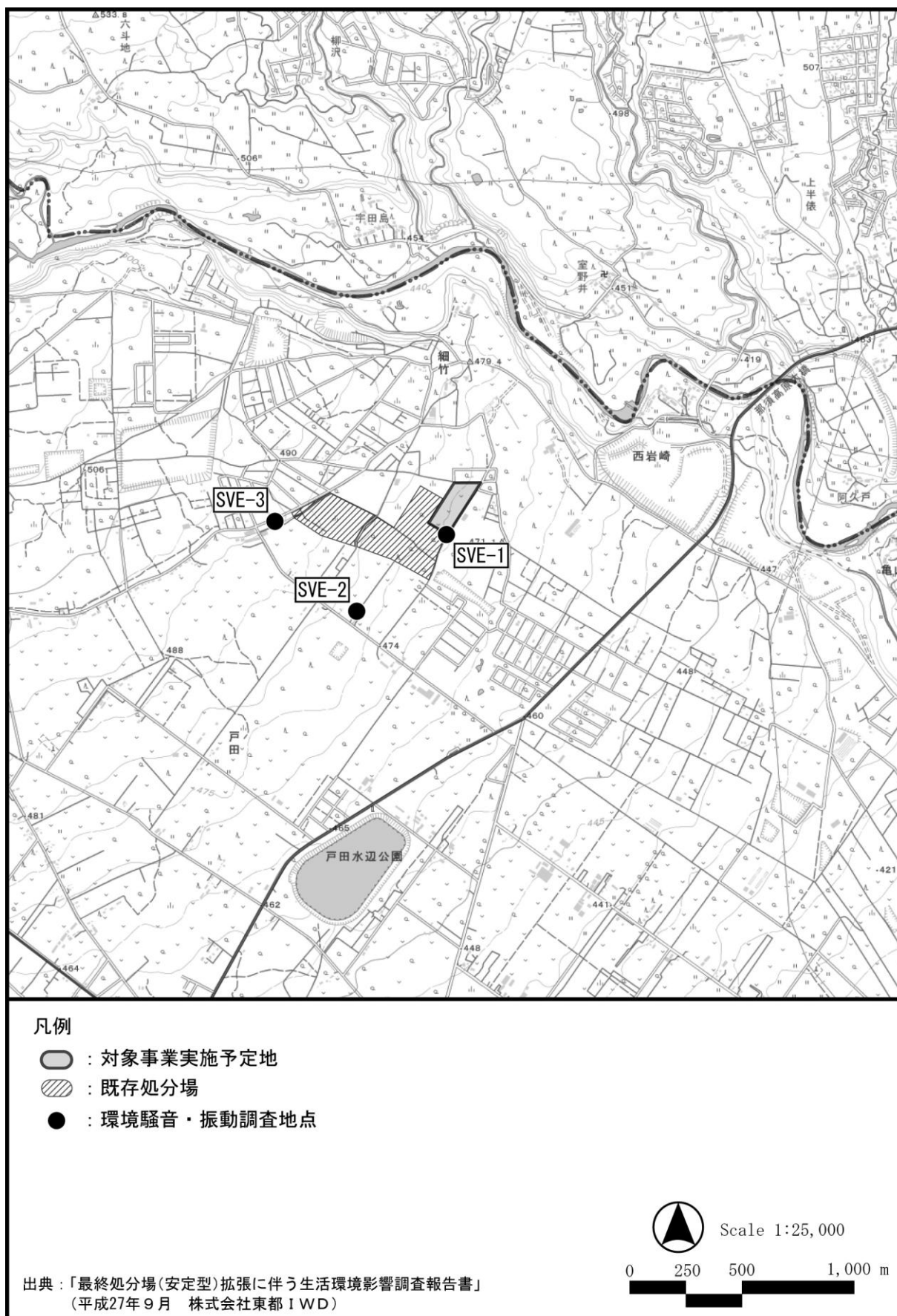


図 3.1.1-10 騒音・振動調査地点 (IWD 既往調査)

② 自動車騒音の状況

対象事業実施予定地周辺では、図 3.1.1-11に示すとおり、道路交通騒音の調査が行われている。その評価結果は表 3.1.1-12に示すとおりであり、2020年度の評価区間は昼夜ともに環境基準に適合している。

また、IWD既往調査によれば図 3.1.1-12に示す地点における道路交通騒音の調査結果は表 3.1.1-13に示すとおりであり、環境基準に適合している。

表 3.1.1-12 道路交通騒音の環境基準達成状況（2020）

路線名	評価区間延長	評価対象戸数	昼夜とも基準値以下
矢板那須線（黒磯田島線より北側）	4.20km	12戸	12戸
矢板那須線（黒磯田島線より南側）	10.10km	146戸	146戸
黒磯田島線	6.30km	74戸	74戸

出典：「環境展望台 自動車騒音の常時監視結果」（国立環境研究所HP、閲覧：令和7年5月）

表 3.1.1-13 道路交通騒音の状況（IWD既往調査：H26.12屋間）

単位：dB

調査地点	等価騒音レベル	時間率騒音レベル			環境基準
	L _{Aeq}	L ₅	L ₅₀	L ₉₅	
SVR-1（市道戸田縦3号線）	57	51	46	32	65
SVR-2（県道30号矢板那須線）	67	71	66	48	70

出典：「最終処分場（安定型）拡張に伴う生活環境影響調査報告書」（平成27年9月 株式会社東都IWD）



図 3.1.1-11 道路交通騒音の状況

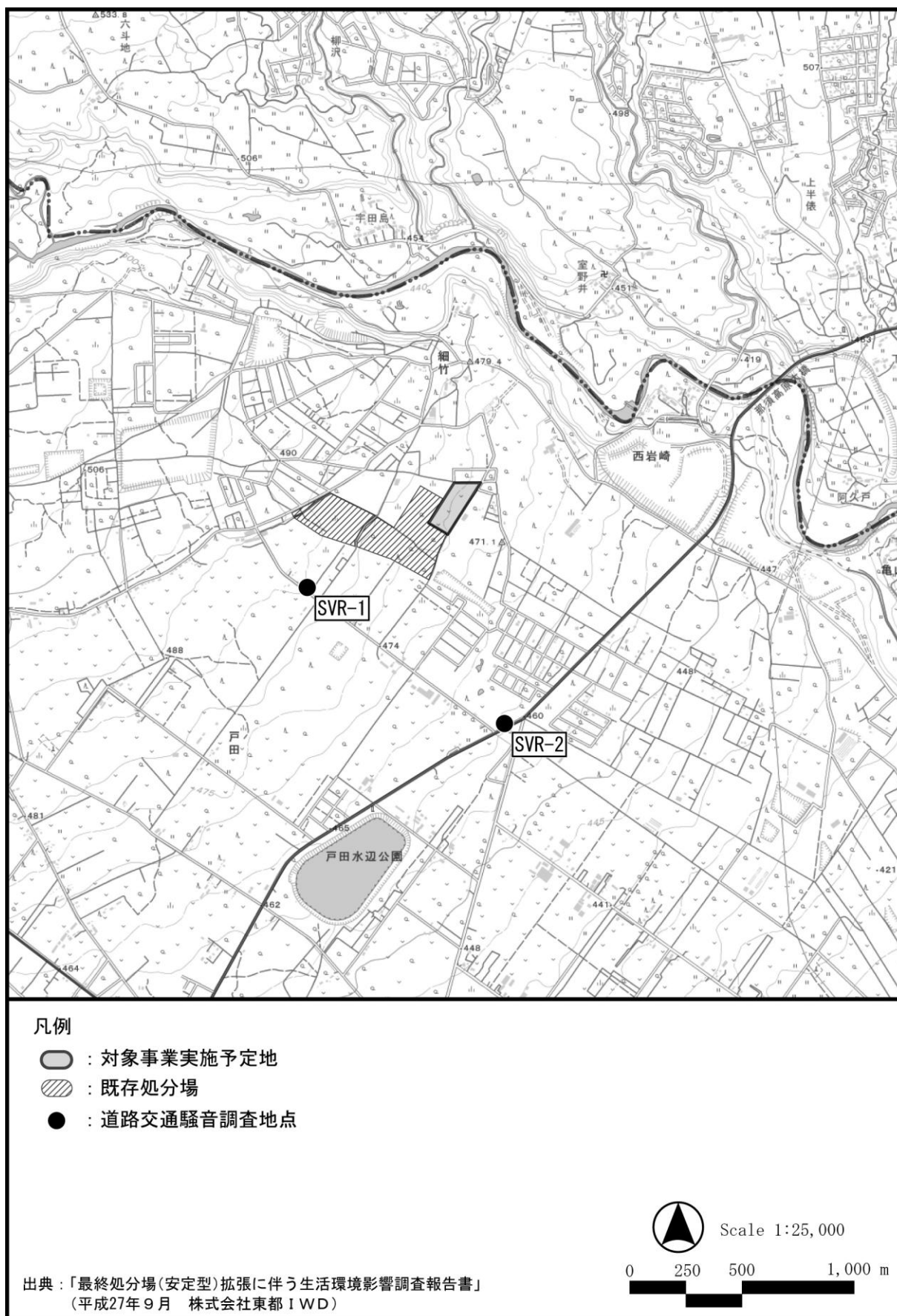


図 3.1.1-12 道路交通騒音調査地点 (IWD 既往調査)

(3) 振動の状況

IWD既往調査によれば図 3.1.1-10に示す地点における振動の調査結果は表 3.1.1-14に示すとおりであり、測定下限値の25dBを下回っていた。

表 3.1.1-14 振動の状況（IWD既往調査：H26.12）

単位：dB

調査地点	時間率騒音レベル		
	L ₁₀	L ₅₀	L ₉₀
SVE-1	<25	<25	<25
SVE-2	<25	<25	<25
SVE-3	<25	<25	<25

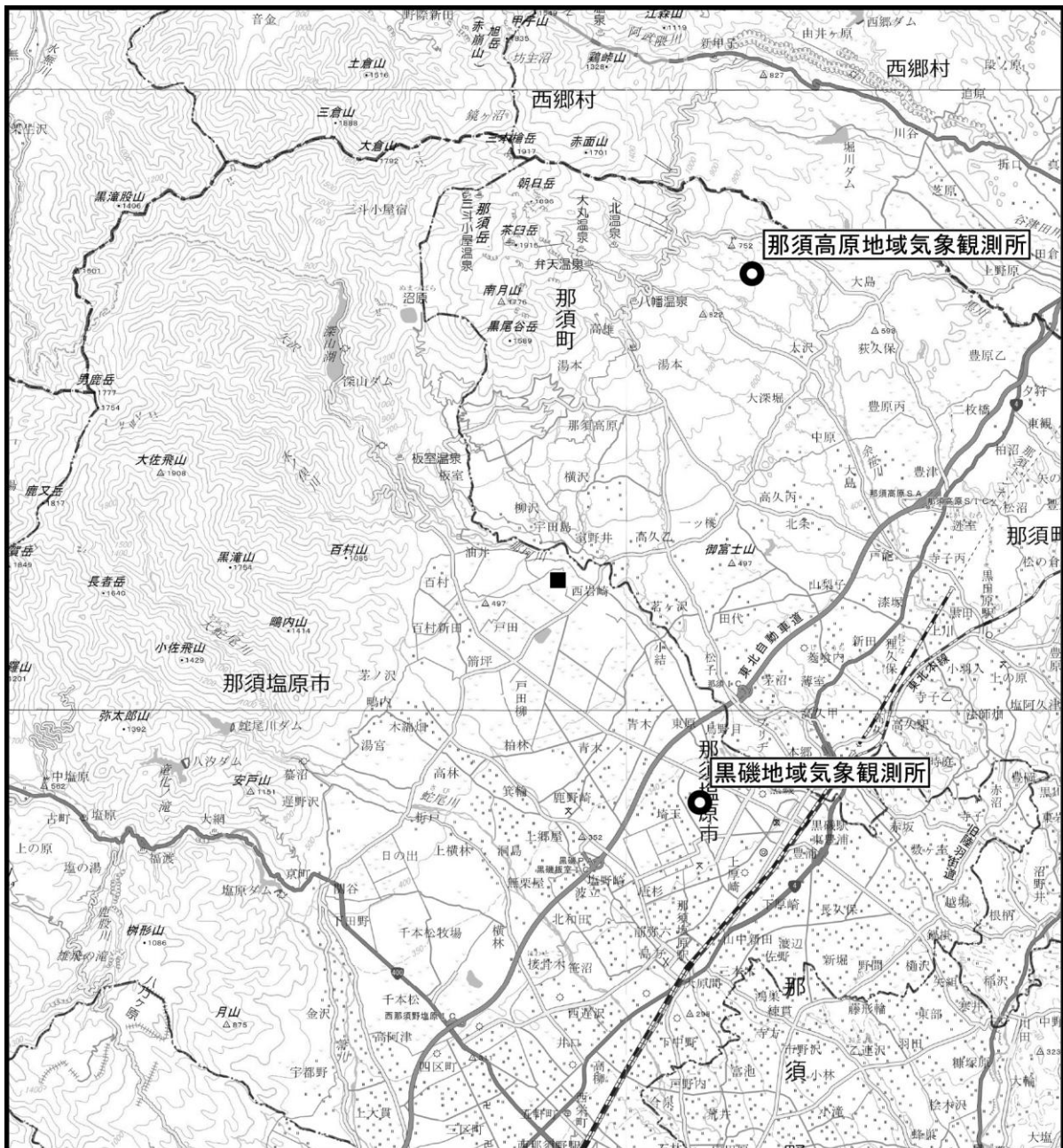
出典：「最終処分場（安定型）拡張に伴う生活環境影響調査報告書」（平成27年9月 株式会社東都IWD）

(4) 悪臭の状況

対象事業実施予定地周辺では、悪臭測定状況を把握できる既存文献等は確認されなかった。

(5) 気象の状況

那須塩原市は標高200m以上であり、高原性の冷涼な気候である。降水量は夏季に多く、冬に少なく、年間で1,500～2,000mm、山間部では冬季には積雪があり、4月下旬でも残雪がみられる。対象事業実施予定地に最も近い地域気象観測所は、図 3.1.1-13に示すとおり南東側約8km付近の「黒磯地域気象観測所」である。黒磯地域気象観測所における1991年から2020年の30年間の気象の状況は表 3.1.1-15に、2024年の状況は表 3.1.1-16、図 3.1.1-14に示すとおりである。



凡例

- : 対象事業実施予定地
- : 気象観測所



Scale 1:200,000

0 2.5 5 10 km

出典：「気象観測所一覧 令和6年12月18日現在」
(気象庁HP 閲覧：令和7年5月)

図 3.1.1-13 気象観測所位置

表 3.1.1-15 気象の状況（平年値）

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
1月	32.9	0.9	5.6	-3.9	2.3	169.8
2月	32.4	1.5	6.6	-3.4	2.5	166.8
3月	81.0	4.9	10.4	-0.6	2.6	190.8
4月	111.0	10.2	16.1	4.2	2.5	189.6
5月	143.3	15.5	21.0	9.8	2.2	177.1
6月	175.1	19.1	23.9	14.8	1.8	122.4
7月	254.5	22.8	27.3	19.2	1.6	114.5
8月	234.0	23.8	28.6	20.1	1.6	134.2
9月	230.3	20.1	24.8	16.2	1.8	115.7
10月	158.3	14.5	19.3	9.8	2.0	134.7
11月	73.9	8.5	13.8	3.1	2.0	150.1
12月	41.3	3.3	8.3	-1.8	2.1	157.4
年	1552.5	12.1	17.1	7.3	2.1	1822.1

注：1. 値は、アメダス（黒磯）の1991～2020年の30年間の平均値

2. 年欄の値；降水量、日照時間は年間の合計値、その他の気象要素は年平均値

3. 風速計の地上高は9.9m

出典：「気象統計情報」（気象庁HP、閲覧：令和7年5月）

表 3.1.1-16 気象の状況（2024）

月	項目	降水量 (mm)	気温（℃）			風向・風速		日照時間 (h)
			平均	日最高	日最低	平均風速 (m/s)	最多風向	
1	合計	45.0	2.3	8.0	-3.8	3.0	北北西	184.6
2		53.5	3.5	8.7	-1.6	3.5	北北西	182.3
3		163.0	4.9	10.3	-1.4	3.2	北北西	208.4
4		96.0	13.6	19.2	7.4	2.6	南	168.4
5		174.5	16.4	22.1	10.3	2.7	南南西	205.4
6		90.5	20.5	25.6	15.6	2.0	南	188.1
7		142.5	25.3	30.3	21.3	1.6	北	137.1
8		548.0	25.8	31.0	22.5	2.0	南	135.8
9		241.5	23.0	27.8	19.6	1.9	北北東	110.4
10		120.5	16.9	21.3	12.3	2.3	北北東	122.0
11		77.0	9.7	15.1	3.6	2.6	北北西	167.4
12		0.0	3.1	8.9	-2.6	2.6	北北西	197.7
年間		1752.0	13.8	19.0	8.6	2.5	北北西	2007.6

）：統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う（準正常値）。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の80%を基準とする。

出典：「気象統計情報」（気象庁HP、閲覧：令和7年5月）

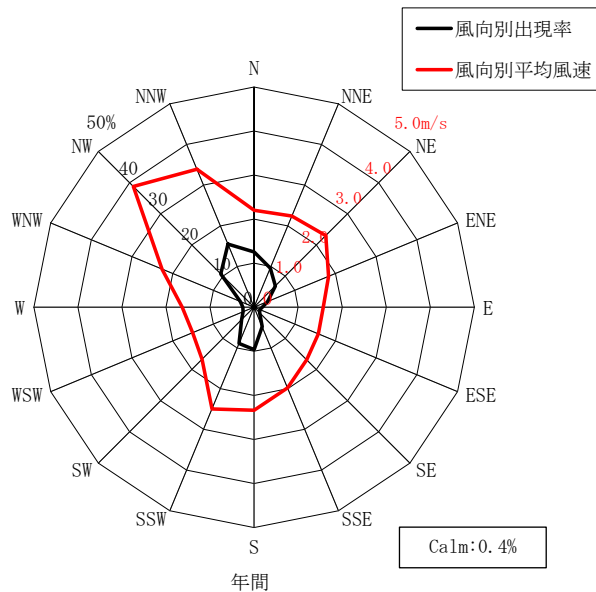


図 3.1.1-14 風配図 (2024)

3.1.2 水環境の状況

(1) 水質、水底の底質の状況

① 公共用水域の水質

対象事業実施予定地周辺の河川では、図 3.1.2-1に示す地点において水質が測定されている。対象事業実施予定地付近の恒明橋における測定結果は表 3.1.2-1に示すとおりである。恒明橋のAA類型の基準と比較すると、大腸菌群数及び大腸菌数では基準に適合していないが、その他の項目については過去5年、基準に適合している。

表 3.1.2-1 河川水質の測定結果（那珂川 恒明橋）

年度	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質濃度 (mg/L)	溶存酸素量 (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	大腸菌数 (CFU/100mL)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)
R1	7.4~8.0	0.7	1	11	380		
R2	7.3~8.1	0.6	1	11	670		0.034
R3	7.2~8.1	0.6	2	11	1,400		
R4	7.3~8.1	0.6	1	11		92	
R5	7.3~8.1	0.5	2	11		130	
環境基準	6.5~8.5	1 以下	25 以下	7.5 以上	50 以下	20 以下	1 以下

注1. BODは年間の測定値の75%水質値、その他の項目は年間の測定値の算術平均値。

注2. 平均値 (BODは75%値) に下線を付した項目は、準用基準を超過した項目。

出典：「栃木県水質年表」(令和元年度～令和5年度 栃木県)

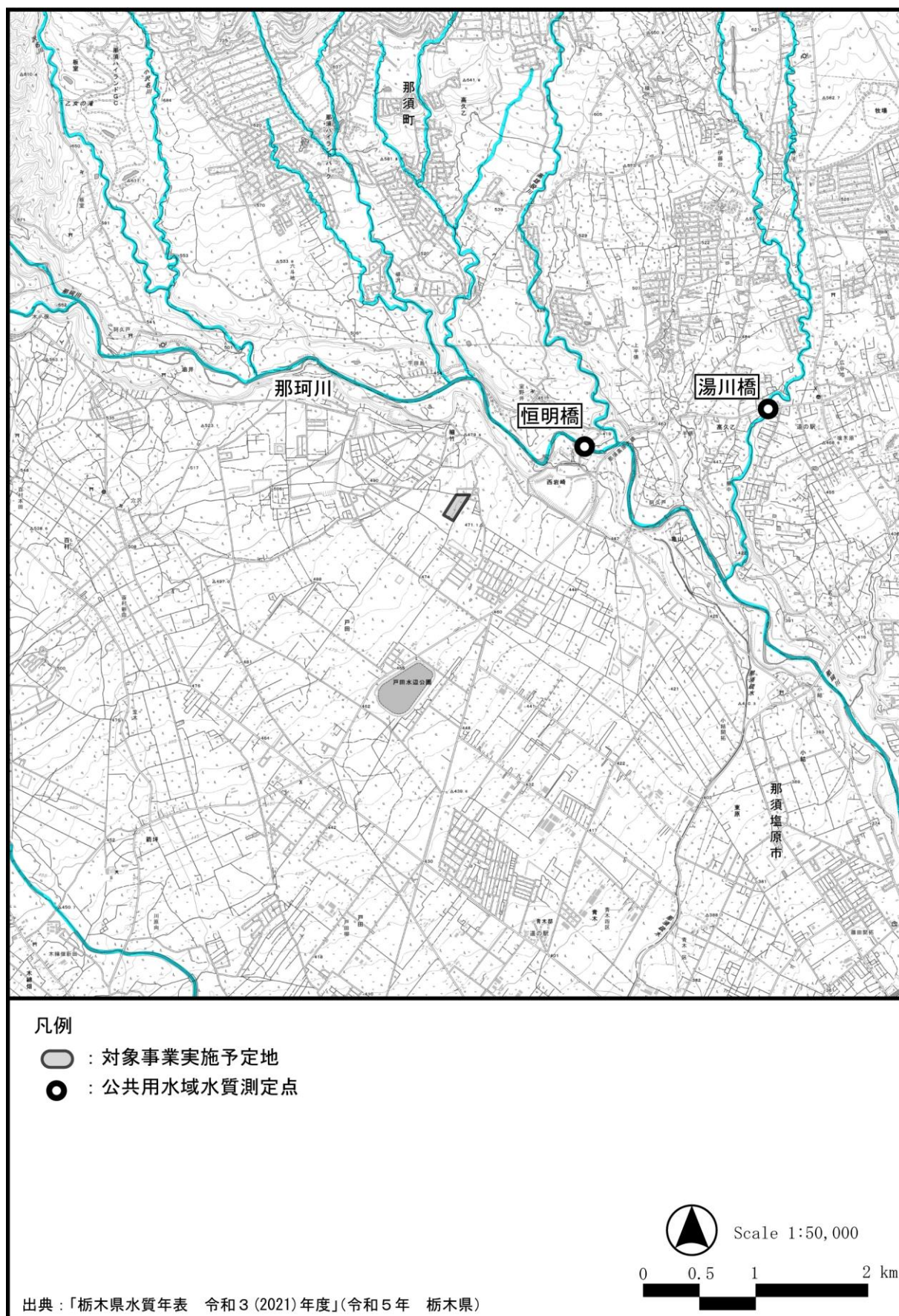


図 3.1.2-1 公共用水域水質調査地点

② 水底の底質の状況

栃木県では水底の底質のダイオキシン類による汚染状況を常時監視しており、対象事業実施予定地周辺では平成29年度に調査されている。その結果は表 3.1.2-2に示すとおりであり、環境基準に適合している。

表 3.1.2-2 水底の底質測定結果

測定年度	測定地点名	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準の適否 (底質)
平成29年度	那珂川（恒明橋）	0.18	適

環境基準：150pg-TEQ/g以下

出典：「栃木県水質年表 平成29年度」（平成31年 栃木県）

(2) 水象の状況

対象事業実施予定地の周囲の主な河川・湖沼としては、図 3.1.2-2に示すとおり、1級河川的那珂川がある。那珂川上流流域（三本槍岳～那珂川町小口直轄区間接続部）の流域面積及び流路延長は表 3.1.2-3に示すとおりである。

表 3.1.2-3 那珂川上流流域の流域面積及び流路延長

流域面積 (km ²)	流路延長 (km)
727.5	59.0

出典：「一級河川那珂川水系 那珂川上流圏河川整備計画」
(平成14年1月 栃木県・福島県)



図 3.1.2-2 主な河川

(3) 地下水の状況

① 地下水の水質

対象事業実施予定地付近では、既存の処分場において地下水質の測定が行われており（図 3.1.2-3）、その近年の結果は表 3.1.2-4に示すとおりであり、基準に適合している。

表 3.1.2-4(1) 地下水質測定結果（上流）

単位：mg/L

項目	測定月					基準※1
	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	
アルキル水銀	不検出 (0.0005未満)	不検出 (0.0005未満)	不検出 (0.0005未満)	不検出 (0.0005未満)	不検出 (0.0005未満)	検出されないこと
総水銀	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003
鉛	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.01
六価クロム	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05
砒素	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01
全シアン	不検出 (0.1未満)	不検出 (0.1未満)	不検出 (0.1未満)	不検出 (0.1未満)	不検出 (0.1未満)	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	不検出 (0.0005未満)	不検出 (0.0005未満)	不検出 (0.0005未満)	不検出 (0.0005未満)	不検出 (0.0005未満)	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.01
テトラクロロエチレン	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.01
ジクロロメタン	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02
四塩化炭素	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.004
1,1-ジクロロエチレン	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.1
1,2-ジクロロエチレン	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04※2
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006
1,3-ジクロロプロペン	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002
チウラム	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006
シマジン	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003
チオベンカルブ	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02
ベンゼン	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01
セレン	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.01
1,4-ジオキサン	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05
クロロエチレン※3	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002

※1：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年3月14日 総理府厚生省令第1号）別表2

※2：シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量

※3：別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー

表 3.1.2-4(2) 地下水質測定結果（下流）

単位：mg/L

項目	測定月					基準※ ¹
	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	
アルキル水銀	不検出 (0.0005未満)	不検出 (0.0005未満)	不検出 (0.0005未満)	不検出 (0.0005未満)	不検出 (0.0005未満)	検出されないこと
総水銀	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003
鉛	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.01
六価クロム	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05
砒素	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01
全シアン	不検出 (0.1未満)	不検出 (0.1未満)	不検出 (0.1未満)	不検出 (0.1未満)	不検出 (0.1未満)	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	不検出 (0.0005未満)	不検出 (0.0005未満)	不検出 (0.0005未満)	不検出 (0.0005未満)	不検出 (0.0005未満)	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.01
テトラクロロエチレン	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.01
ジクロロメタン	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02
四塩化炭素	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.004
1,1-ジクロロエチレン	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.1
1,2-ジクロロエチレン	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04※ ²
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006
1,3-ジクロロプロペン	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002
チウラム	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006
シマジン	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003
チオベンカルブ	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02
ベンゼン	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01
セレン	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.01
1,4-ジオキサン	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05
クロロエチレン※ ³	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002

※¹：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年3月14日 総理府厚生省令第1号）別表2

※²：シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量

※³：別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー

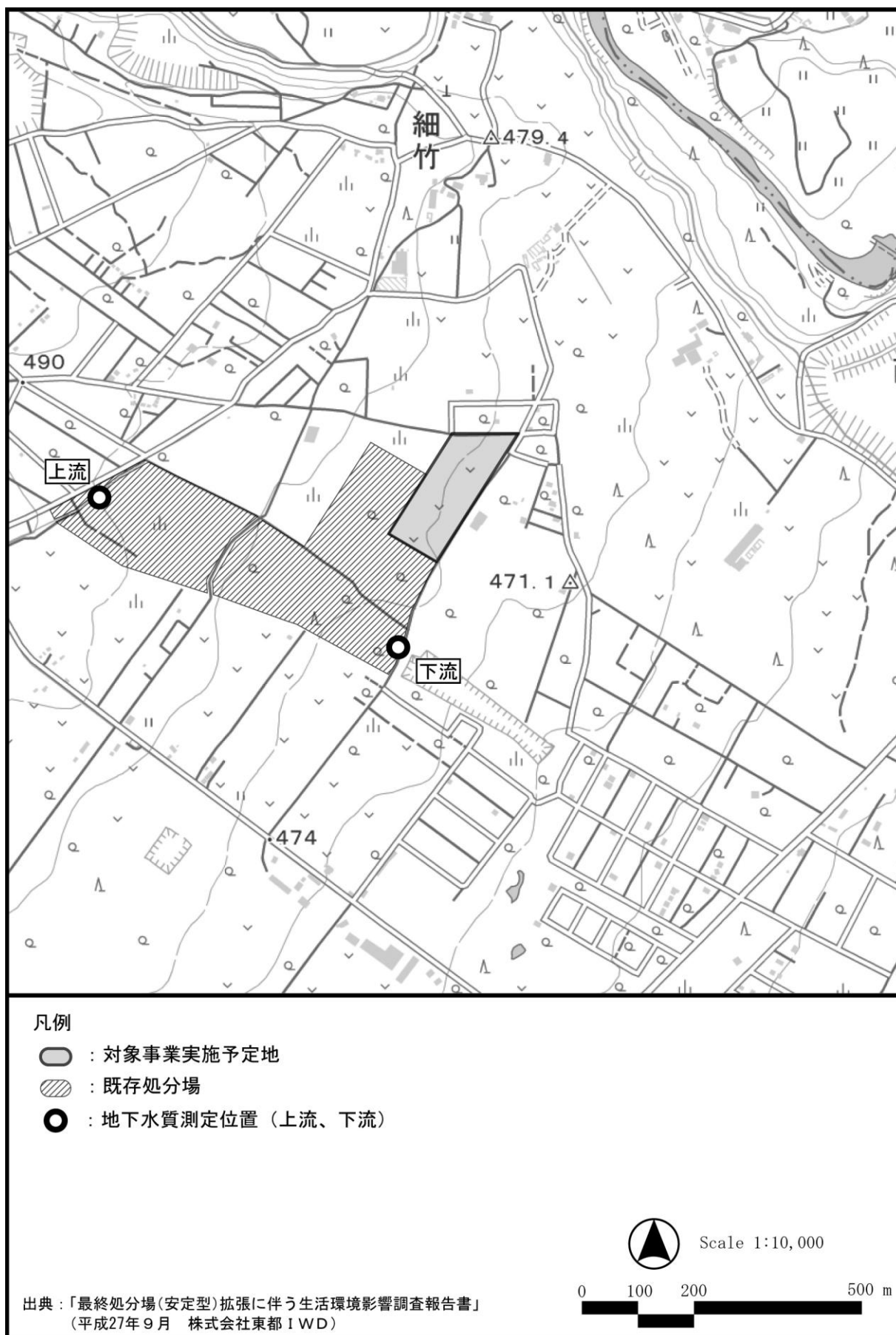


図 3.1.2-3 地下水質測定位置

② 地下水の流況

IWD既往調査によれば、対象事業実施予定地付近には図 3.1.2-4に示す地下水観測井戸が設置されており、その水位観測結果は表 3.1.2-5に示すとおりである。

これらの地下水位から想定される地下水流向の概要は図 3.1.2-4に示すとおりである。対象事業実施予定地は那珂川と熊川に挟まれた扇状地性平坦面にあり、地下水は砂礫や礫層からなる段丘堆積物の中に含まれている。地表面勾配は北西から南東方向へ向かって下っており、地下水は概ね地形に沿って流れていると考えられる。

表 3.1.2-5 観測井戸の概況（測定期間：H26.5～H27.8）

観測井戸	標高 (m)	期間内最高水位		期間内最低水位	
		G L (m)	標高 (m)	G L (m)	標高 (m)
W 1	487.44	-69.29	418.14	-72.91	414.53
W 2	473.84	-58.89	414.94	-72.88	400.96
W 3	466.84	-56.50	409.54	-59.09	407.79
W 4	478.58	-48.38	428.18	-52.83	425.75
W 5	475.06	-57.4	417.47	-59.2	415.86

出典：「最終処分場（安定型）拡張に伴う生活環境影響調査報告書」（平成27年9月 株式会社東都IWD）

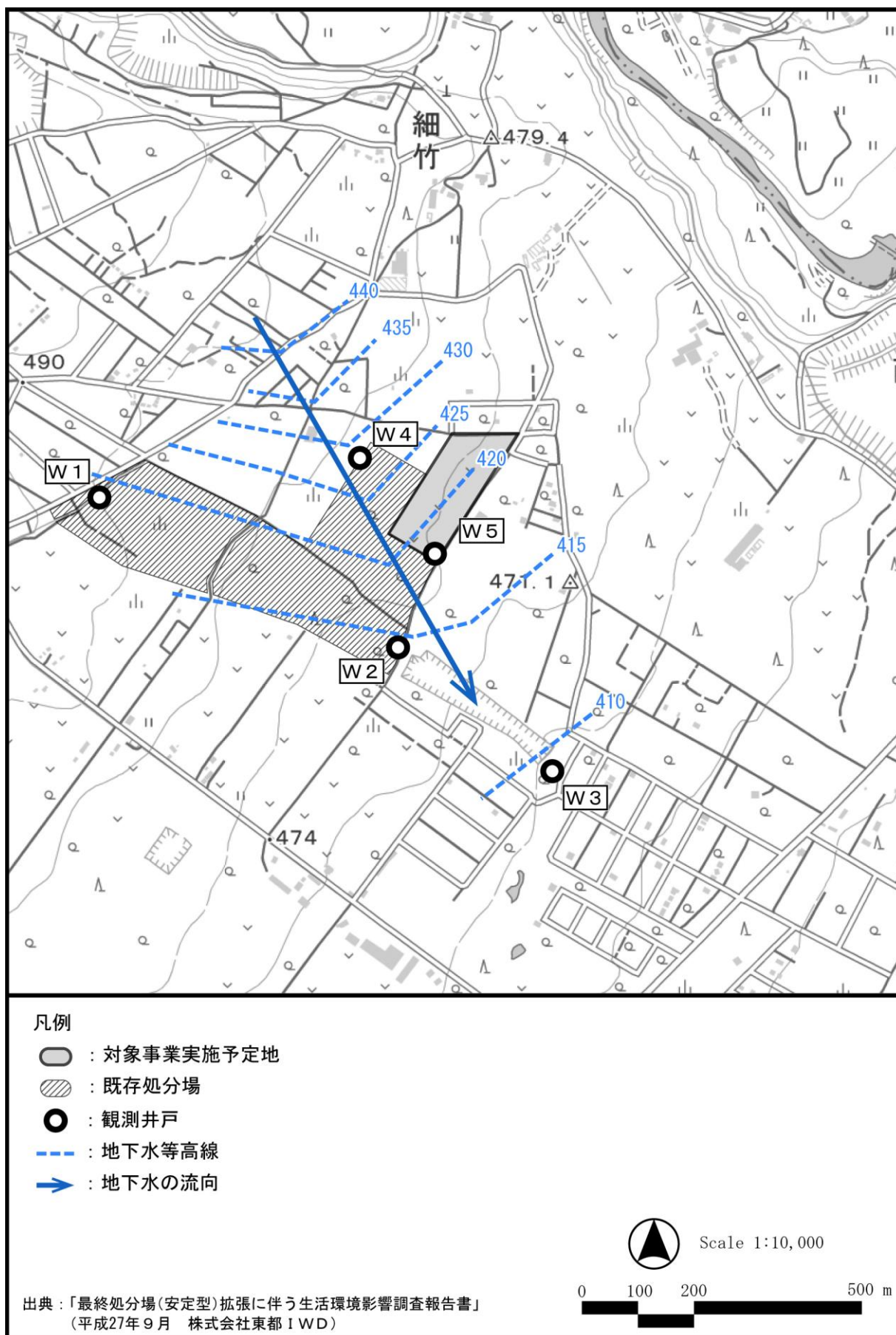


図 3.1.2-4 地下水の流向

3.1.3 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

「土地分類基本調査 那須岳」(1996 栃木県)によれば、対象事業実施予定地及びその周辺の地形分類は、図 3.1.3-1に示すとおりである。対象事業実施予定地の地形は、厚い砂礫層からなり、上部は黒土に覆われる穴沢扇状地となっている。

なお、対象事業実施予定地及びその周囲には、「日本の地形レッドデータブック第1集、第2集」(日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成12、14年)に記載されている、学術上又は希少性の観点から重要な地形及び、「栃木県版レッドリスト(第4次/2023年版)」(栃木県環境森林部自然環境課、2023)に掲載されている地形、「文化財保護法」(昭和25年 法律第214号)により指定された地質鉱物のうち学術的に希少なものは存在しない。

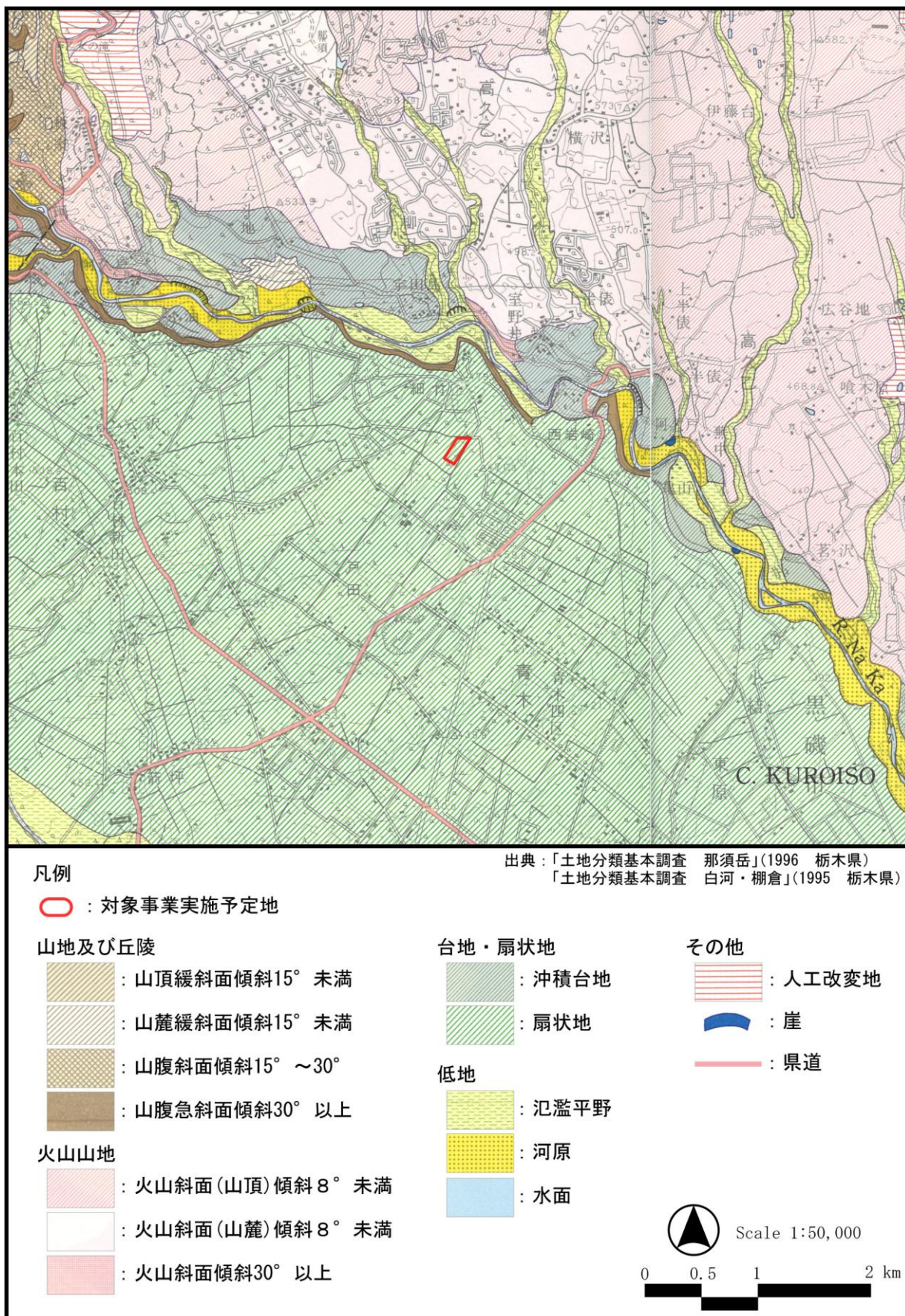


図 3.1.3-1 地形分類図

(2) 地質の状況

対象事業実施予定地及びその周辺の表層地質は、図 3.1.3-3に示すとおりである。対象事業実施予定地の地質は、未固結堆積物（礫・砂・泥(2)）となっている。

また、IWD既往調査によると、対象事業実施予定地付近は表土下0.5～81mまで主に玉石と砂で構成されている。対象事業実施予定地付近の地質断面模式図は図 3.1.3-2に示すとおりであり、第一帯水層は既存処分場の埋立地底面より低い標高410m付近に分布しているとされている。なお、既存処分場では地下水の湧出や降雨時での地下水の浸み出しは認められていない。

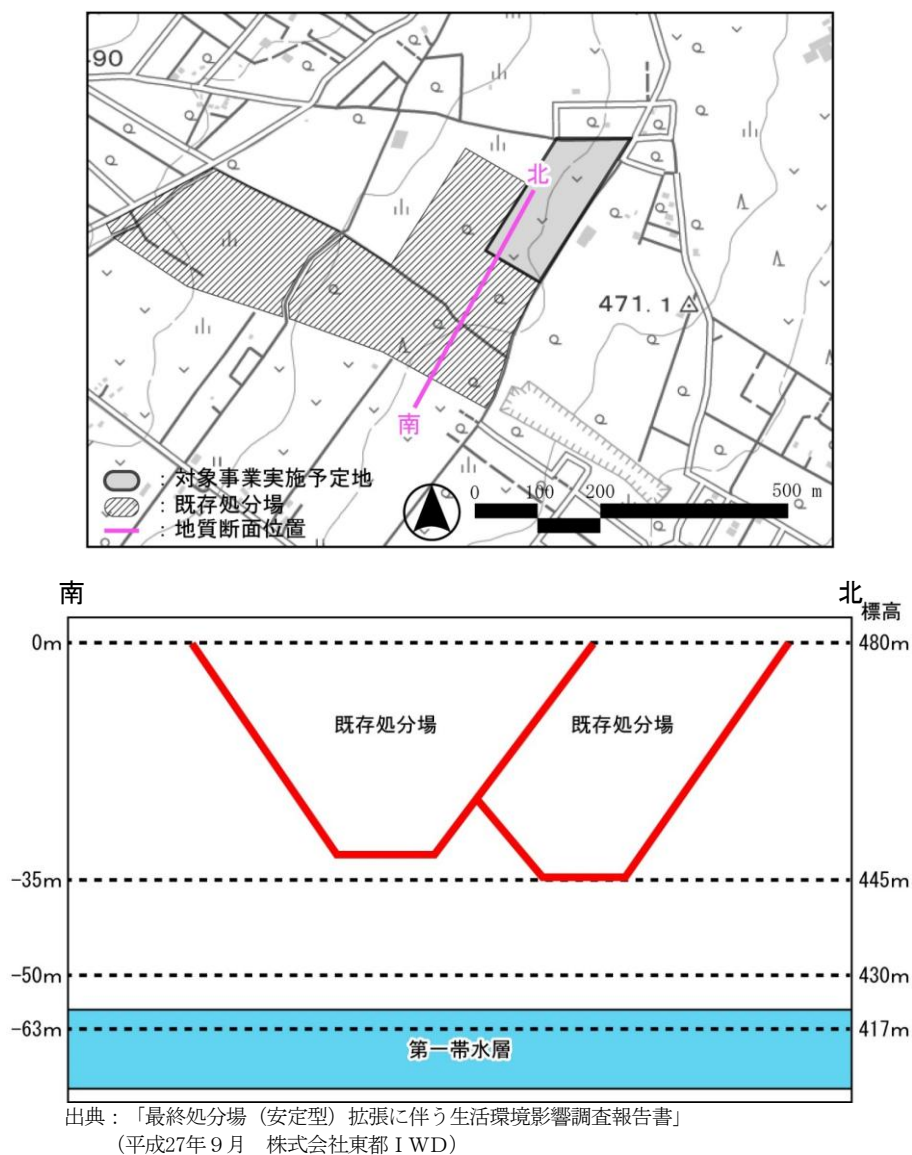
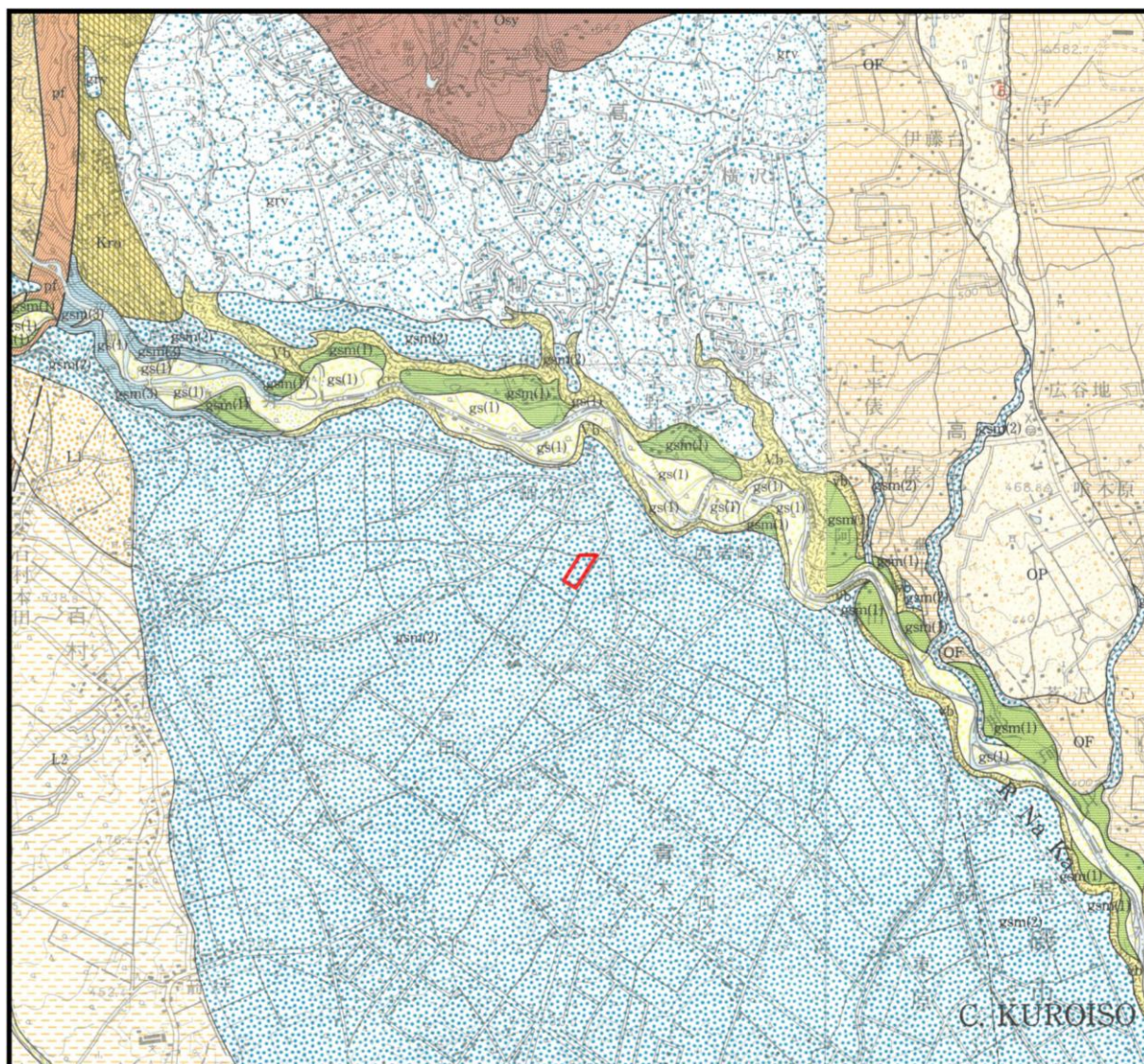


図 3.1.3-2 地質断面模式図



凡例

○ : 対象事業実施予定地

未固結堆積物

- gs(1) : 礫・砂(1)
- gsm(1) : 礫・砂・泥(1)
- gsm(2) : 礫・砂・泥(2)
- grv : 礫

半固結堆積物

- gsm(3) : 礫・砂・泥(3)

火山性堆積物（未固結）

- L1 : 火山灰(1)
- L2 : 火山灰(2)
- OP : 軽石凝灰岩
- OF : 火山灰～岩塊

火山性堆積物（半固結）

- Vb : 火山角礫・泥流堆積物
- pf : 軽石凝灰岩

火山性堆積物（固結）

- Fw : 軽石凝灰岩
・凝灰角礫岩・凝灰岩

火山岩

- Kuro : 安山岩質岩石
〈安山岩溶岩・火砕物〉
- Osy : 安山岩質岩石
〈安山岩～デイサイト
溶岩・火砕物〉

出典 : 「土地分類基本調査 那須岳」(1996 栃木県)
「土地分類基本調査 白河・棚倉」(1995 栃木県)



Scale 1:50,000



図 3.1.3-3 表層地質図

3.1.4 地盤及び土壌の状況

(1) 地盤の状況

① 断層の状況

対象事業実施予定地の周辺には図 3.1.4-1に示すとおり関谷断層がある。「関谷断層の長期評価（一部改訂）」（平成27年4月24日 地震調査研究推進本部地震調査委員会）によれば、関谷断層は地表で認められる長さは約38kmで、断層の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層であり、今後300年以内の地震発生率はほぼ0～0.003%とされている。

② 地盤沈下の状況

「令和5年度 全国の地盤沈下地域の概況」（環境省 令和7年）によると、対象事業実施予定地及びその周囲において、地盤沈下は確認されていない。



図 3.1.4-1 活断層位置

(2) 土壌の状況

① 土壌

対象事業実施予定地及びその周辺の土壌図は、図 3.1.4-2に示すとおりである。対象事業実施予定地は黒ボク土壌（鯉渕統）となっている。

② 土壌汚染

「土壌汚染対策法に基づく区域指定の状況について」（栃木県HP、閲覧：令和7年5月）によると、那須塩原市の「土壌汚染対策法」（平成14年 法律第53号）に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況は、那須塩原市太夫塚の一部が形質変更時要届出区域に指定されている。

また、那須塩原市における土壌のダイオキシン類の調査は表 3.1.4-1に示すとおり平成29年度、平成31年度に各1地点実施されており、環境基準に適合している。

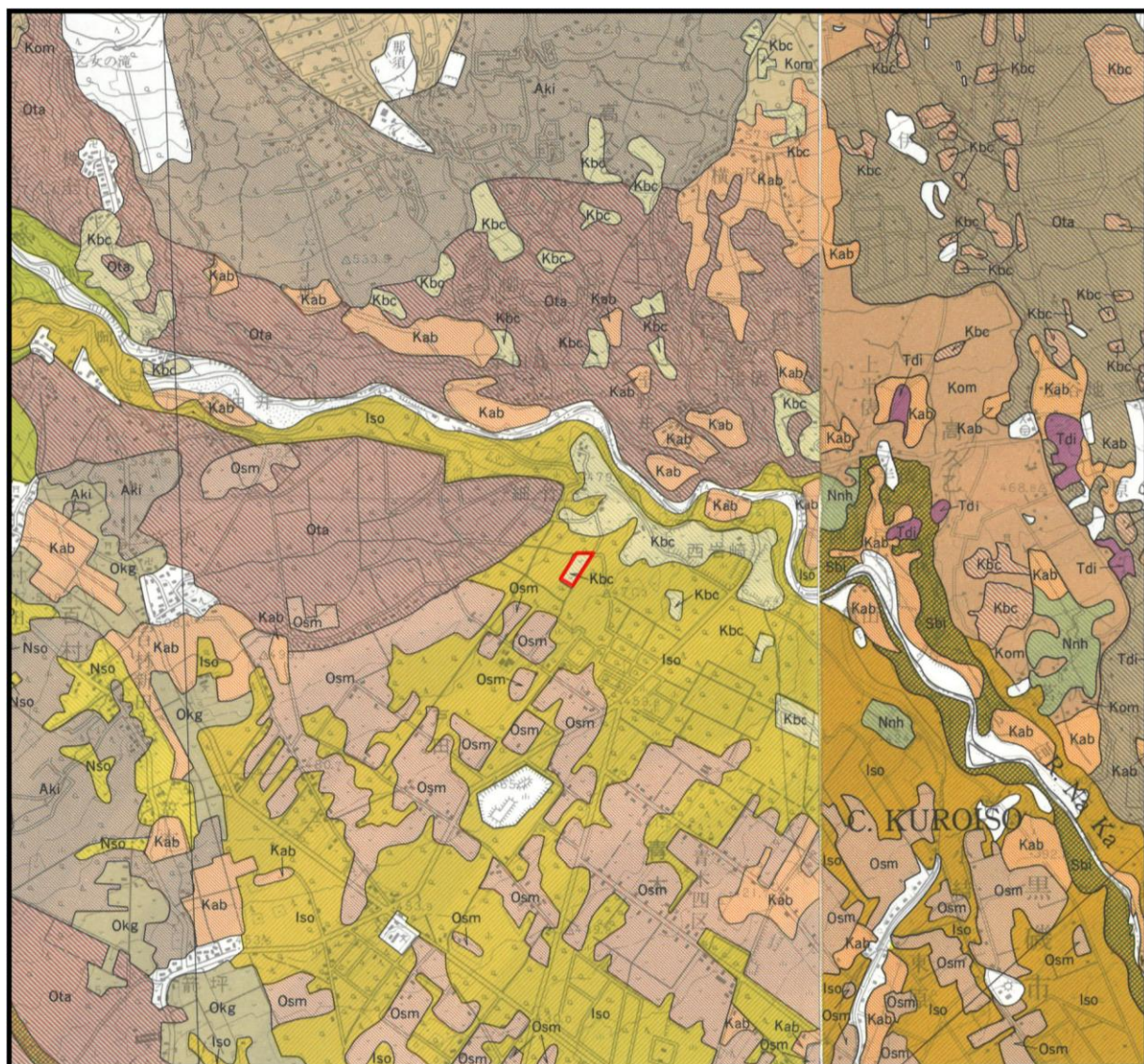
表 3.1.4-1 一般環境土壌のダイオキシン類調査結果

調査年	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準の適否
平成29年度	那須塩原市下田野	0.12	適
平成31年度	那須塩原市鍋掛	0.12	適

環境基準値：1,000pg-TEQ/g

出典：「栃木県水質年表 平成29（2017）年度」（平成31（2019）年1月 栃木県）

「栃木県水質年表 令和元（2019）年度」（令和2（2020）年9月 栃木県）



凡例

○：対象事業実施予定地

山地及び丘陵地の土壌

厚層黒ボク土壌

Ota：大田原統

Aki：赤井統

粗粒黒ボク土壌

Iso：黒磯統

Kom：米神統

褐色森林土壌

Syn：篠井統

粗粒褐色低地土壌

Sbi：蛇尾統

台地及び低地地域の土壌

黒ボク土壌

Kbc：鯉渚統

Okg：大川口統

粗粒黒ボク土壌

Osm：大清水統

多湿黒ボク土壌

Kab：鹿畑統

Nnh：西の原統

黒ボクグライ土壌

Tdi：蓼池統

出典：「土地分類基本調査 那須岳」(1996 栃木県)
「土地分類基本調査 白河・棚倉」(1995 栃木県)

その他

□：未区分地



Scale 1:50,000



図 3.1.4-2 土壌図

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物の生息状況

対象事業実施予定地及びその周囲において生息が想定される動物種を把握するため、当該地域の自然特性等を勘案し、表 3.1.5-1に示す文献その他の資料等より当該地域の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類の生息情報の整理を行った。既存文献より動物種等を把握する調査範囲は、各既存文献の調査方法、整理内容に応じて、表 3.1.5-1に示す範囲とした。

表 3.1.5-1 動物の生息状況を把握するための文献その他の資料及び抽出範囲

No.	既存文献	分類群					生息情報の抽出範囲
		哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	昆虫類	
①	「自然環境調査 Web-GIS 第5回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査結果」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和5年3月)	●		●	●	●	対象事業実施予定地が含まれる2次メッシュ(553947 板室)に確認情報がある種
②	「自然環境調査 Web-GIS 第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査結果」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和5年3月)	●					
③	「自然環境調査 Web-GIS 全国鳥類繁殖分布調査平成28～令和3年度」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和5年3月)		●				
④	「レッドデータとちぎWEB」(栃木県HP 閲覧：令和5年3月)	●	●	●	●	●	
⑤	「黒磯市動植物実態調査報告書」(平成10年3月 黒磯市動植物実態調査研究会)	●		●	●	●	細竹、西岩崎、戸田に生息記録がある種
			●				平野部が生息環境と記されている種

① 動物相の概要

対象事業実施予定地及びその周囲の動物相の概要は、表 3.1.5-2～表 3.1.5-6に示すとおり、哺乳類16種、鳥類86種、爬虫類6種、両生類8種、昆虫類177種の記録が得られた。

表 3.1.5-2 哺乳類相（既存文献）

目名	科名	種名	資料No.			
			①	②	④	⑤
モグラ目	モグラ科	アズマモグラ				○
コウモリ目	キクガシラコウモリ科	コキクガシラコウモリ				○
		キクガシラコウモリ				○
	ヒナコウモリ科	モモジロコウモリ				○
		ウサギコウモリ				○
		テングコウモリ				○
サル目	オナガザル科	ニホンザル		○		○
ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ				○
ネズミ目	リス科	ニホンリス				○
	ネズミ科	アカネズミ				○
ネコ目	クマ科	ツキノワグマ		○		○
	イヌ科	タヌキ		○		○
		キツネ		○		○
	イタチ科	ニホンアナグマ		○		
ウシ目	イノシシ科	イノシシ		○		
	ウシ科	カモシカ		○		
7目	12科	16種	0種	7種	0種	13種

注：分類及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和4年度生物リスト）」（国土交通省、令和4年）に準拠した。

資料No. は表 3.1.5-1と対応する。

表 3.1.5-3(1) 鳥類相（既存文献）

目名	科名	和名	資料No.		
			③	④	⑤
キジ	キジ	コジュケイ			○
		ヤマドリ		○	
		キジ			○
ハト	ハト	キジバト			○
カッコウ	カッコウ	ホトトギス			○
		カッコウ			○
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ		○	○
アマツバメ	アマツバメ	アマツバメ			○
チドリ	チドリ	タゲリ			○
		ケリ			○
	シギ	ヤマシギ			○
		オオジシギ			○
タカ	タカ	ハチクマ			○
		トビ			○
		ツミ			○
		ハイタカ		○	○
		オオタカ		○	○
		サシバ			○
		ノスリ			○
フクロウ	フクロウ	フクロウ		○	○
		アオバズク			○
キツツキ	キツツキ	コゲラ			○
		アカゲラ			○
		アオゲラ			○
ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ			○
		ハヤブサ			○

表 3.1.5-3(2) 鳥類相（既存文献）

目名	科名	和名	資料No.		
			③	④	⑤
スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ		○	
	カササギヒタキ	サンコウチョウ		○	○
	モズ	モズ			○
		アカモズ			○
	カラス	カケス			○
		オナガ			○
		ハシボソガラス			○
		ハシブトガラス			○
	キクイタダキ	キクイタダキ			○
	シジュウカラ	コガラ			○
		ヤマガラ			○
		ヒガラ			○
		シジュウカラ			○
	ヒバリ	ヒバリ			○
	ツバメ	ツバメ			○
		コシアカツバメ			○
		イワツバメ			○
	ヒヨドリ	ヒヨドリ			○
	ウグイス	ウグイス			○
		ヤブサメ			○
	エナガ	エナガ			○
	メジロ	メジロ			○
	セッカ	セッカ			○
	ゴジュウカラ	ゴジュウカラ			○
	ミソサザイ	ミソサザイ			○
	ムクドリ	ムクドリ			○
	ヒタキ	トラツグミ			○
		クロツグミ		○	○
		シロハラ			○
		アカハラ			○
		ツグミ			○
		ルリビタキ			○
		ジョウビタキ			○
		ノビタキ			○
		サメビタキ			○
		コサメビタキ		○	○
		キビタキ			○
	スズメ	スズメ			○
	セキレイ	キセキレイ			○
		ハクセキレイ			○
		セグロセキレイ			○
		ビンズイ			○
		タヒバリ			○
	アトリ	アトリ			○
		カワラヒワ			○
		マヒワ			○
		ベニヒワ			○
		ハギマシコ			○
		ベニマシコ			○
		オオマシコ			○
		イスカ			○
		ウソ			○
		シメ			○
		イカル			○
	ホオジロ	ホオジロ			○
		ホオアカ			○
		カシラダカ			○
		ミヤマホオジロ			○

表 3.1.5-3(3) 鳥類相（既存文献）

目名	科名	和名	資料No.		
			③	④	⑤
スズメ	ホオジロ	アオジ			○
		クロジ			○
11目	32科	86種	0種	9種	84種

注：分類及び配列は「日本鳥類目録 改訂第7版」（2012 日本鳥学会）に準拠した。

資料No. は表 3.1.5-1と対応する。

表 3.1.5-4 爬虫類相（既存文献）

目名	科名	種名	資料No.		
			①	④	⑤
有鱗目	カナヘビ科	ニホンカナヘビ		○	
	ナミヘビ科	シマヘビ		○	
		アオダイショウ		○	
		ジムグリ		○	
		ヤマカガシ		○	
	クサリヘビ科	ニホンマムシ		○	
1目	3科	6種	0種	6種	0種

注：分類及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和4年度生物リスト）」（国土交通省、令和4年）に準拠した。

資料No. は表 3.1.5-1と対応する。

表 3.1.5-5 両生類相（既存文献）

目名	科名	種名	資料No.		
			①	④	⑤
有尾目	サンショウウオ科	トウホクサンショウウオ	○	○	
	イモリ科	アカハライモリ		○	
無尾目	ヒキガエル科	アズマヒキガエル		○	
	アカガエル科	ニホンアカガエル		○	
		ヤマアカガエル		○	
		トウキョウダルマガエル		○	
	アオガエル科	シュレーゲルアオガエル		○	
		カジカガエル		○	
2目	5科	8種	1種	8種	0種

注：分類及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和4年度生物リスト）」（国土交通省、令和4年）に準拠した。

資料No. は表 3.1.5-1と対応する。

表 3.1.5-6(1) 昆虫類相（既存文献）

目名	科名	種名	資料No.		
			①	④	⑤
トンボ目	トンボ科	ヒメアカネ		○	
カメムシ目	ハネナガウンカ科	アヤヘリハネナガウンカ		○	
		クワヤマハネナガウンカ		○	
	セミ科	アカエゾゼミ	○		
		エゾゼミ	○	○	
		アブラゼミ	○		
		ミンミンゼミ	○		
		チッチゼミ	○		
		ツクツクボウシ	○		
		ヒグラシ	○		
		エゾハルゼミ	○		
	アメンボ科	オオアメンボ	○		
		コセアカアメンボ	○		
	コオイムシ科	タガメ		○	
	マツモムシ科	マツモムシ	○		
トビケラ目	トビケラ科	ムラサキトビケラ		○	

表 3.1.5-6(2) 昆虫類相（既存文献）

目名	科名	種名	資料No.		
			①	④	⑤
チョウ目	セセリチョウ科	キバネセセリ		○	
		ヒメキマダラセセリ	○		
		コチャバネセセリ	○		
		スジグロチャバネセセリ 北海道・本州・九州亜種		○	
	シジミチョウ科	ウスイロオナガシジミ		○	
		オナガシジミ		○	
		ウラゴマダラシジミ		○	
		スギタニルリシジミ 本州亜種	○		
		ツバメシジミ	○		
		オオミドリシジミ		○	
		ウラジロミドリシジミ		○	
		ハヤシミドリシジミ		○	
		ミヤマカラスシジミ		○	
		カラスシジミ		○	
		ウラクロシジミ	○		
		アカシジミ	○		
		クロシジミ		○	
		ヒメシジミ 本州・九州亜種	○		
		ムモンアカシジミ		○	
		フジミドリシジミ		○	
		ウラミスジシジミ		○	
	タテハチョウ科	スミナガシ 本土亜種	○		
		クロヒカゲ 本土亜種	○		
		ヒカゲチョウ	○		
		ヒメジャノメ	○		
		コムスジ 本州以南亜種	○		
		オオムラサキ	○	○	
		ヒメウラナミジャノメ	○		
	アゲハチョウ科	キアゲハ	○		
		ウスバシロチョウ	○		
	シロチョウ科	モンキチョウ	○		
		ヒメシロチョウ 北海道・本州亜種		○	
		スジグロシロチョウ	○		
		モンシロチョウ	○		
	ヤママユガ科	エゾヨツメ	○		
		ヤママユ 本土亜種	○		
		ヒメヤママユ	○		
	スズメガ科	コウチスズメ	○		
	シャチホコガ科	ハネブサシャチホコ		○	
	ヤガ科	ヨシノキシタバ		○	
		エゾシロシタバ	○		
		ジョナスキシタバ	○		
		エゾベニシタバ		○	
		キシタバ	○		
コウチュウ目	オサムシ科	クロオサムシ 関東地方北西部亜種			○
		セアカオサムシ		○	
		オオアトボシアオゴミムシ			○
		カタアカアトギリゴミムシ		○	
		ジュウジアトギリゴミムシ			○
		オンドメクラチビゴミムシ		○	
	ゲンゴロウ科	クロズマメゲンゴロウ	○		
		マメゲンゴロウ	○		
		チビゲンゴロウ	○		
		チャイロシマチビゲンゴロウ	○		
		ヒメシマチビゲンゴロウ	○		
		ゴマダラチビゲンゴロウ	○		
		マルガタシマチビゲンゴロウ	○		

表 3.1.5-6(3) 昆虫類相 (既存文献)

目名	科名	種名	資料No.		
			①	④	⑤
		キベリマメゲンゴロウ	○		
		コクロマメゲンゴロウ	○		
		モンキマメゲンゴロウ	○		
		サワダマメゲンゴロウ	○		
		クロマメゲンゴロウ	○		
	ミズスマシ科	オナガミズスマシ	○		
	シデムシ科	オオヒラタシデムシ			○
	クワガタムシ科	スジクワガタ			○
	コガネムシ科	コイチャコガネ			○
		サクラコガネ			○
		アオハナムグリ			○
		ヒメアシナガコガネ			○
		ヒメビロウドコガネ			○
		ヒメスジコガネ			○
		ヒゲナガビロウドコガネ			○
	タマムシ科	クロナガタマムシ			○
		ホソアシナガタマムシ			○
		ウグイスナガタマムシ			○
		フチトリヒメヒラタタマムシ		○	
		シロオビナカボソタマムシ			○
	コメツキムシ科	サビキコリ			○
		ツマグロコメツキ		○	
		クチブトコメツキ			○
	ジョウカイボン科	ムネアカクロジョウカイ			○
		セボシジョウカイ			○
		ヒガシマルムネジョウカイ			○
	ホタル科	ムネクリイロボタル			○
	ベニボタル科	ベニボタル			○
	カッコウムシ科	ホソカッコウムシ			○
	テントウムシ科	シロトホシテントウ			○
		ヒメアカホシテントウ			○
		ナナホシテントウ			○
		ナミテントウ			○
		ヒメカメノコテントウ			○
		アカイロテントウ			○
		クロツヤテントウ			○
	オオキノコムシ科	カタモンオオキノコムシ			○
	ケシキスイ科	ヨツボシケシキスイ			○
	カミキリモドキ科	モモブトカミキリモドキ			○
	カミキリムシ科	エグリトラカミキリ			○
		キスジトラカミキリ			○
		ガロアケシカミキリ			○
		キッコウモンケシカミキリ			○
		オニグルミノキモンカミキリ			○
		ニンフホソハナカミキリ			○
		ニセシラホシカミキリ			○
		ドウボソカミキリ			○
		ナカジロサビカミキリ			○
		エゾサビカミキリ			○
		アトジロサビカミキリ			○
		ヒトオビアラゲカミキリ			○
		トゲバカミキリ			○
		ウスイロトラカミキリ			○
	ハムシ科	アカガネサルハムシ			○
		タマツツハムシ			○
		ツブノミハムシ			○
		ウリハムシ			○
		クロウリハムシ			○

表 3.1.5-6(4) 昆虫類相

目名	科名	種名	資料No.		
			①	④	⑤
		ハンノキサルハムシ			○
		ウスイロサルハムシ			○
		セモンジンガサハムシ			○
		アオカメノコハムシ			○
		ヨモギハムシ			○
		チビルリツツハムシ			○
		アオチビツツハムシ			○
		カシワツツハムシ			○
		クワハムシ			○
		クルミハムシ			○
		ズグロキハムシ			○
		フジハムシ			○
		キバネマルノミハムシ			○
		ホソクビナガハムシ		○	
		ズグロアラメハムシ			○
		コフキケブカサルハムシ			○
		ルリマルノミハムシ			○
		アトボシハムシ			○
		ヤナギルリハムシ			○
		ルリハムシ			○
		フタホシオオノミハムシ			○
		ニレハムシ			○
		イチモンジカメノコハムシ			○
		トビサルハムシ			○
		ワモンナガハムシ			○
	オトシブミ科	チャイロチョッキリ			○
		ヒメクロオトシブミ			○
		エゴツルクビオトシブミ			○
	ゾウムシ科	イチゴハナゾウムシ			○
		オオアオゾウムシ			○
		ヒメシロコブゾウムシ			○
		リュイスサルゾウムシ		○	
		シロコブゾウムシ			○
		コカシワクチブトゾウムシ			○
		ケブカトゲアシヒゲボソゾウムシ			○
		リンゴヒゲナガゾウムシ			○
		カキスグリゾウムシ			○
	オサゾウムシ科	トホシオサゾウムシ			○
ハチ目	コンボウハバチ科	キイロモモブトハバチ		○	
	セイボウ科	オオセイボウ		○	
	スズメバチ科	ニッポンホオナガズメバチ		○	
	ギングチバチ科	キュビギングチ		○	
		ガロアギングチ		○	
		カゲロウギングチ		○	
	ドロバチモドキ科	コイケアワフキバチ		○	
	ヒメハナバチ科	ミカドヒメハナバチ		○	
6目	43科	177種	50種	40種	89種

注：分類及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和4年度生物リスト）」（国土交通省、令和4年）に準拠した。

資料No. は表 3.1.5-1と対応する。

② 動物の重要な種

「① 動物相の概要」で確認された動物種について、表 3.1.5-7の選定根拠に基づき、学術上または希少性の観点からの重要な種を選定した。

動物の重要な種としては表 3.1.5-8のとおり、合計25目70科132種が該当した。

表 3.1.5-7 動物の重要な種の選定根拠

法令、文献等			選定根拠
法令による指定	I	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日 法律第214号)	・特別天然記念物 ・国指定天然記念物
		「栃木県文化財保護条例」 (昭和38年7月6日 栃木県条例第20号)	・県指定天然記念物
		「那須塩原市文化財保護条例」 (平成17年1月1日 条例第119号)	・市指定天然記念物
	II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号)	・国内希少野生動植物種 ・国際希少野生動植物種 ・緊急指定種
	III	「那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例」 (平成24年3月29日 条例第6号)	・希少野生動植物種
文献による指定	IV	「環境省レッドリスト2020の公表について」 (環境省自然環境局野生生物課、令和2年3月27日)	・絶滅 (EX) ・野生絶滅 (EW) ・絶滅危惧 I 類 (CR+EN) ・絶滅危惧IA類 (CR) ・絶滅危惧IB類 (EN) ・絶滅危惧II類 (VU) ・準絶滅危惧 (NT) ・情報不足 (DD) ・地域個体群 (LP)
	V	「栃木県版レッドリスト (第4次/2023年版)」 (栃木県環境森林部自然環境課、2023)	・絶滅 ・絶滅危惧 I 類 (A) ・絶滅危惧II類 (B) ・準絶滅危惧 (C) ・情報不足 ・絶滅のおそれのある地域個体群 ・要注目
	VI	「那須塩原市レッドリスト2023」 (那須塩原市 2023)	・絶滅 ・絶滅危惧 I 類 (A) ・絶滅危惧II類 (B) ・準絶滅危惧 (C) ・情報不足 ・絶滅のおそれのある地域個体群 ・要注目

表 3.1.5-8(1) 既存文献で確認された動物の重要な種

区分	目名	科名	種名	法令、文献等					
				I	II	III	IV	V	VI
哺乳類	コウモリ	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ					要	要
			キクガシラコウモリ					要	
		ヒナコウモリ	ヒメホオヒゲコウモリ					C	
			モモジロコウモリ					要	要
			ウサギコウモリ					C	要
			ユビナガコウモリ					情	情
			テングコウモリ					B	情
鳥類	ウシ	ウシ	カモシカ	国天					
	キジ	キジ	ヤマドリ			○		C	C
	カッコウ	カッコウ	カッコウ						要
	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			○	NT	C	B
	チドリ	チドリ	ケリ			○	DD	C	B
		シギ	ヤマシギ					C	
			オオジシギ			○	NT	A	A
	タカ	タカ	ハチクマ			○	NT	B	B
			ハイタカ			○	NT	C	C
			オオタカ			○	NT	C	C
			サシバ			○	VU	B	B
	フクロウ	フクロウ	フクロウ					C	
			アオバズク			○		B	B
	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内	○	VU	B	B
	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			○	VU	C	C
		カササギヒタキ	サンコウチョウ			○		C	C
		モズ	アカモズ		国内	○	EN	A	A
		ヒタキ	クロツグミ			○		C	C
			ノビタキ					C	
			コサメビタキ			○		C	C
	爬虫類	有鱗	ホオジロ	ホオアカ			○		C
		カナヘビ	ニホンカナヘビ					要	要
		ナミヘビ	シマヘビ					要	
			アオダイショウ					要	
			ジムグリ					要	要
			ヤマカガシ					C	要
			クサリヘビ					C	要
両生類	有尾	サンショウウオ	トウホクサンショウウオ			○	NT	要	C
		イモリ	アカハライモリ			○	NT	B	C
	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル					C	要
		アカガエル	ニホンアカガエル			○		C	C
			ヤマアカガエル					要	
			トウキョウダルマガエル				NT	C	要
		アオガエル	シュレーゲルアオガエル			○		C	C
昆虫類	トンボ	トンボ	カジカガエル					要	要
	カメムシ	ハネナガウンカ	ヒメアカネ			○		C	C
			アヤヘリハネナガウンカ					C	
			クワヤマハネナガウンカ					情	
		セミ	アカエゾゼミ					C	要
			エゾゼミ					要	要
			チッチゼミ					要	要
		コオイムシ	タガメ		国内	○	VU	C	C
	トビケラ	トビケラ	ムラサキトビケラ					要	要
	チョウ	セセリチョウ	キバネセセリ					要	
			スジグロチャバネセセリ			○		C	C
			北海道・本州・九州亜種						
		シジミチョウ	ウスイロオナガシジミ					要	
			オナガシジミ					C	
			ウラゴマダラシジミ					C	
			オオミドリシジミ					C	
			ウラジロミドリシジミ			○		B	B
			ハヤシミドリシジミ			○		B	B
			ミヤマカラスシジミ			○		C	B
			カラスシジミ			○		C	C
			クロシジミ			○	EN	A	A
		ヒメシジミ本州・九州亜種			○	NT		C	
		ムモンアカシジミ			○		C	A	

表 3.1.5-8(2) 既存文献で確認された動物の重要な種

区分	目名	科名	種名	法令、文献等					
				I	II	III	IV	V	VI
昆虫類	チョウ	シジミチョウ	フジミドリシジミ					要	
			ウラミスジシジミ			○		要	C
		タテハチョウ	オオムラサキ				NT	要	情
		シロチョウ	ヒメシロチョウ北海道・本州亜種					絶	絶
		シャチホコガ	ハネブサシャチホコ					要	要
		ヤガ	ヨシノキシタバ					要	要
			エゾベニシタバ					要	要
	コウチュウ	オサムシ	セアカオサムシ				NT	要	情
			カタアカアトキリゴミムシ					C	情
			オンドメクラチビゴミムシ					要	要
		ゲンゴロウ	マルガタシマチビゲンゴロウ					C	情
			キベリマメゲンゴロウ				NT	要	情
		タマムシ	フチトリヒメヒラタタマムシ					要	
		コメツキムシ	ツマグロコメツキ					要	
		ハムシ	ホソクビナガハムシ					要	情
		ゾウムシ	リュイスサルゾウムシ					要	
	ハチ	コンボウハバチ	キイロモモブトハバチ			○		B	B
		セイボウ	オオセイボウ					情	情
		スズメバチ	ニッポンホオナガスズメバチ				DD	要	要
		ギングチバチ	キュビギングチ			○	DD	A	A
		ガロアギングチ				DD	C		
		カゲロウギングチ			○		C	C	
		ドロバチモドキ	コイケアワフキバチ			○		C	C
		ヒメハナバチ	ミカドヒメハナバチ					C	要
一	25目	70科	132種	1種	4種	50種	31種	128種	99種

注1：分類・配列・種名については、主に「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和4年度生物リスト）」（河川環境データベース/国土交通省、令和4年）、「日本鳥類目録 改訂第7版」（2012 日本鳥学会）、「日本産野生生物目録 - 本邦産野生動植物の種の現状 - 無脊椎動物編Ⅱ」（財団法人自然環境研究センター、平成7年4月）、「日本産野生生物目録 - 本邦産野生動植物の種の現状 - 無脊椎動物編Ⅲ」（財団法人自然環境研究センター、平成10年12月）に準拠した。

注2：既存文献は、表 3.1.5-7に示す既存文献No. と対応する。

注3：各指定状況の内容は略称であり、それぞれ以下のことを示す。

I / 「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）

特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：栃木県指定天然記念物、市天：那須塩原市指定天然記念物

II / 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日 法律第75号）

国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

III / 「那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例」（平成24年3月29日 条例第6号）に基づく希少野生動植物種

IV / 「環境省レッドリスト2020の公表について」（環境省自然環境局野生生物課、令和2年3月27日）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類、CR：絶滅危惧II類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

V / 「栃木県版レッドリスト（第4次／2023年版）」（栃木県環境森林部自然環境課、2023）

絶：絶滅、A：絶滅危惧I類、B：絶滅危惧II類、C：準絶滅危惧、情：情報不足、地：地域個体群、要：要注目

VI / 「那須塩原市レッドリスト2023」（那須塩原市 2023）

絶：絶滅、A：絶滅危惧I類、B：絶滅危惧II類、C：準絶滅危惧、情：情報不足、地：地域個体群、要：要注目

③ 動物の注目すべき生息地

動物の注目すべき生息地は、表 3.1.5-9にあげる法令及び文献その他の資料等で、動植物の生息・生育の観点から自然環境の保全・保護に係る指定及び選定された地域とした。

対象事業実施予定地及びその周囲の動物の注目すべき生息地は、表 3.1.5-9、図 3.1.5-1に示すとおり日光国立公園や戸田調整池鳥獣保護区が該当するが、対象事業実施予定地には該当する地域はない。

表 3.1.5-9 調査範囲における動物の注目すべき生息地の所在状況

	法令、文献等	指定及び選定地域	所在状況
法令による指定	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」 (平成4年9月28日 条約7号)	自然遺産の区域	無し
	「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)	特別天然記念物 天然記念物 ※但し生息地に係る記念物	無し
	「自然公園法」(昭和32年6月1日 法律第161号)	特別地域	日光国立公園
	「自然環境保全法」(昭和47年6月22日 法律第85号)	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	無し
	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年6月5日 法律第75号)	生息地等保護区	無し
	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」 (平成14年7月12日 法律第88号)	鳥獣保護区 特別保護地区 森林生態系保護地域	戸田調整池鳥獣保護区 六斗地鳥獣保護区 那須みやま鳥獣保護区
	「栃木県立自然公園条例」 (昭和33年4月1日 県条例第11号)	特別地域	無し
	「栃木県文化財保護条例」 (昭和38年7月6日 県条例第20号)	県指定天然記念物 ※但し生息地に係る記念物	無し
	「自然環境の保全及び緑化に関する条例」 (昭和49年3月30日 栃木県条例第5号)	自然環境保全地域	無し
文献その他の資料等による選定	「第4回自然環境保全基礎調査動植物分布調査報告書(鳥類の集団繁殖地及び集団ねぐら)」 (環境庁自然環境局・(財)日本野鳥の会、平成6年3月)	当該資料の掲載地	無し
	「シギ・チドリ類渡来湿地目録」 (環境庁自然保護局野生生物課、平成9年9月)	当該資料の掲載地	無し
	「生物多様性保全上重要な湿地(重要湿地)」 (環境省HP、閲覧：令和5年3月)	当該資料の掲載地	無し
	「モニタリングサイト1000」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和5年3月)	当該資料の掲載地	無し
	「重要野鳥生息地(IBA)の保護指定状況」 ((財)日本野鳥の会HP、閲覧：令和5年3月)	当該資料の掲載地 (重要野鳥生息地)	無し



図 3.1.5-1(1) 動物の注目すべき生息地 (自然公園)

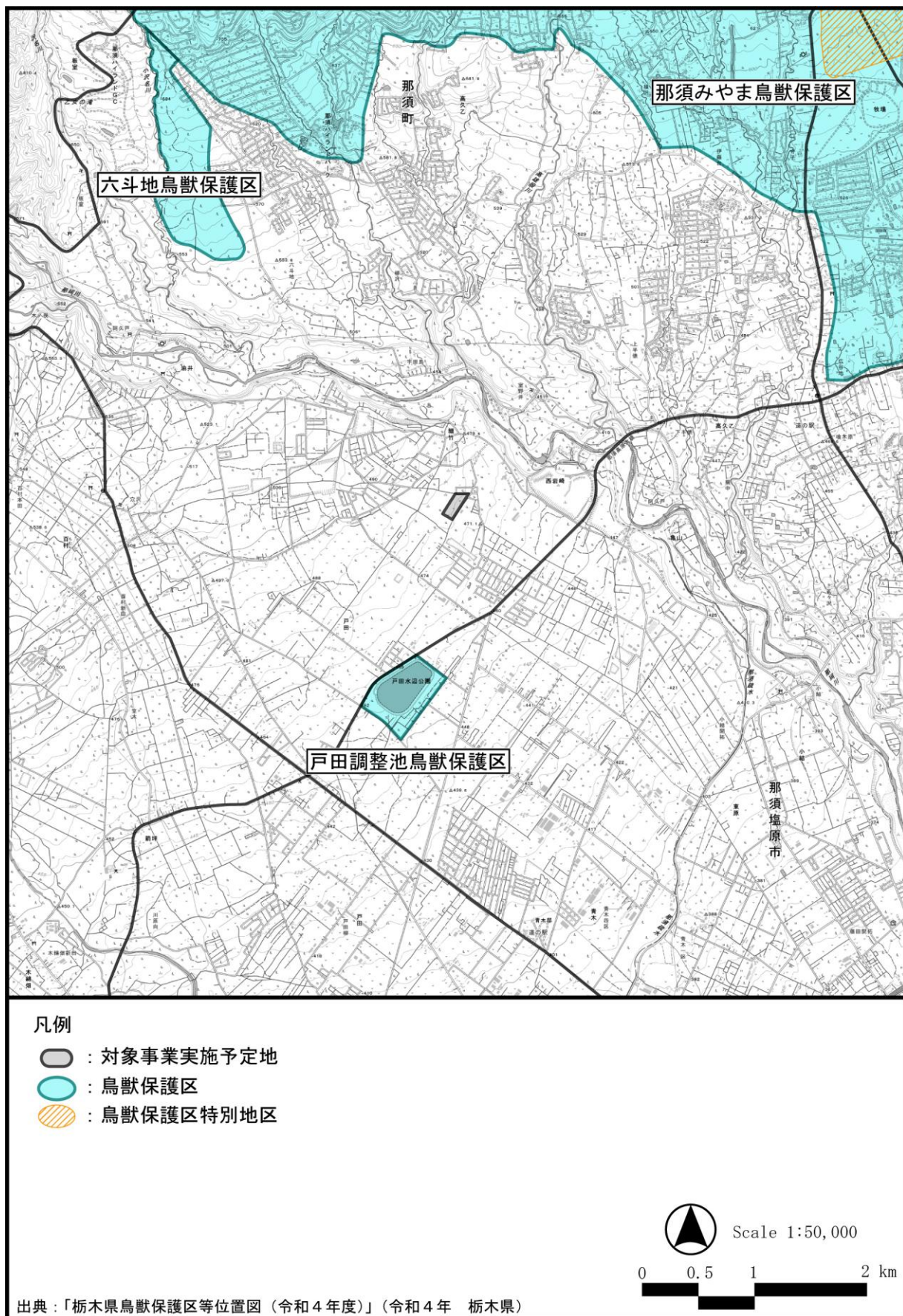


図 3.1.5-1(2) 動物の注目すべき生息地（鳥獣保護区）

(2) 植物の生育状況

対象事業実施予定地及びその周囲において生育が想定される植物種及び植生を把握するため、当該地域の自然特性等を勘案し、表 3.1.5-10に示す既存文献により当該地域の植物の生育情報の整理を行った。既存文献より植物種及び植生を把握する調査範囲は、各既存文献の調査方法・整理内容に応じて、表 3.1.5-10に示す範囲とした。

表 3.1.5-10 植物の生育及び植生の状況を把握するための既存文献

No.	既存文献	維管束植物	植生	巨樹・巨木林	生息情報の抽出範囲
①	「自然環境調査 Web-GIS 第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査結果及び第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査結果」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和5年3月)			●	図 3.1.5-2に示す対象事業実施予定地を中心とした図郭で確認情報があるもの
②	「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査 縮尺1/2.5万植生図【板室】」(2015年度作成 環境省自然環境局生物多様性センター)		●		
③	「レッドデータとちぎWEB」(栃木県HP 閲覧：令和5年3月)	●			対象事業実施予定地が含まれる2次メッシュ(553947 板室)に確認情報がある種
④	「黒磯市動植物実態調査報告書」(平成10年3月 黒磯市動植物実態調査研究会)	●			C地域(東北高速道以北で海拔500m以下の地域)に確認情報がある種

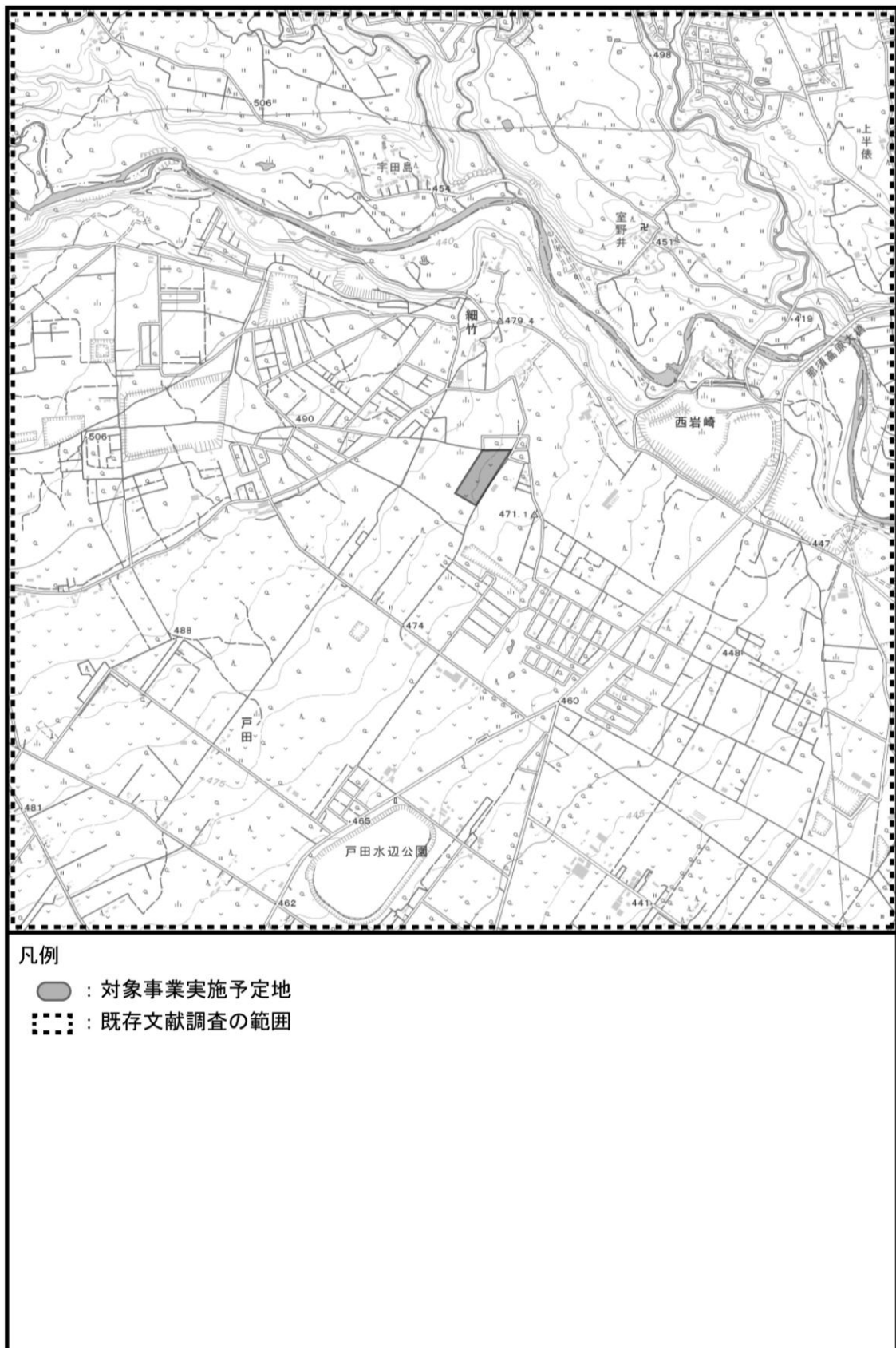


図 3.1.5-2 既存文献調査範囲（植物）

① 植物相の概要

対象事業実施予定地及びその周囲の植物生育確認種数は、表 3.1.5-11に示すとおり、既存文献より52目142科1178種の情報が得られた。詳細は資料編に示す。

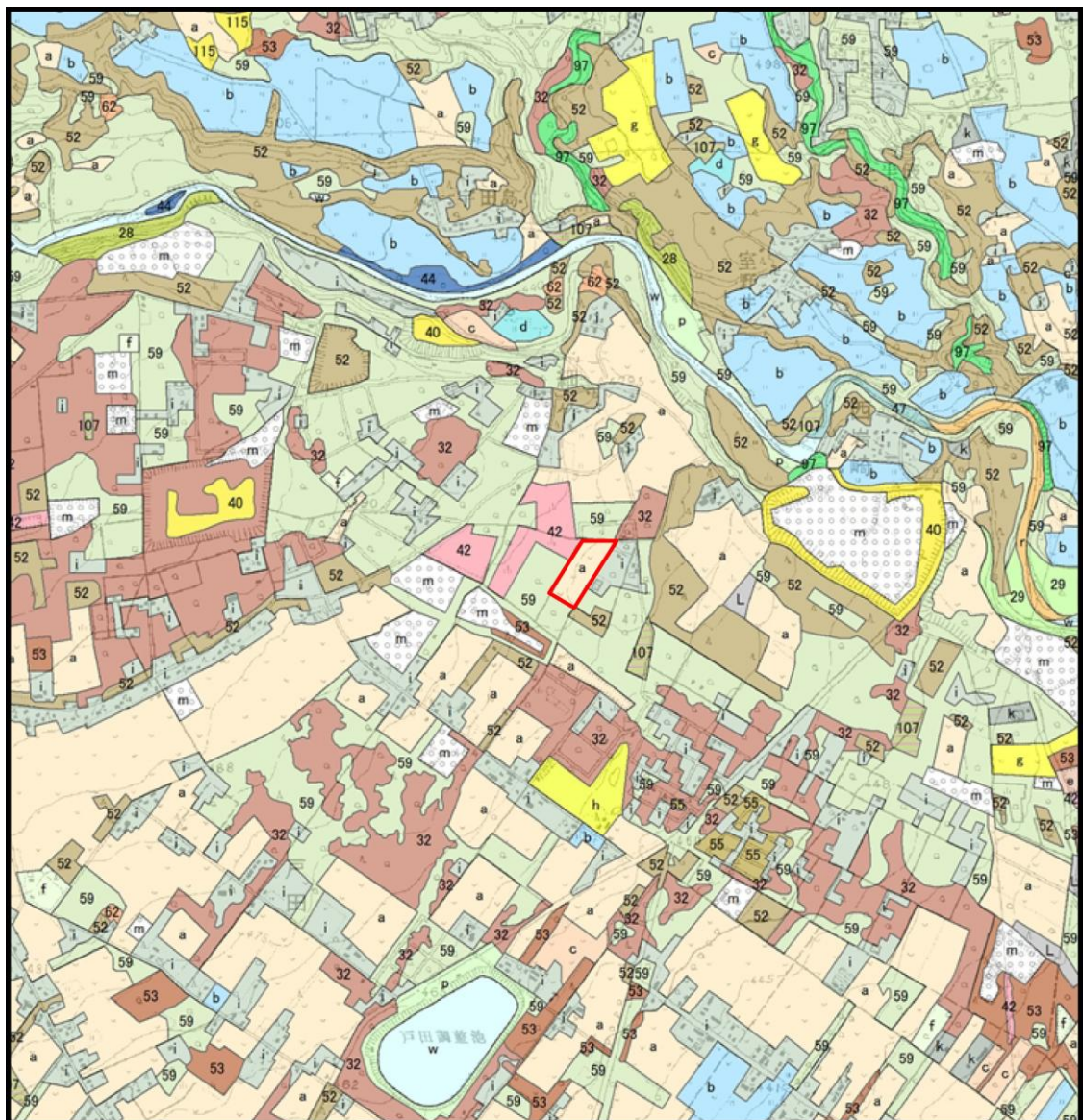
「黒磯市動植物実態調査報告書」によれば、対象事業実施予定地が位置する細竹周辺の植相として、「県道矢板那須線（略称：横断道路）より細竹への入り口の周辺にはベニシュスラン、ミヤマウズラ、アズマハンショウヅルがあり、西岩崎より細竹にかけてショクヨウガヤツリ、オオオナモミの帰化植物が目立つ。細竹の墓地にはオカオグルマが少々息づいており、その近くにはカナムグラが藪を作っている。」とある。

表 3.1.5-11 植物生育確認種数

目名	科数	種数	目名	科数	種数
ヒカゲノカズラ目	1	4	マメ目	2	49
イワヒバ目	1	1	バラ目	7	66
トクサ目	1	2	ブナ目	3	25
ハナヤスリ目	1	6	ウリ目	2	5
ゼンマイ目	1	3	ニシキギ目	1	8
コケシノブ目	1	2	カタバミ目	1	4
ウラボシ目	11	83	キントラノオ目	7	35
マツ目	1	4	フウロソウ目	1	3
ヒノキ目	1	4	フトモモ目	2	11
センリョウ目	1	2	ミツバウツギ目	2	2
コショウ目	2	4	ムクロジ目	4	23
モクレン目	1	2	アオイ目	2	9
クスノキ目	1	6	アブラナ目	1	21
ショウブ目	1	1	ビャクダン目	1	2
オモダカ目	3	11	ナデシコ目	6	66
ヤマノイモ目	2	4	ミズキ目	2	13
ユリ目	4	22	ツツジ目	10	36
クサスギカズラ目	5	62	アオキ目	1	1
ヤシ目	1	1	リンドウ目	3	22
ツユクサ目	2	4	ナス目	2	26
イネ目	5	213	ムラサキ目	1	3
キンポウゲ目	6	39	シソ目	11	69
ヤマモガシ目	1	2	モチノキ目	2	3
ツゲ目	1	1	キク目	2	124
ユキノシタ目	6	21	セリ目	2	27
ブドウ目	1	5	マツムシソウ目	2	16
			合計	142	1178

② 植生の概要

対象事業実施予定地及びその周囲の現存植生は図 3.1.5-3に示すとおりであり、対象事業実施予定地には、畑雑草群落が分布する。



凡例

出典：「第6回自然環境保全基礎調査 植生調査 板室」
(環境省自然環境局生物多様性センター 平成28年)

○：対象事業実施予定地

44：ヤナギ高木群落(IV)

97：ケヤキ二次林

59：クリ・コナラ群落

29：クヌギ・コナラ群落

28：アカシデ・イヌシデ群落(VII)

107：クサギ・アカメガシワ群落

32：ヤマツツジ・アカマツ群落

40：ススキ群落(VII)

115：アズマネザサ・ススキ群落

42：伐採跡地群落(VII)

47：ツルヨシ群落

52：スギ・ヒノキ・サワラ植林

53：アカマツ植林

55：ニセアカシア群落

62：竹林

h：ゴルフ場・芝地

g：牧草地

f：路傍・空地雑草群落

c：放棄畑雑草群落

a：畑雑草群落

b：水田雑草群落

d：放棄水田雑草群落

k：市街地

i：緑の多い住宅地

p：残存・植栽樹群をもった公園、墓地等

L：工場地帯

m：造成地

w：開放水域

r：自然裸地

図 3.1.5-3 現存植生図

③ 植物の重要な種及び群落

植物の重要な種及び重要な群落の選定根拠は表 3.1.5-12に示すとおりである。この選定根拠に基づき、「④植物相の概要」で確認された植物種に対し、学術上または希少性の観点からの重要な種の選定を行ったほか、対象事業実施予定地及びその周囲に所在する重要な群落の整理を行った。

植物の重要な種としては表 3.1.5-13に示すとおり、36科82種が該当した。

また、対象事業実施予定地及びその周辺には、重要な群落は確認されなかった。

表 3.1.5-12 植物の重要な種及び重要な群落の選定根拠

法令、文献等			選定根拠
法令による指定	I	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日 法律第214号)	・ 特別天然記念物 ・ 国指定天然記念物
		「栃木県文化財保護条例」 (昭和38年7月6日 栃木県条例第20号)	・ 県指定天然記念物
		「那須塩原市文化財保護条例」 (平成17年1月1日 条例第119号)	・ 市指定天然記念物
	II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号)	・ 国内希少野生動植物種 ・ 国際希少野生動植物種 ・ 緊急指定種
文献による指定	III	「那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例」 (平成24年3月29日 条例第6号)	・ 希少野生動植物種
	IV	「環境省レッドリスト2020の公表について」 (環境省自然環境局野生生物課、令和2年3月27日)	・ 絶滅 (EX) ・ 野生絶滅 (EW) ・ 絶滅危惧 I 類 (CR+EN) ・ 絶滅危惧IA類 (CR) ・ 絶滅危惧IB類 (EN) ・ 絶滅危惧 II 類 (VU) ・ 準絶滅危惧 (NT) ・ 情報不足 (DD) ・ 地域個体群 (LP)
	V	「栃木県版レッドリスト (第4次/2023年版)」 (栃木県環境森林部自然環境課、2023)	・ 絶滅 ・ 絶滅危惧 I 類 (A) ・ 絶滅危惧 II 類 (B) ・ 準絶滅危惧 (C) ・ 情報不足 ・ 絶滅のおそれのある地域個体群 ・ 要注目
	VI	「那須塩原市レッドリスト2023」 (那須塩原市 2023)	・ 絶滅 ・ 絶滅危惧 I 類 (A) ・ 絶滅危惧 II 類 (B) ・ 準絶滅危惧 (C) ・ 情報不足 ・ 絶滅のおそれのある地域個体群 ・ 要注目
	VII	「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁自然環境局生物多様性センター、平成12年3月)	・ 特定植物群落
文献による指定	VIII	「植物群落レッドデータ・ブック」 ((財) 日本自然保護協会・(財) 世界自然保護基金日本委員会、平成8年4月)	・ ランク 1 (R1) ・ ランク 2 (R2) ・ ランク 3 (R3) ・ ランク 4 (R4)

表 3.1.5-13(1) 既存文献で確認された植物の重要な種

目名	科名	種名	法令、文献等					
			I	II	III	IV	V	VI
ゼンマイ目	ゼンマイ科	オニゼンマイ						情
ウラボシ目	オシダ科	イワヘゴ			○			B
		タニヘゴ			○			C
オモダカ目	サトイモ科	ヒメザゼンソウ			○		C	B
		ザゼンソウ			○		C	B
	オモダカ科	アギナシ			○	NT	C	B
	ヒルムシロ科	イトモ			○	NT	情	B
ユリ目	ユリ科	ヒメアマナ			○	EN	A	A
		キバナノアマナ			○		C	C
		ホソバナノアマナ			○		B	C
クサスギカズラ目	ラン科	エビネ			○	NT	B	B
		ギンラン			○		C	C
		キンラン			○	VU	C	B
		シロテンマ			○	CR	B	B
		ベニシュスラン			○		B	B
		アケボノシュスラン			○		C	C
		ハクウンラン			○		C	B
		ジガバチソウ			○		C	C
		ムカゴサイシン			○	EN	C	A
		イイヌマムカゴ				EN	情	
		ツレサギソウ					A	A
		カヤラン			○			B
	アヤメ科	ヒオウギ			○		A	C
	ススキノキ科	ゼンテイカ						C
	ヒガンバナ科	ステゴビル				VU	A	
		ギョウジャニンニク			○			C
	クサスギカズラ科	キジカクシ			○		C	C
		キチジョウソウ						C
イネ目	カヤツリグサ科	マツバスケ					C	
		クロヒナスゲ					要	要
	イネ科	ヒメコヌカグサ				NT	要	
		ムツオレグサ					C	
		ミノボロ					絶	
		スズメノカタビラ					C	
		ヒゲシバ			○		C	C
キンポウゲ目	キンポウゲ科	フクジュソウ			○		B	B
		セツブンソウ			○	NT	B	B
		オキナグサ			○	VU	B	A
ユキノシタ目	ボタン科	ヤマシャクヤク			○	NT	A	B
マメ目	マメ科	フジキ						C
		タヌキマメ			○		B	B
		オオバクサフジ					B	
バラ目	イラクサ科	トキホコリ			○	VU	要	B
ニシキギ目	ニシキギ科	ウメバチソウ			○		C	C
キントラノオ目	トウダイグサ科	センダイタイゲキ			○	NT	B	C
	オトギリソウ科	アゼオトギリ				EN	B	
フトモモ目	ミソハギ科	ミズマツバ			○	VU	要	C
ナデシコ目	タデ科	シラカワタデ			○		C	B
		ノダイオウ				VU	C	
		マダイオウ					B	
	ナデシコ科	カワラナデシコ			○			C
		ナンバンハコベ						要
	ヒユ科	カワラアカザ			○			B
	ヤマゴボウ科	マルミノヤマゴボウ					A	

表 3.1.5-13(2) 既存文献で確認された植物の重要な種

目名	科名	種名	法令、文献等					
			I	II	III	IV	V	VI
ツツジ目	サクラソウ科	クリンソウ			○			C
		サクラソウ			○	NT	B	B
	ツツジ科	シャクジョウソウ			○			C
リンドウ目	キョウチクトウ科	フナバラソウ				VU	A	
		スズサイコ				NT	B	
ナス目	ヒルガオ科	マメダオシ				CR	絶	
	ナス科	アオホオズキ			○	VU	B	B
シソ目	オオバコ科	サワトウガラシ			○			C
		イヌノフグリ				VU	B	
	シソ科	カワヂシャ				NT	C	
		ジュウニヒトエ					C	
		ツルカコソウ				VU	B	
		ヤマジソ				NT	B	
キク目	キキョウ科	バアソブ			○	VU	C	B
		キキョウ			○	VU	A	A
	キク科	シオン				VU		
		モリアザミ					A	
		フジバカマ				NT	A	
		カワラニガナ				NT	要	要
		オオニガナ			○		B	A
		ミヤコアザミ			○			B
		ハバヤマボクチ					A	
		カントウタンポポ			○			C
		オカオグルマ			○		C	C
		オナモミ				VU	絶	
セリ目	セリ科	ホタルサイコ			○			C
マツムシソウ目	スイカズラ科	オミナエシ			○			C
		マツムシソウ			○		B	B
21目	36科	82種	0種	0種	49種	33種	63種	57種

注1：分類・配列・種名については、主に「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度生物リスト」（国土交通省、令和4年）に準拠した。

注2：既存文献は、表 3.1.5-12に示す既存文献No. と対応する。

注3：各指定状況の内容は略称であり、それぞれ以下のことを示す。

I / 「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）

特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：栃木県指定天然記念物、市天：那須塩原市指定天然記念物

II / 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日 法律第75号）

国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

III / 「那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例」（平成24年3月29日 条例第6号）

希少：希少野生動植物種

IV / 「環境省レッドリスト2020の公表について」（環境省自然環境局野生生物課、令和2年3月27日）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類、CR：絶滅危惧II類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

V / 「栃木県版レッドリスト（第4次／2023年版）」（栃木県環境森林部自然環境課、2023）

絶：絶滅、A：絶滅危惧I類、B：絶滅危惧II類、C：準絶滅危惧、情：情報不足、地：地域個体群、要：要注目

VI / 「那須塩原市レッドリスト2023」（那須塩原市 2023）

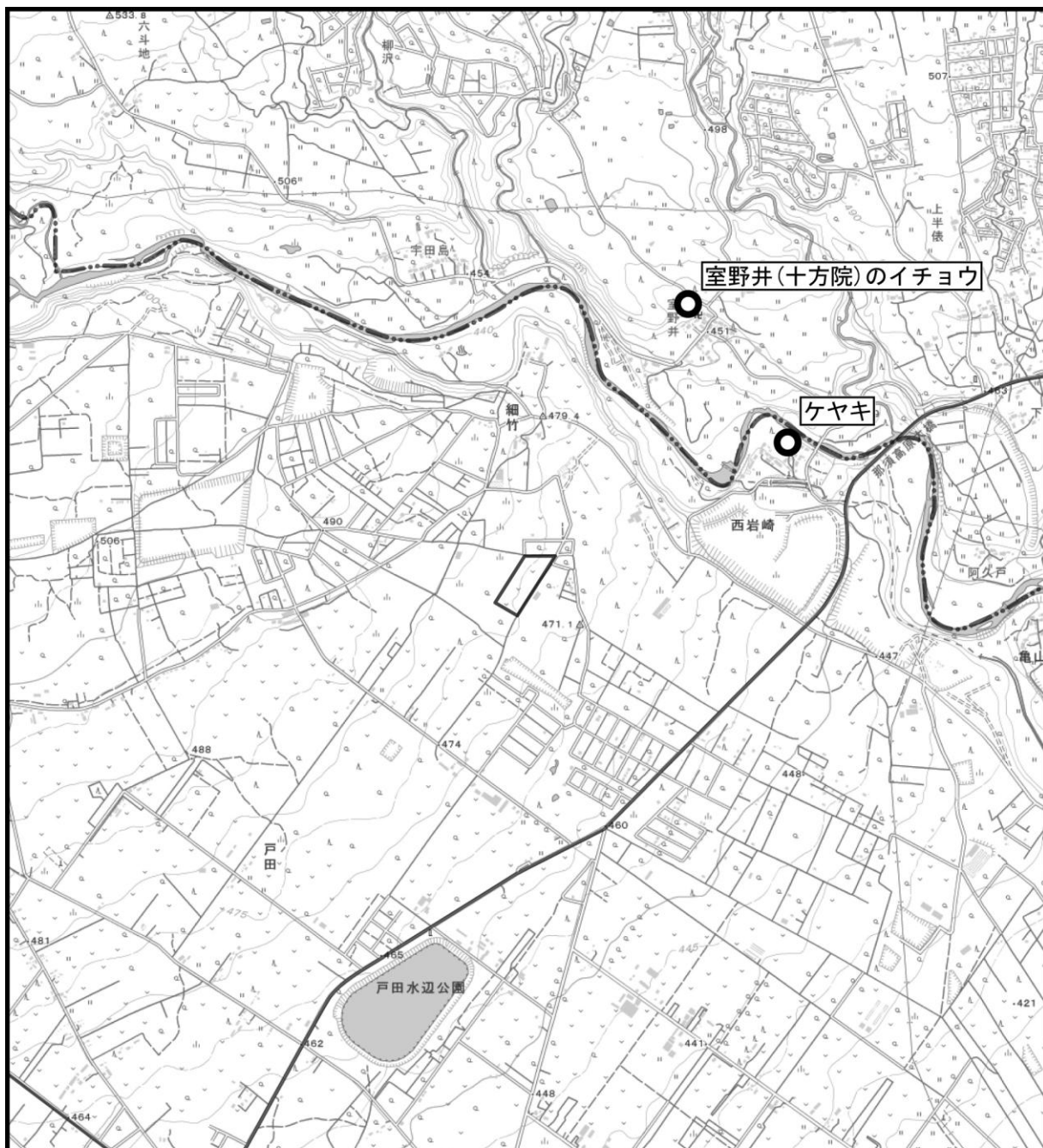
絶：絶滅、A：絶滅危惧I類、B：絶滅危惧II類、C：準絶滅危惧、情：情報不足、地：地域個体群、要：要注目

④ 巨樹・巨木林・天然記念物

国・県・市が指定した天然記念物及び「自然環境調査Web-GIS 第4回自然環境保全基礎調査巨樹・巨木林調査結果及び第6回自然環境保全基礎調査巨樹・巨木林フォローアップ調査結果」(環境省自然環境局生物多様性センターホームページ、閲覧：令和5年3月)で掲載された巨樹・巨木林は、表 3.1.5-14及び図 3.1.5-4に示すとおりであるが、対象事業実施予定地には所在しない。

表 3.1.5-14 巨木

名称	室野井(十方院)	－
樹種	イチョウ	ケヤキ
幹周 (cm)	305	460
樹高 (m)	28	26



凡例

○ : 対象事業実施予定地

● : 巨木



Scale 1:25,000

出典：「自然環境調査 Web-GIS 第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査結果
及び第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査結果」
(環境省自然環境局生物多様性センター HP、閲覧：令和5年3月)



図 3.1.5-4 巨木位置

(3) 生態系の状況

① 生態系の概況

対象事業実施予定地及びその周囲の生態系は、自然草原、自然林、植林地、二次草原、農地等、その他の環境類型に区分され（表 3.1.5-15）、その分布状況は図 3.1.5-5に示すとおりである。対象事業実施予定地の環境類型区分は、農地となっている。

表 3.1.5-15 環境類型区分の概要

区分	植生自然度	植物群落等
自然草原	10	ツルヨシ群集
自然林	9	ヤナギ高木群落（Ⅳ）
二次林	7	ケヤキ二次林
	7	クリーコナラ群集
	7	クヌギーコナラ群集
	7	アカシデーイヌシデ群落（Ⅶ）
	7	ヤマツツジアカマツ群集
植林地	6	クサギアカメガシワ群落
	6	スギ・ヒノキ・サワラ植林
	6	アカマツ植林
二次草原	5	ススキ群団（Ⅶ）
	5	アズマネザサーススキ群集
	4	伐採跡地群落（Ⅶ）
	4	ゴルフ場・芝地
	4	路傍・空地雑草群落
	4	放棄畑雑草群落
	4	放棄水田雑草群落
農地等	3	ニセアカシア群落
	3	竹林
	3	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
	2	牧草地
	2	畑雑草群落
	2	水田雑草群落
	2	緑の多い住宅地
その他	1	市街地
	1	工場地帯
	1	造成地
	—	開放水域
	—	自然裸地

注：植生自然度及び区分は「1/2.5万植生図の新たな植生自然度について」（平成28年3月31日環境省自然環境局生物多様性センター）による。

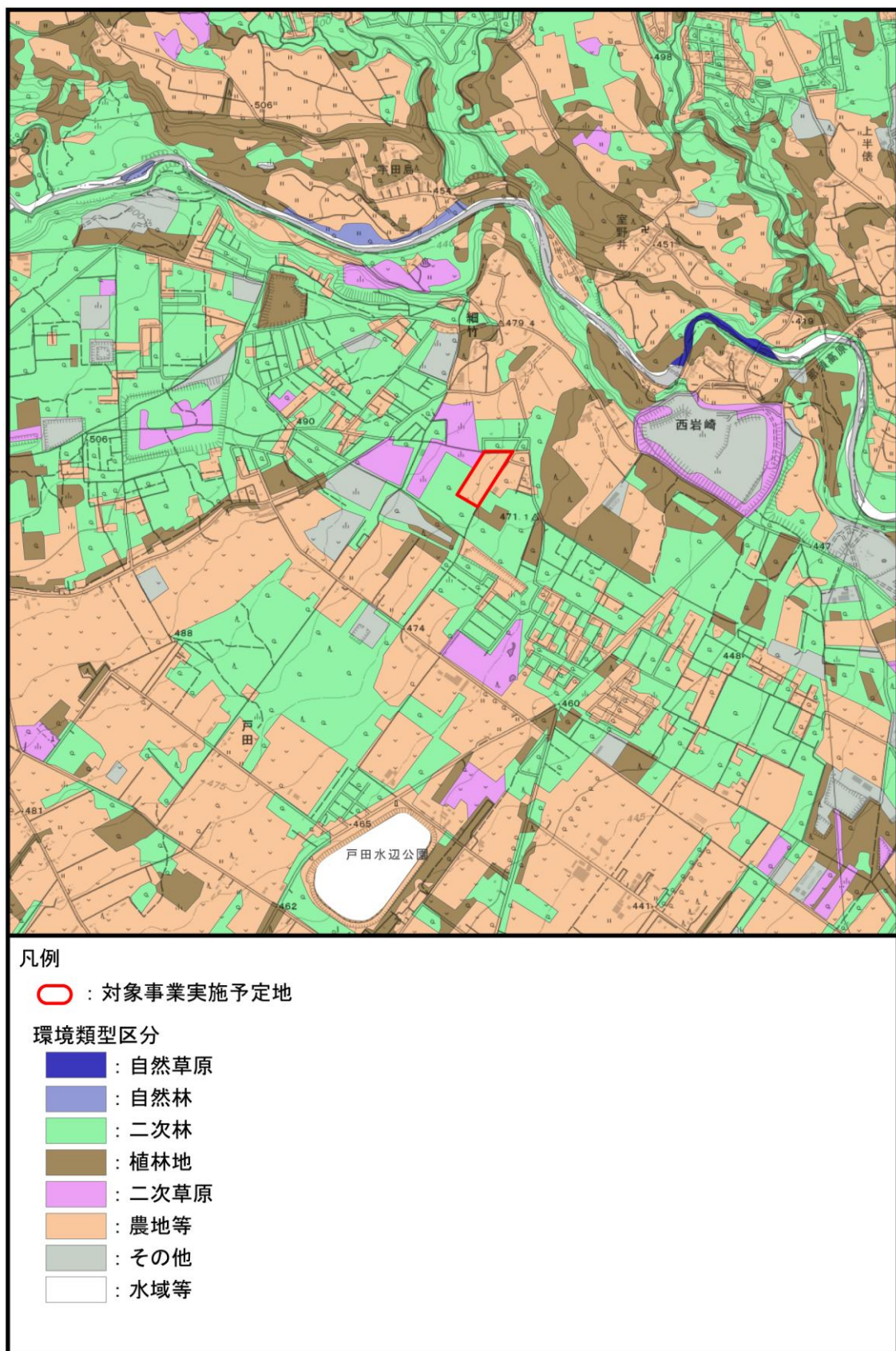


図 3.1.5-5 環境類型区分図

② 重要な自然環境のまとまりの場

対象事業実施予定地及びその周囲の自然環境について、表 3.1.5-16に示す選定根拠に基づき抽出した結果は、表 3.1.5-17、図 3.1.5-6に示すとおりである。

対象事業実施予定地の周囲には戸田調整池鳥獣保護区や自然度 9 及び10の地域があるが、対象事業実施予定地には存在しない。

表 3.1.5-16 重要な自然環境のまとまりの場の選定根拠

法令、文献等		指定及び選定地域
法令による指定	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」 (平成 4 年 9 月 28 日 条約 7 号)	自然遺産の区域
	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)	特別天然記念物 天然記念物 ※但し生息地に係る記念物
	「自然公園法」(昭和 32 年 6 月 1 日 法律第 161 号)	特別地域
	「自然環境保全法」(昭和 47 年 6 月 22 日 法律第 85 号)	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域
	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号)	生息地等保護区
	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」 (平成 14 年 7 月 12 日 法律第 88 号)	鳥獣保護区 特別保護地区 森林生態系保護地域
	「栃木県立自然公園条例」(昭和 33 年 4 月 1 日 県条例第 11 号)	特別地域
	「栃木県文化財保護条例」(昭和 38 年 7 月 6 日 県条例第 20 号)	県指定天然記念物 ※但し生息地に係る記念物
	「自然環境の保全及び緑化に関する条例」(昭和 49 年 3 月 30 日 県条例第 5 号)	自然環境保全地域
文献その他の資料等による選定	「第 4 回自然環境保全基礎調査動植物分布調査報告書(鳥類の集団繁殖地及び集団ねぐら)」(環境庁自然環境局・(財)日本野鳥の会、平成 6 年 3 月)	当該資料の掲載地
	「シギ・チドリ類渡来湿地目録」(環境庁自然保護局野生生物課、平成 9 年 9 月)	当該資料の掲載地
	「生物多様性保全上重要な湿地(重要湿地)」(環境省HP、閲覧：令和 5 年 3 月)	当該資料の掲載地
	「モニタリングサイト 1000」 (環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 5 年 3 月)	当該資料の掲載地
	「重要野鳥生息地(IBA)の保護指定状況」 ((財)日本野鳥の会HP、閲覧：令和 5 年 3 月)	当該資料の掲載地 (重要野鳥生息地)
	自然環境保全基礎調査植生調査(植生自然度調査) (環境省HP、閲覧：令和 5 年 3 月)	植生自然度 10 の自然草原 植生自然度 9 の自然林
	「第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」 (環境庁自然環境局生物多様性センター、平成 12 年 3 月)	・特定植物群落
	「植物群落レッドデータ・ブック」 ((財)日本自然保護協会・(財)世界自然保護基金日本委員会、平成 8 年 4 月)	・ランク 1 (R1) ・ランク 2 (R2) ・ランク 3 (R3) ・ランク 4 (R4)

表 3.1.5-17 重要な自然環境のまとまりの場

区分	内容
鳥獣保護区	戸田調整池鳥獣保護区
植生自然度 10 の自然草原	ツルヨシ群集
植生自然度 9 の自然林	ヤナギ高木群落

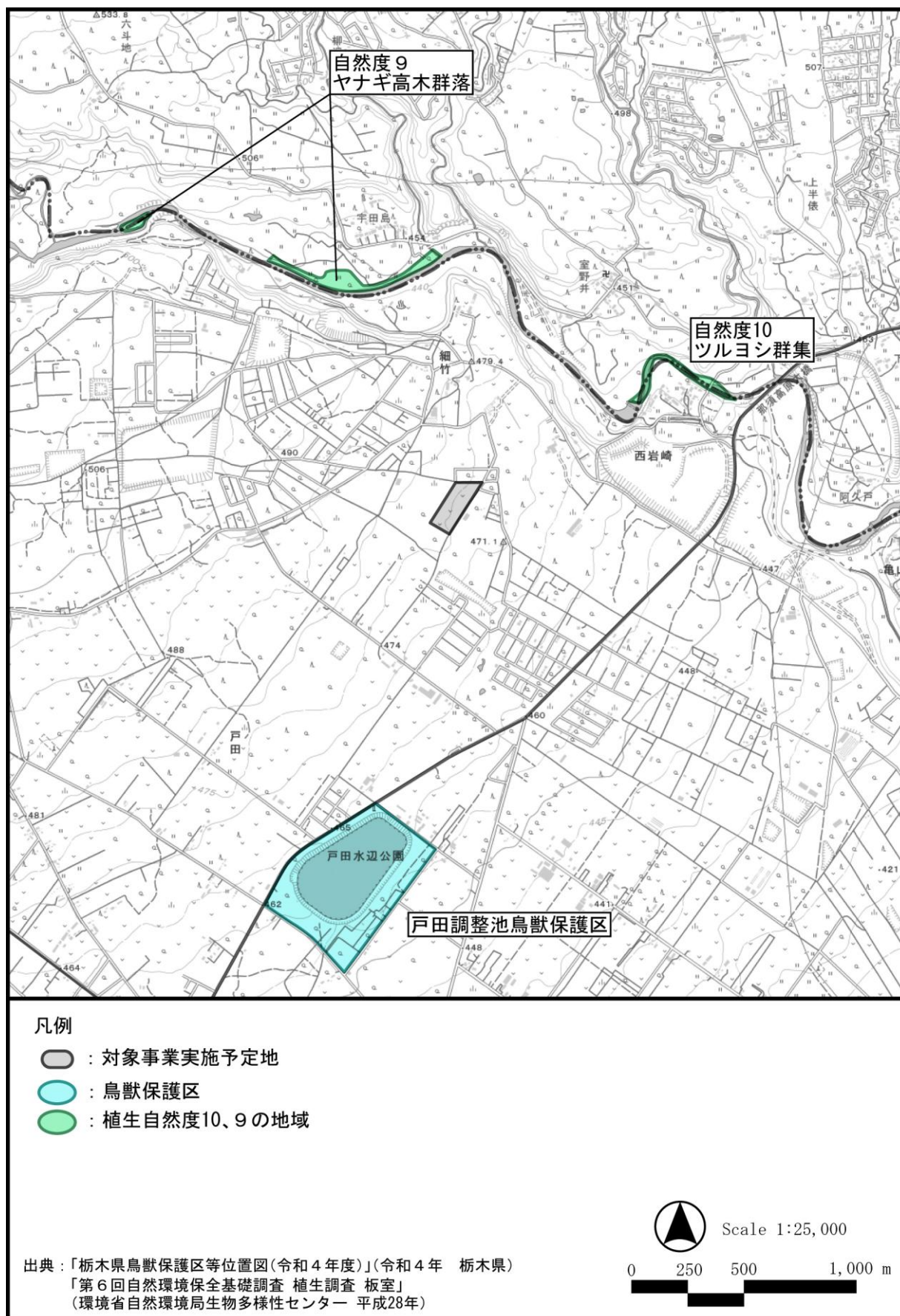


図 3.1.5-6 重要な自然環境のまとまりの場

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 景観の状況

① 主要な眺望点の分布及び概要

対象事業実施予定地及びその周辺の主要な眺望点は表 3.1.6-1、図 3.1.6-1に示すとおりである。

表 3.1.6-1 主要な眺望点

番号	名称	概 要
①	乙女の滝	白笹山から流れる沢名川にある幅約5m、落差約10数mの美しい滝で、季節や水量によっていろいろな表情を見ることができる。景観資源としても指定されている。
②	那須疏水公園	公園内にある那須疏水旧取水施設は、国の重要文化財に指定されている。
③	那須高原大橋	県道30号線に架り、那珂川を越え那須塩原市と那須町を結ぶ橋であり、那須連山が一望できる。
④	戸田水辺公園	戸田調整池に面した公園。
⑤	道の駅明治の森・黒磯	道の駅内にある旧青木家那須別邸は、明治時代、ドイツ公使、外務大臣等を務めた青木周蔵が那須別邸として建てた建造物で、国重要文化財に指定されている。

出典：「黒磯観光名所案内」（黒磯観光協会HP、閲覧：令和5年3月）
「那須町観光ガイド」（那須町観光協会HP、閲覧：令和5年3月）

② 景観資源

対象事業実施予定地及びその周辺の景観資源は図 3.1.6-2に示すとおり河川景観である「乙女の滝」がある。

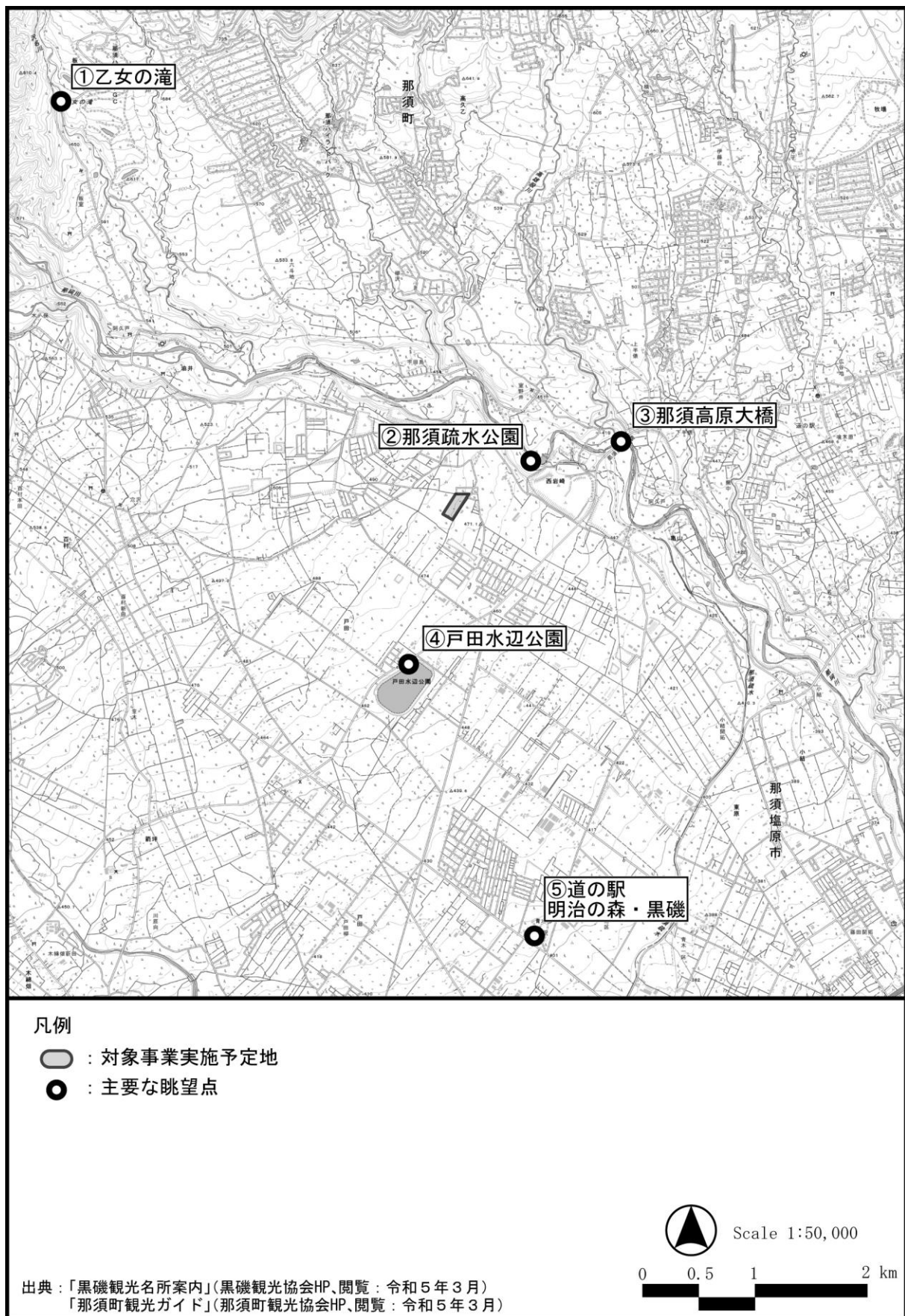


図 3.1.6-1 主要な眺望点の位置



図 3.1.6-2 景観資源の位置

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施予定地周辺の人と自然との触れ合いの活動の場は、表 3.1.6-2、図 3.1.6-3に示すとおりである。

表 3.1.6-2 人と自然との触れ合いの活動の場

番号	名称	概 要
①	乙女の滝	白笹山から流れる沢名川にある幅約5m、落差約10数mの美しい滝で、季節や水量によっていろいろな表情を見ることができる。景観資源としても指定されている。
②	那須フィッシュランド	那須高原の自然の中で溪流釣り。炭火バーベキューにイワナ・ヤマメの塩焼き、自家源泉の日帰り温泉もある。
③	那須疏水公園	公園内にある那須疏水旧取水施設は、国の重要文化財に指定されている。
④	戸田水辺公園	戸田調整池に面した公園。

出典：「黒磯観光名所案内」（黒磯観光協会HP、閲覧：令和5年3月）
「那須町観光ガイド」（那須町観光協会HP、閲覧：令和5年3月）



図 3.1.6-3 人と自然との触れ合いの活動の場

3.2 社会的状況

3.2.1 行政区画

対象事業実施予定地周辺の町丁・字等別境界は図 3.2.1-1に示すとおりであり、対象事業実施予定地は那須塩原市細竹に位置している。

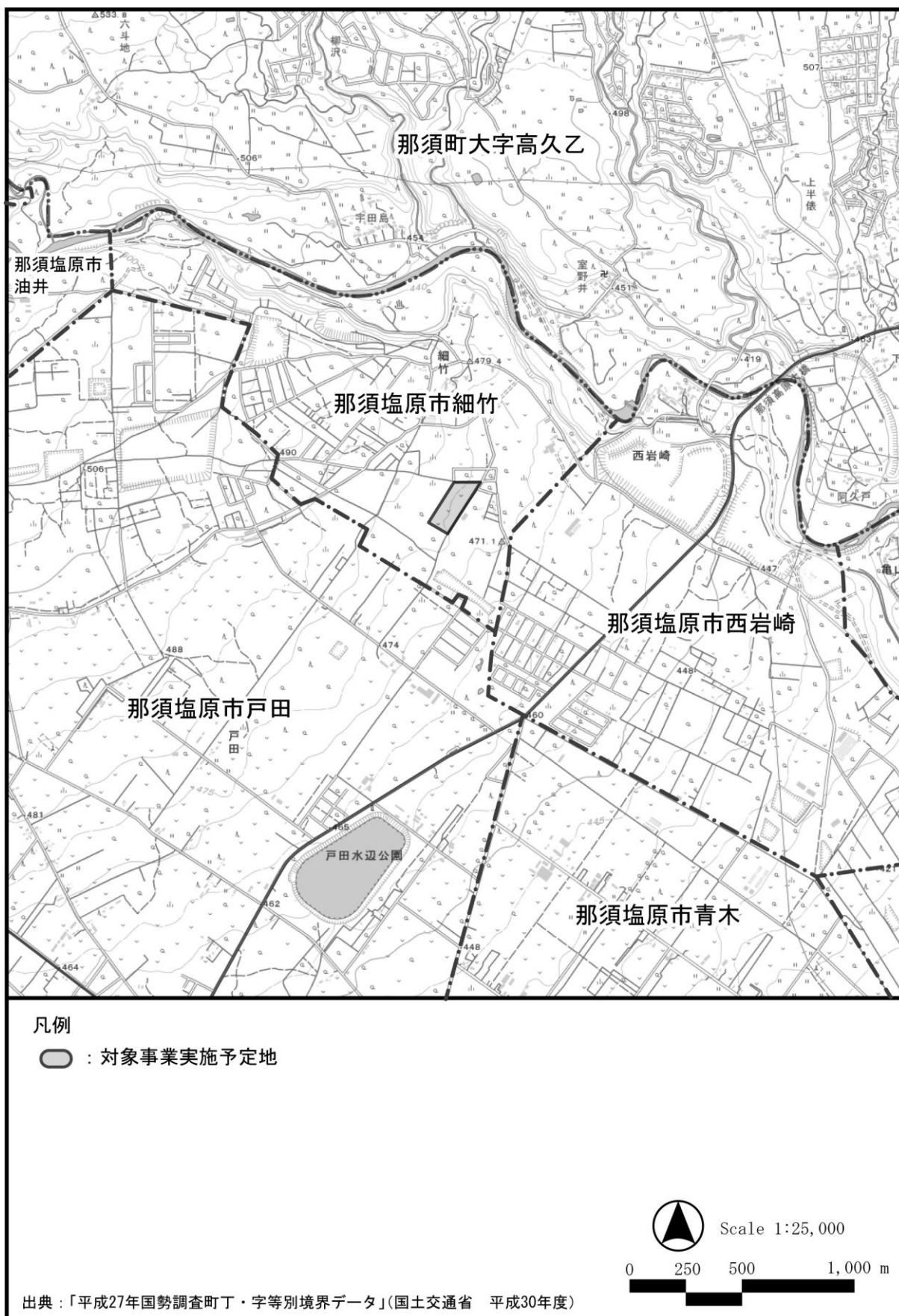


図 3.2.1-1 町丁・字等別境界

3.2.2 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

那須塩原市の人口等の推移は、表 3.2.2-1、図 3.2.2-1に示すとおりである。令和2年の世帯数は47,454戸、人口は115,210人であり、世帯数は増加傾向、人口は平成22年を境に減少傾向である。

表 3.2.2-1 人口及び世帯数の推移

年月	世帯数 (戸)	人口(人)		
		計	男	女
平成12年	37,124	110,828	55,227	55,601
平成17年	40,917	115,032	57,184	57,848
平成22年	44,602	117,812	58,402	59,410
平成27年	45,608	117,146	58,148	58,998
令和2年	47,454	115,210	57,307	57,903

出典：「統計なすしおばら 令和6（2024）年版」（令和7年5月 那須塩原市）

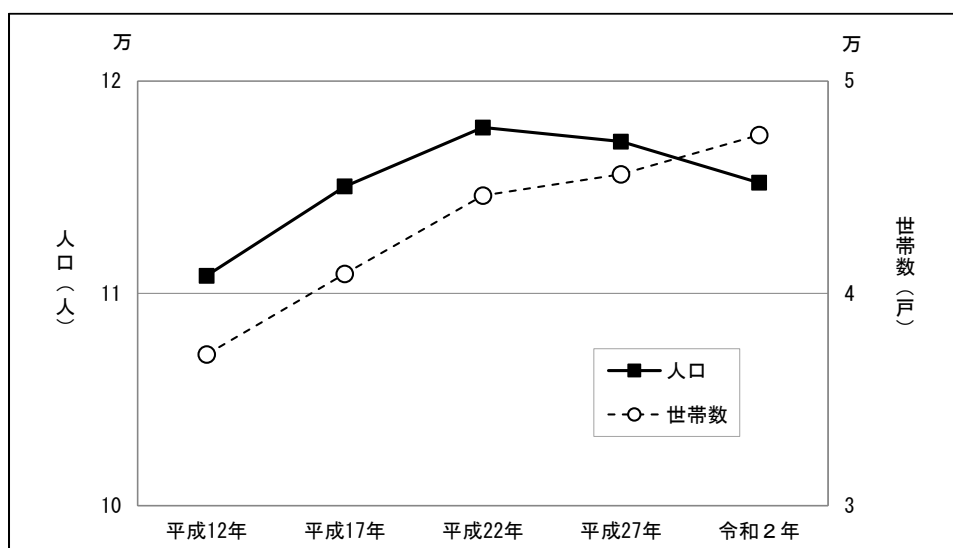


図 3.2.2-1 人口及び世帯数の推移

(2) 産業の状況

① 産業構造及び産業配置の状況

那須塩原市の産業大分類別事業所数及び従業者数は、表 3.2.2-2に示すとおりである。

表 3.2.2-2 産業大分類別事業所数・従業者数（令和3（2021）年6月1日現在）

産業分類		事業所数	従業者数
第1次	農林漁業（個人経営を除く）	56	674
第2次	鉱業、採石業、砂利採取業	2	13
	建設業	545	3,456
	製造業	352	10,085
	電気・ガス・熱供給・水道業	15	222
第3次	情報通信業	29	202
	運輸業、郵便業	102	2,097
	卸売業、小売業	1,316	10,213
	金融業、保険業	69	780
	不動産業、物品賃貸業	242	775
	学術研究、専門・技術サービス業	197	1,321
	宿泊業、飲食サービス業	702	5,023
	生活関連サービス業、娯楽業	525	2,370
	教育、学習支援業	141	1,020
	医療、福祉	404	6,272
	複合サービス事業	27	487
	サービス業（他に分類されないもの）	287	3,930
総数		5,011	48,940

出典：「統計なすしおばら 令和6（2024）年版」（令和7年5月 那須塩原市）

② 農業

那須塩原市の農家数の推移は、表 3.2.2-3に示すとおりであり、農家数の総数は減少傾向にある。また、販売目的の作物の類別作付（栽培）面積は表 3.2.2-4に示すとおりであり、水稻が最も多い。

表 3.2.2-3 農家数の推移

(単位：戸)

	総農家数	自給的農家	販売農家
平成12年	3,608	343	3,265
平成17年	3,368	426	2,942
平成22年	3,111	491	2,620
平成27年	2,820	493	2,327
令和2年	2,490	531	1,959

出典：「統計なすしおばら 令和6（2024）年版」（令和7年5月 那須塩原市）

表 3.2.2-4 販売目的の作物の類別作付（栽培）面積（農業経営体）

(単位：ha)

年次	稲		麦類	雑穀	いも類	豆類	工芸 農作物	野菜類		花き類・花木		その他の作物	
	水稻	陸稲						露地	施設	露地	施設	露地	施設
平成22年	4,308	X	301	45	9	337	17	293	116	205	8	67	X
平成27年	4,285	X	238	102	6	127	X	259	X	158	X	438	1
令和2年	4,021	5	248	105	8	112	X	237	X	152	X	565	1

X：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

出典：「統計なすしおばら 令和6（2024）年版」（令和7年5月 那須塩原市）

③ 林業

那須塩原市の森林面積は、表 3.2.2-5に示すとおりであり、森林面積は38,406haである。

表 3.2.2-5 所有別林野面積（各年3月31日現在）

(単位：ha)

年次	総数	国有林	民有林				
			総数	県営林	公有林	社寺有林	私有林
令和元年	38,487	24,976	13,511	1,757	403	43	11,308
令和2年	38,441	24,976	13,465	1,757	402	43	11,263
3	38,411	24,957	13,454	1,749	407	43	11,255
4	38,407	24,957	13,450	1,770	378	43	11,259
5	38,406	24,957	13,449	1,770	378	43	11,258

出典：「統計なすしおばら 令和6（2024）年版」（令和7年5月 那須塩原市）

④ 商業

那須塩原市の商業の状況は、表 3.2.2-6に示すとおりであり、令和3年6月1日現在の商店数は1,122、従業者数は8,796人、年間商品販売額は246,664百万円となっている。

表 3.2.2-6 商業（卸売・小売業）の推移

年次	商店数（事業所）			従業者数（人）			年間商品販売額（百万円）		
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業
平成21年	...	...	...	...	...	...	...	...	...
24	1,355	184	1,171	9,476	1,184	8,292	182,091	59,204	122,887
26	1,088	189	899	7,830	1,330	6,500	221,928	81,116	140,812
28	1,190	199	991	8,967	1,430	7,537	263,557	104,021	159,536
令和3年	1,122	195	927	8,796	1,427	7,369	246,664	88,823	157,841

注：平成28年・令和3年は6月1日現在、平成21・26年は7月1日現在、平成24年は2月1日現在である。

出典：「統計なすしおばら 令和6（2024）年版」（令和7年5月 那須塩原市）

⑤ 工業

那須塩原市の工業の状況は、表 3.2.2-7に示すとおりであり、令和3年の製造品出荷額等は29,600,024万円となっている。

表 3.2.2-7 工業の状況

年次	事業所数（事業所）	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
平成29年	235	10,259	36,582,246
30	241	10,798	35,818,981
令和元年	232	10,836	35,527,260
2	229	10,701	34,864,678
3	201	8,821	29,600,024

注：各年6月1日現在である。

出典：「統計なすしおばら 令和6（2024）年版」（令和7年5月 那須塩原市）

3.2.3 集落の状況

「統計なすしおばら 令和6（2024）年版」（令和7年5月 那須塩原市）によれば、事業実施予定地が位置する細竹地区の人口は令和6年4月1日現在、30世帯48人である。

3.2.4 土地利用の状況

(1) 土地利用

那須塩原市の地目別面積は、表 3.2.4-1に示すとおりであり、令和6年1月1日現在における土地利用面積は山林が82.13km²と最も大きく、次いで田が65.77km²となっている。

表 3.2.4-1 地目別面積（令和6年1月1日現在）

	総地積	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
面積 (km ²)	592.74	65.77	37.63	33.98	1.07	82.13	1.66	4.82	28.57	337.12
割合 (%)	100	11.1	6.3	5.7	0.2	13.9	0.3	0.8	4.8	56.9

出典：「統計なすしおばら 令和6（2024）年版」（令和7年5月 那須塩原市）

(2) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和49年 法律第92号）による土地利用基本計画の状況は図 3.2.4-1に示すとおりである。対象事業実施予定地は、全域が都市地域及び農業地域となっている。

(3) 都市計画法に基づく指定状況

「那須塩原都市計画図」（令和5年2月 那須塩原市）によれば、対象事業実施予定地及びその周辺には「都市計画法」（昭和43年 法律第100号）に基づく用途地域の指定はない。



図 3.2.4-1(1) 土地利用基本計画図 (都市地域)



図 3.2.4-1(2) 土地利用基本計画図（農業地域）

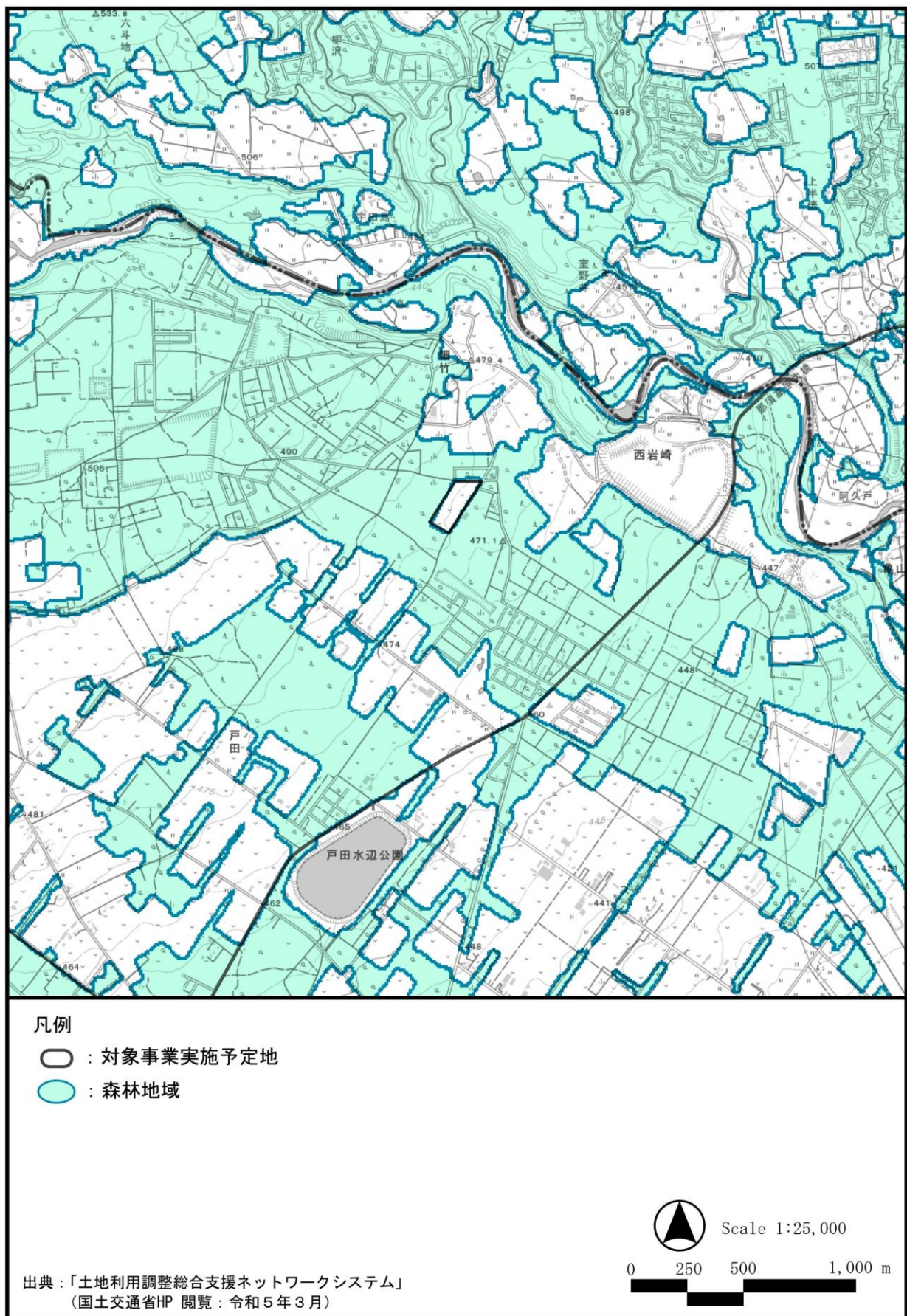


図 3.2.4-1(3) 土地利用基本計画図（森林地域）

3.2.5 交通の状況

対象事業実施予定地の周辺における主な道路としては、図 3.2.5-1のとおり、県道30号矢板那須線、県道369号黒磯田島線等があり、令和3年度の交通量測定結果は、表 3.2.5-1に示すとおりである。対象事業実施予定地最寄りの県道30号矢板那須線では、昼間4,659台であった。

表 3.2.5-1 自動車交通量の測定結果（令和3年度）

区間 番号	路線名	交通量観測地点地名	昼間12時間（台）			24時間（台）		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
①	県道30号 矢板那須線	那須塩原市西岩崎105-1	4,263	396	4,659	5,319	645	5,964
②	〃	那須塩原市箭坪347-1	3,785	644	4,429	4,787	882	5,669
③	県道17号 那須高原線	那須町大字高久甲4348	6,485	421	6,906	8,155	823	8,978
④	県道369号 黒磯田島線	那須塩原市百村3065	1,289	67	1,356	1,521	120	1,641
⑤	県道266号 中塩原板室那須線	那須町大字湯本213-303	1,164	159	1,323	1,399	215	1,614

注：斜体は推定値。

区間番号は図 3.2.5-1と対応する。

出典：令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査（国土交通省<https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/> 閲覧：令和6年8月）

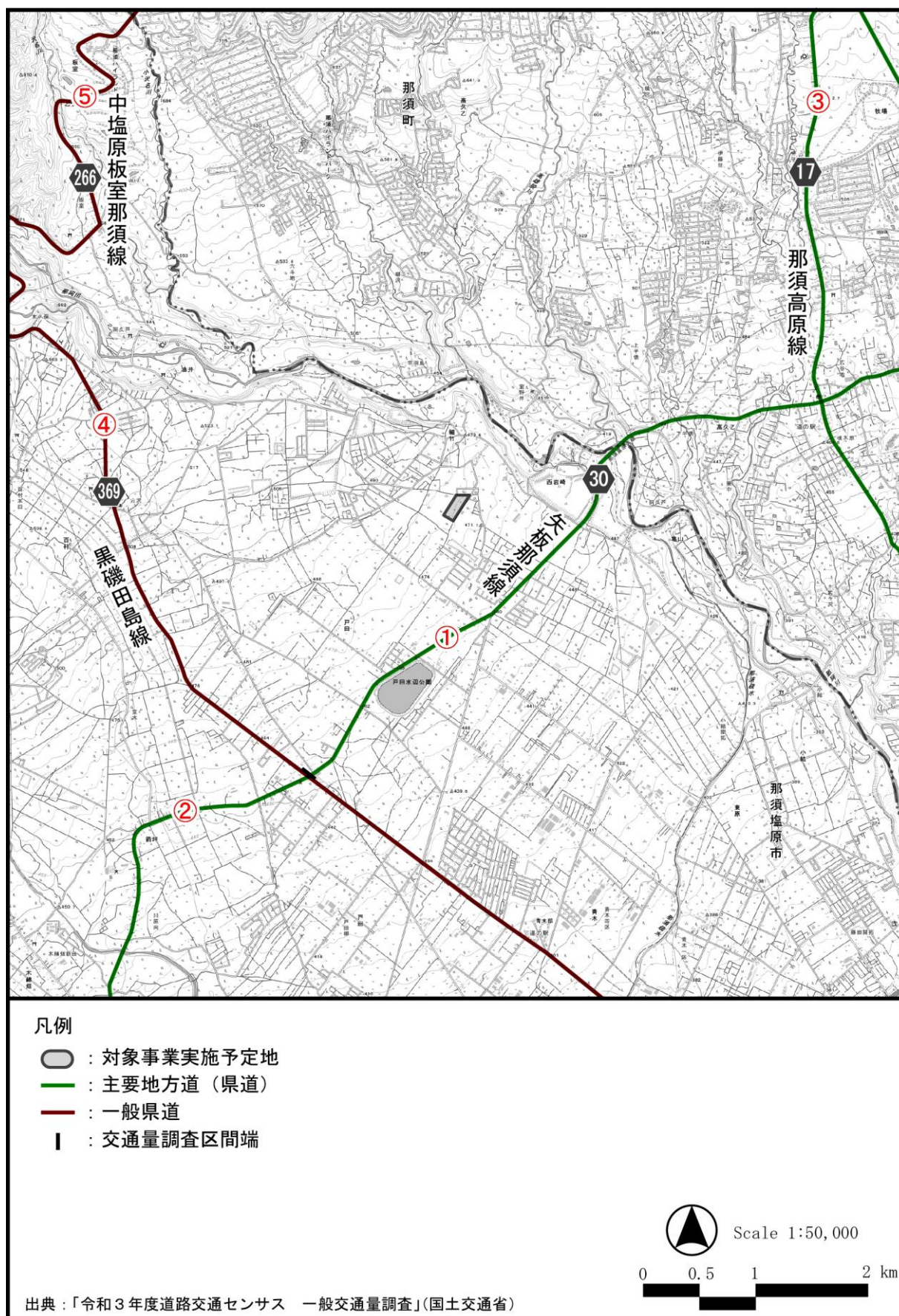


図 3.2.5-1 主な道路

3.2.6 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

対象事業実施予定地周辺の学校、福祉施設、医療施設等環境保全上特に配慮が必要な施設（「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等について」（令和2年4月1日 那須塩原市告示第103号）に記載されている施設）は表 3.2.6-1、図 3.2.6-1に示すとおりであり、最寄りの施設はたかはやし保育園（南西側約4.4km）である。

住宅の配置の概況は図 3.2.6-2に示すとおりであり、最寄りの住宅は北側約20mの位置にある。

表 3.2.6-1 配慮対象施設

種 別	名 称
保育園等	たかはやし保育園
	那須高原保育園
学校	高林中学校
特別養護老人ホーム	社会福祉法人清幸会 特別養護老人ホームあじさい苑

出典：「統計なすしおぼら 令和6（2024）年版」（令和7年5月 那須塩原市）

「国土数値情報（学校）平成25年度」（国土交通省HP 閲覧：令和7年5月）

「国土数値情報（医療機関）平成26年度」（国土交通省HP 閲覧：令和7年5月）

「国土数値情報（福祉施設）平成27年度」（国土交通省HP 閲覧：令和7年5月）



図 3.2.6-1 配慮対象施設の分布状況

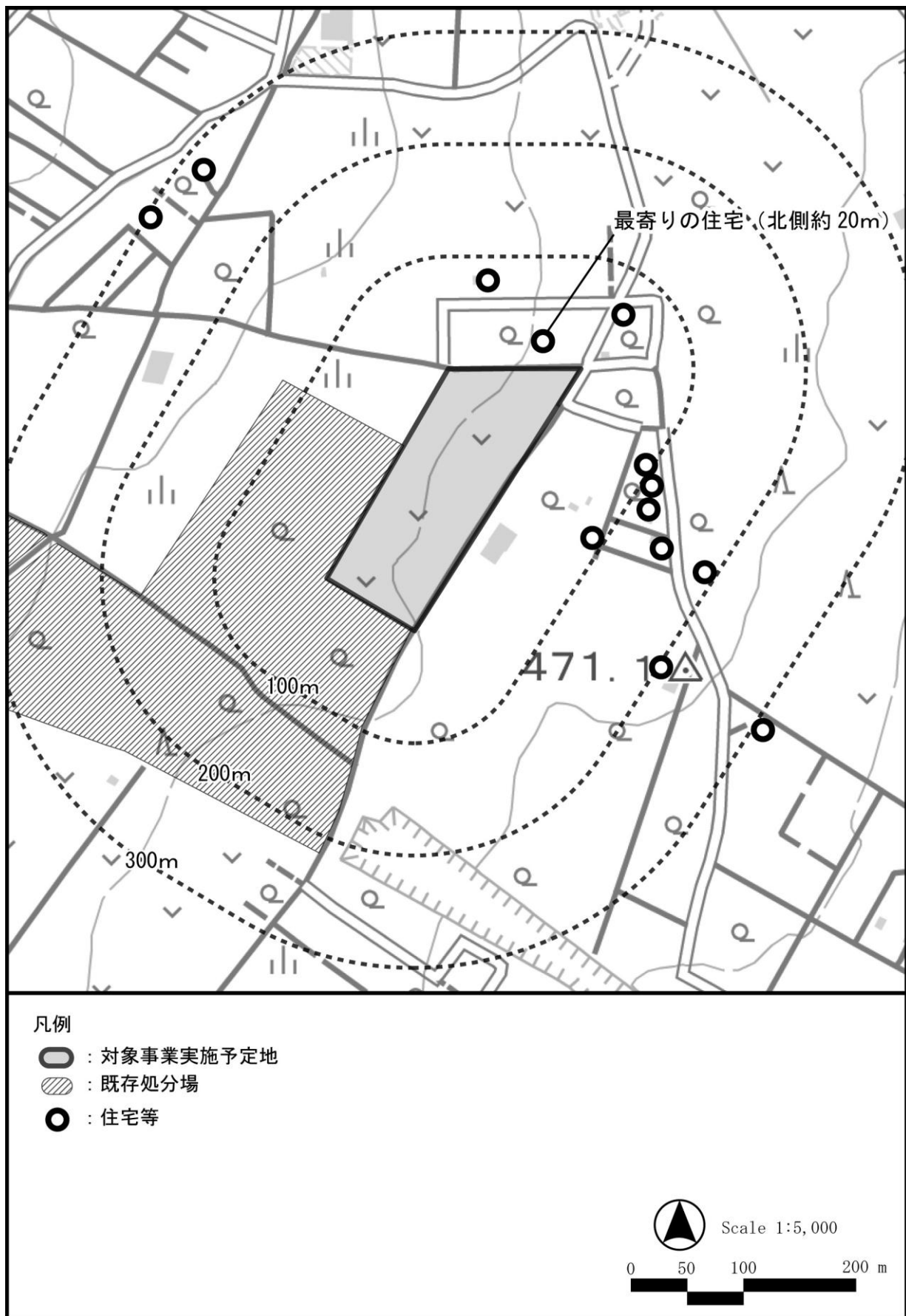


図 3.2.6-2 住宅の配置の概況

3.2.7 水域とその利用

対象事業実施予定地周辺的那珂川水系には表 3.2.7-1、図 3.2.7-1に示す共同漁業権が設定されている。

表 3.2.7-1 漁業権の内容（第五種共同漁業権）

免許番号	漁業権者	漁業の種類	漁業の時期	関係地区	漁業権の存続期間
内共第1号	栃木県那珂川 漁業協同 組合連合会	さくらます・やまめ漁業、にじ ます漁業、いわな漁業、あゆ漁 業、うぐい漁業、おいかわ漁 業、ふな漁業、こい漁業、どじ ょう漁業、しまどじょう漁業、 なまず漁業、うなぎ漁業、かじ か漁業、かに漁業	1月1日～ 12月31日	大田原市、矢 板市、那須塩 原市、さくら 市、那須烏山 市、茂木町、市 貝町、那須町、 那珂川町	令和6年1月1日 ～ 令和15年12月31日

出典：「漁業権免許状況一覧」（栃木県農政部農村振興課 令和6年4月1日現在）

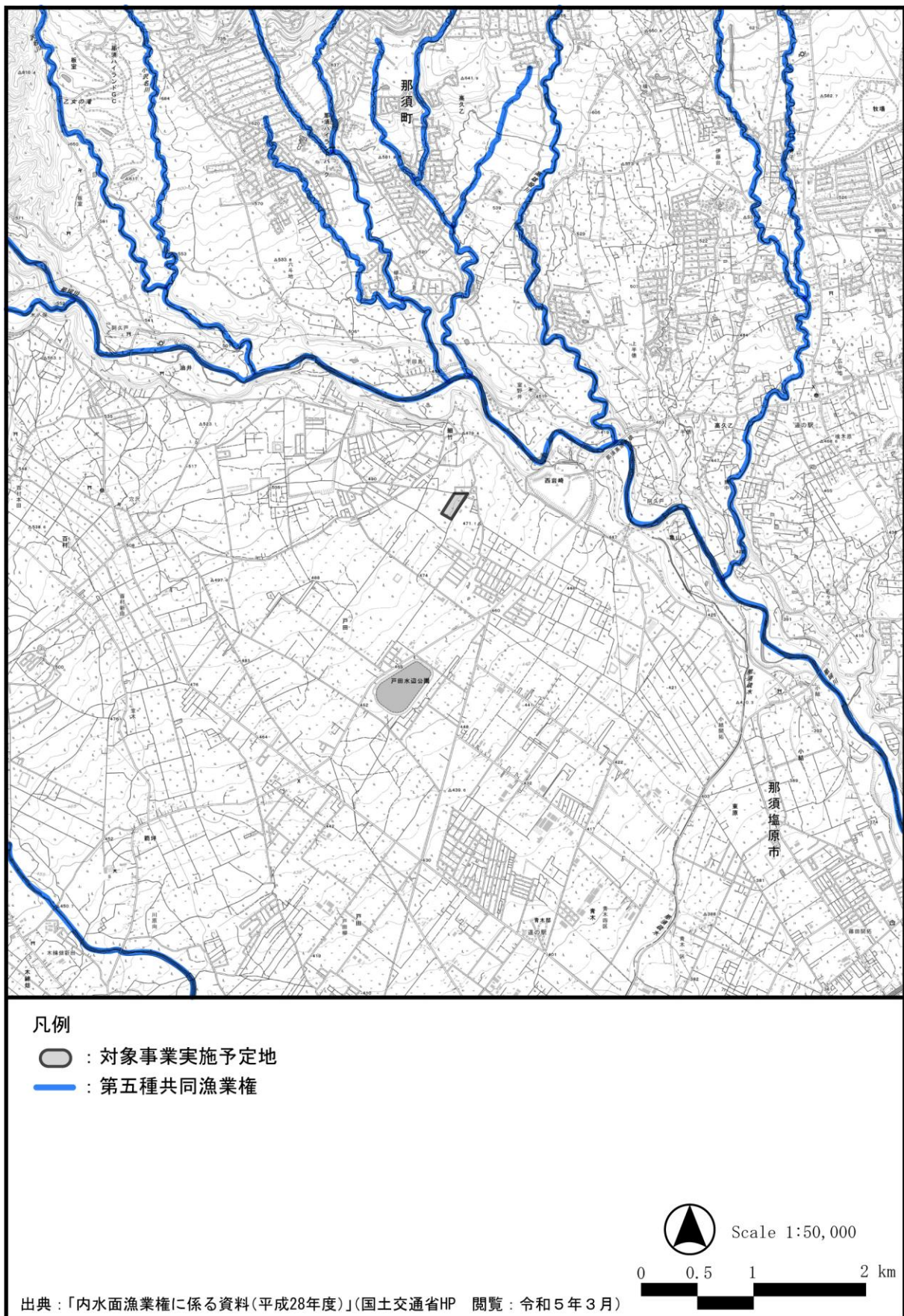


図 3.2.7-1 漁業権の設定状況

3.2.8 上下水道等の整備の状況

(1) 上水道の状況

那須塩原市の水道の概要は、表 3.2.8-1、図 3.2.8-1に示すとおりである。

表 3.2.8-1 上水道利用状況（令和6年3月31日現在）

給水区域内人口	給水人口	給水区域内普及率
114,637人	113,048人	98.46%

出典：「那須塩原市水道事業の概要」
(<https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/soshikikarasagasu/kanrika/jogesuido/3/1/4370.html> 閲覧：令和7年5月)



出典：「那須塩原市水道事業基本計画（水道事業ビジョン）・経営戦略」（令和4（2022）年3月改定 那須塩原市）

図 3.2.8-1 給水区域図

(2) 下水道の状況

那須塩原市の下水道の整備状況は、表 3.2.8-2に示すとおりである。

表 3.2.8-2 普及率及び水洗化率

年度		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
区分					
行政区人口(人)	A	117,016	116,762	116,416	115,840
供用開始告示済区域人口(人)	B	66,336	66,922	67,459	68,286
普及率(%)	B/A	56.7	57.3	57.9	58.9
水洗化済人口(人)	C	61,479	61,846	62,271	63,148
水洗化率(%)	C/B	92.7	92.4	92.3	92.5

出典：「令和6(2024)年度 那須塩原市の水道・下水道」(那須塩原市 2024)

3.2.9 各種開発計画等の策定状況

「第2次那須塩原市総合計画 平成29年度～令和9年度」(令和3年(2021年)6月改定 那須塩原市)によれば、対象事業実施予定地が位置する「農業・集落エリア」の土地利用構想は、「本市の農業を支え、また、那須野が原ならではの景観・環境を形成する地域として、本市西部の山岳地帯及び市街地エリア、フロンティアエリアを除く地域一帯を、農業・集落エリアとして位置付けます。既存集落においては、農業生産基盤と集落生活環境の維持向上を図るとともに、那須野が原開拓の歴史を今に伝える景観の保全や集落環境の整備に努めます。関谷地区では、自然環境と生活環境を備えた住宅地が形成されていることから、良好な居住環境の維持・保全を図り、生活拠点の形成を目指します。」とある。

3.2.10 法令等による規制若しくは目標又は法令等により指定された地域その他の対象

(1) 地域

① 公害関係法令等

ア. 環境基準

(7) 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年 法律第91号）に基づき、全国一律に定められており、その内容は表 3.2.10-1～表 3.2.10-3に示すとおりである。

表 3.2.10-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考 (注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 (注2) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 (注3) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。 (注4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 (注4) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号 最終改正：平成8年10月25日）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号 最終改正：平成8年10月25日）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）

表 3.2.10-2 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考 (注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 (注2) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号 最終改正：平成30年11月19日）

表 3.2.10-3 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
備考 (注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 (注2) 基準値は年平均値とする。	

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号 最終改正：令和4年環告第89号）

(イ) 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年 法律第91号）に基づき表 3.2.10-4のとおりに定められている。

対象事業実施予定地及びその周囲は用途地域の定めのない地域であるため、C類型の基準が適用される。

表 3.2.10-4 騒音に係る環境基準

【一般地域（道路に面する地域以外の地域）】			
(単位：デシベル)			
類型	類型を当てはめる地域の範囲	基準値	
		昼間 (6～22時)	夜間 (22～6時)
AA	—	50	40
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域	55	45
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域		
C	地域類型A及びBを当てはめた地域以外の地域 (工業専用地域を除く。)	60	50

【道路に面する地域】		
(単位：デシベル)		
地域の区分	基準値	
	昼間 (6～22時)	夜間 (22～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60
(特例) 幹線交通を担う道路に近接する空間	70	65

注：「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局長通知（平成10年9月30日付け環大企第257号）により次のとおり定められている。

1. 幹線交通を担う道路：

道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等
2. 幹線交通を担う道路に近接する空間：

次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲が特定されている。

 - ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路・・・15メートル
 - ・ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路・・・20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号 最終改正：平成24年3月30日）

「騒音に関する環境基準についての地域の指定について」（令和2年4月1日 那須塩原市告示第102号）

(ウ) 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年 法律第91号）に基づき、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。

人の健康の保護に関する環境基準は表 3.2.10-5に示すとおりであり、全国の全ての公共用水域に一律に適用されている。

生活環境の保全に関する環境基準は、表 3.2.10-6に示すとおりであり、河川ごとに利用目的に応じて類型が指定され、その基準が適用されている。対象事業実施予定地付近的那珂川にはA A類型が指定されている。

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年 法律第105号）に基づく水質及び水底の底質に係る環境基準は表 3.2.10-7に示すとおりである。

地下水の環境基準は表 3.2.10-8に示すとおりであり、全国一律に適用されている。

表 3.2.10-5 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	シマジン	0.003 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		
備考			
(注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
(注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
(注3) 海域については、フッ素及びほう素の基準値は適用しない。			
(注4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年環境庁告示第59号 最終改正：令和7年環告第5号）

表 3.2.10-6 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

(ア) 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD) (mg/L)	浮遊物質 (SS) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
AA	水道1級、自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1以下	25以下	7.5以上	20以下
A	水道2級、水産1級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2以下	25以下	7.5以上	300以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3以下	25以下	5 以上	1,000以下
C	水産3級、工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5 以上	—
D	工業用水2級、農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8以下	100以下	2 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 以上	—
備考 1：基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 2：農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。 3：水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 4：水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。 5：いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。 6：水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 7：大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位(Colony Forming Unit)）/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。 注）1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度						

(イ) 水生生物保全に係る環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛 (mg/L)	ノニルフェノール (mg/L)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下
備考：基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年環境庁告示第59号 最終改正：令和7年環告第5号日）				

表 3.2.10-7 ダイオキシン類に係る水質及び水底の底質の環境基準

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下
備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号 最終改正：令和4年環告第89号）

表 3.2.10-8 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
クロロエチレン	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号 最終改正：令和3年環告第63号）

(I) 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準は表 3.2.10-9に、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に基づく土壌に係る環境基準は表 3.2.10-10に示すとおりである。

表 3.2.10-9 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 Lにつき0.003mg以下であり、かつ農用地においては米1kgにつき0.4mg/以下
全シアン	検液中に検出されないこと
有機りん（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPN）	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1 Lにつき0.01mg以下
六価クロム	検液 1 Lにつき0.05mg以下
砒素	検液 1 Lにつき0.01mg以下あり、かつ農用地（田に限る）においては土壌1kgにつき15mg/未満
総水銀	検液 1 Lにつき0.0005mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと以下
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る)において土壌1kgにつき125mg未満
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 Lにつき0.002mg以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき1mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg/以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下
チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下
シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下
セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下
ふっ素	検液 1 Lにつき0.8mg/以下
ほう素	検液 1 Lにつき1mg以下
1,4-ジオキサン	検液 1 Lにつき0.05mg/L以下
備考	
1. 環境上の条件のうち検液中濃度にかかるものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1 Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3 mgとする。 3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第46号 最終改正：令和 2 年環告第44号）

表 3.2. 10-10 ダイオキシン類に係る土壌の環境基準

媒体	基準値
土壌	1,000pg-TEQ/ g 以下
備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極型質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、補の範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/ g 以上の場合（簡易測定方法により測定する場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/ g 以上の場合）には、必要な調査を実施すること。	

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号 最終改正：令和4年環告第89号）

ウ. 規制基準等

(7) 大気汚染

「大気汚染防止法」（昭和43年 法律第97号）及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」（平成16年10月14日 条例第40号）では、石綿以外の粉じんを「一般粉じん」とし、粉じん特定施設について、構造・使用・管理に関する基準が定められている。

(4) 騒音

a. 工場・事業場に係る騒音

「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）では、騒音特定施設を設置する騒音特定工場等に対して、指定地域内の区域ごとに基準値を表 3.2. 10-11のとおり定め、規制を行っている。

本事業は騒音特定施設を設置しないため、この基準は適用されない。なお、対象事業実施予定地は用途地域の定めのない地域であるため、規制地域にあたらない。

表 3.2. 10-11 騒音規制法に基づく騒音特定工場に関する規制基準

(単位：デシベル)

区域の区分	該当地域 (都市計画法に定める用途地域区分)	昼間 (8～18時)	朝 (6～8時) 夕 (18～22時)	夜間 (22～6時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域、 第2種低層住居専用地域	50	45	45
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65	60	50
第4種区域	工業地域	70	65	60

備考

- 騒音レベルの測定場所は、原則として騒音特定工場等の敷地の境界線上とする。
- 第2種区域（第2種区域の夜間に係るものは除く。）、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

出典：「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等について」（令和2年4月1日 那須塩原市告示第103号）

b. 建設作業に係る騒音

「騒音規制法」では、用途地域の区分に準じて規制地域を指定しており、作業内容及び規制地域の区分に応じて表 3.2.10-12のとおり基準が定められている。

対象事業実施予定地及びその周囲では、用途地域の指定がないため、この基準は適用されない。

表 3.2.10-12 騒音規制法に基づく特定建設作業騒音に係る規制

地域区分	騒音の 規制基準	作業できない 時間	1日当たりの 作業時間	同一作業場所 における作業時間	日曜・休日 における作業
第1号区域	85 デシベル	午後7時～ 翌午前7時	1日のうち10時間 を超えないこと	連続して6日を 超えないこと	禁止
第2号区域		午後10時～ 翌午前6時	1日のうち14時間 を超えないこと		
備考					
1. 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値である。					
2. 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を作業時間の限定欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。					
3. 第1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80メートルの区域内。					
第2号区域：法に基づく規制地域のうち第1号区域を除く地域。					
4. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などに適用除外の規定が設けられている。					
5. 特定建設作業の規定に関する基準は、禁止事項ではなく、基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損われると認める場合が、改善勧告の発動の要件である。					

出典：法第15条第1項、昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号

「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等について」
(令和2年4月1日 那須塩原市告示第103号)

c. 道路交通に係る騒音

「騒音規制法」に基づく指定地域内において、自動車騒音が一定の限度（「要請限度」という。）を超える場合は、市町村長は関係機関の長に対して改善の要請等を行うことができ、自動車騒音の要請限度は、表 3.2.10-13、表 3.2.10-14のとおり定められている。

対象事業実施予定地は用途地域の定めのない地域であるため、この基準は適用されない。

表 3.2.10-13 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域区分	時間の区分	
	昼間（6～22時）	夜間（22～6時）
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
備考：上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。		

出典：法第17条第1項

表 3.2.10-14 区域の区分

区域の区分	該当区域
a 区域	特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等（令和2年 那須塩原市告示第103号）第1に掲げる地域（以下「指定地域」という。）のうち、都市計画法（昭和43年 法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び第1種中高層住居専用地域
b 区域	指定地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
c 区域	指定地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域における自動車騒音の限度を定める総理府令別表備考の区域について」（令和2年4月1日 那須塩原市告示第106号）

(ウ) 振動

a. 工場・事業場に係る振動

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)では、振動特定施設を設置する振動特定工場等に対して、指定地域内の区域ごとに基準値を表 3.2.10-15のとおり定め規制を行っている。

本事業は振動特定施設を設置しないため、この基準は適用されない。なお、対象事業実施予定地は用途地域の定めのない地域であるため、規制地域にあたらない。

表 3.2.10-15 振動規制法に基づく振動特定工場等に関する規制基準

(単位：デシベル)

区域の区分	該当地域 (都市計画法に定める用途地域区分)	昼間 (8～20時)	夜間 (20～8時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、 第2種住居地域及び準住居地域	60	55
第2種区域 (A)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65	60
第2種区域 (B)	工業地域	70	65
備考：学校、保育所、医療法病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。			

出典：法第2条第2項、第4条第1項

「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等について」(令和2年4月1日 那須塩原市告示第104号)

b. 建設作業に係る振動

「振動規制法」では、用途地域の区分に準じて規制地域を指定しており、作業内容及び規制地域の区分に応じて表 3.2.10-16のとおり基準が定められている。

対象事業実施予定地及びその周囲では、用途地域の指定がないため、この基準は適用されない。

表 3.2.10-16 振動規制法に基づく特定建設作業振動に係る規制

地域区分	騒音の 規制基準	作業できない 時間	1日当たりの 作業時間	同一作業場所における作業時間	日曜・休日における作業
第1号区域	75 デシベル	午後7時～ 翌午前7時	1日のうち10時間 を超えないこと	連続して6日を 超えないこと	禁止
第2号区域		午後10時～ 翌午前6時	1日のうち14時間 を超えないこと		

備考

1. 基準が適用されるのは、振動規制法に基づく指定地域(法規制)
2. 第1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校、病院等の周囲80m以内の区域。
第2号区域：法に基づく規制地域のうち第1号区域を除く地域。
3. 基準を上回る振動を発生している場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、防止対策のほか、一日あたりの作業時間を表に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮させることができる。
4. 表に掲げる基準は、開始した日に終わる建設作業については適用しない。また、災害その他非常事態の発生により特定建設作業等を緊急に行う必要がある場合なども適用しない。

出典：法第15条第1項、法施行規則第11条

「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等について」(令和2年4月1日 那須塩原市告示第104号)

c. 道路交通に係る振動（要請限度）

「振動規制法」（昭和51年法律第64号）に基づく指定地域内において、道路交通振動が一定の限度（「要請限度」という。）を超える場合は、市町村長は関係機関の長に対して改善の要請等を行えるが、道路交通振動の要請限度は、表 3.2.10-17のとおり定められている。

対象事業実施予定地は用途地域の定めのない地域であるため、この基準は適用されない。

表 3.2.10-17 振動規制法に指定地域内における道路交通振動の要請限度

区 域 の 区 分		昼間 (7～20時)	夜間 (20～7時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、 第2種住居地域及び準住居地域	65 dB	60 dB
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70 dB	65 dB
備考：学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の周囲50m では、5デシベルを減じた値となる。			

出典：振動規制法第16条第1項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度（要請限度）（振動規制法施行令規則別表第二）

「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等について」（令和2年4月1日 那須塩原市告示第104号）

(I) 悪臭

悪臭防止法（昭和46年 法律第91号）では、事業活動に伴い悪臭を発生する事業場に対し規制基準が設定されており、那須塩原市では表 3.2.10-18に示すとおり臭気指数規制を導入している。

対象事業実施予定地及び周囲は用途地域の定めのない地域であるため、この基準は適用されない。

表 3.2.10-18 悪臭防止法に基づく規制地域（敷地境界）

区域の区分	該当地域	規制基準 (大気臭気指数)
指数15区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 工業地域（別図1に区画した地域を除く。）、 工業専用地域（別図2に区画した地域を除く。）、 別図3に区画した地域	15
指数18区域	用途地域のうち工業地域（別図1に区画した地域に限る。）及び 工業専用地域（別図2に区画した地域に限る。）	18

出典：「悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準について」（令和2年4月1日 那須塩原市告示第105号）

(オ) 水質汚濁

a. 水質汚濁防止法

「水質汚濁防止法」(昭和45年 法律第138号)では、特定施設を設置する工場又は事業場からの排出水に対して排出基準(有害物質27物質、生活環境15項目について全国一律の基準)が表 3.2.10-19に示すとおり定められている。

表 3.2.10-19(1) 水質汚濁に係る一律排水基準(健康項目)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム0.03mg/L
シアン化合物	シアン1mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム0.2mg/L
砒素及びその化合物	砒素0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
一・二・ジクロロエタン	0.04mg/L
一・一・一・ジクロロエチレン	1mg/L
シス一・二・ジクロロエチレン	0.4mg/L
一・一・一・トリクロロエタン	3mg/L
一・一・二・トリクロロエタン	0.06mg/L
一・三・ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレン0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 ほう素 10mg/L 海域 ほう素230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 ふっ素 8mg/L 海域 ふっ素15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg/L
一・四・ジオキサン	0.5mg/L
備考	
1 「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和四十九年政令第三百六十三号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。	

表 3.2. 10-19(2) 水質汚濁に係る一律排水基準（その他の項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度	海域以外 5.8以上8.6以下 海域 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量	160（日間平均120）mg/L
化学的酸素要求量	160（日間平均120）mg/L
浮遊物質	200（日間平均150）mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数	日間平均800CFU/mL
窒素含有量	120（日間平均60）mg/L
リン含有量	16（日間平均 8）mg/L
備考	
1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 7 リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号 最終改正：令和7年5月26日 環境省令第17号）

b. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年3月14日 総理府厚生省令第1号)により、浸透水(安定型産業廃棄物の層を通過した雨水等。)による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取された地下水の水質検査を行うこと、浸透水について地下水等検査項目及び生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量の水質検査を行うこととされている。その地下水等検査項目を表3.2.10-20に、浸透水の基準を表3.2.10-21に示す。

表 3.2.10-20 地下水等検査項目及び基準

項目	基準
アルキル水銀	検出されないこと。
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下
カドミウム	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
全シアン	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下
一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつきシス―一・二―ジクロロエチレン及び トランス―一・二―ジクロロエチレンの合計量〇・〇四ミリグラム以下
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下
備考:「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。	

出典:省令別表2(最終改正:令和七年環境省令第七号)

表 3.2.10-21 浸透水の基準

項目	基準
生物化学的酸素要求量	一リットルにつき二十ミリグラム以下
化学的酸素要求量	一リットルにつき四十ミリグラム以下

出典:省令第二条

(カ) 土壌汚染

「土壌汚染対策法」（平成14年 法律第53号）では、一定の条件を満たす土地について土壌汚染調査を義務づけ、基準を超えた土地には汚染土壌の搬出等に関する規制が定められている。土壌汚染対策法に基づく対象物質と基準値は表 3. 2. 10-22に示しておりである。

表 3. 2. 10-22 土壌汚染対策法の特定有害物質と指定区域の指定基準

特定有害物質		指定の要件	
		土壌含有量基準	土壌溶出量基準
(第1種特定有害物質) 揮発性有機化合物	クロロエチレン	—	検液 1 Lにつき 0. 002 mg以下
	四塩化炭素	—	検液 1 Lにつき 0. 002 mg以下
	1, 2-ジクロロエタン	—	検液 1 Lにつき 0. 004 mg以下
	1, 1-ジクロロエチレン	—	検液 1 Lにつき 0. 1 mg以下
	1, 2-ジクロロエチレン	—	検液 1 Lにつき 0. 04 mg以下
	1, 3-ジクロロプロペン	—	検液 1 Lにつき 0. 002 mg以下
	ジクロロメタン	—	検液 1 Lにつき 0. 02 mg以下
	テトラクロロエチレン	—	検液 1 Lにつき 0. 01 mg以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	—	検液 1 Lにつき 1 mg以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	—	検液 1 Lにつき 0. 006 mg以下
	トリクロロエチレン	—	検液 1 Lにつき 0. 01 mg以下
	ベンゼン	—	検液 1 Lにつき 0. 01 mg以下
(第2種特定有害物質) 重金属等	カドミウム及びその化合物	土壌 1 kgにつき 45mg以下	検液 1 Lにつき 0. 003 mg以下
	六価クロム化合物	土壌 1 kgにつき 250mg以下	検液 1 Lにつき 0. 05 mg以下
	シアン化合物	土壌 1 kgにつき遊離シアン50mg以下	検出されないこと
	水銀及びその化合物	土壌 1 kgにつき 15mg以下	検液 1 Lにつき水銀0. 0005mg以下であり、かつ検液中にアルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	土壌 1 kgにつき 150mg以下	検液 1 Lにつき 0. 01 mg以下
	鉛及びその化合物	土壌 1 kgにつき 150mg以下	検液 1 Lにつき 0. 01 mg以下
	砒素及びその化合物	土壌 1 kgにつき 150mg以下	検液 1 Lにつき 0. 01 mg以下
	ふっ素及びその化合物	土壌 1 kgにつき 4000mg以下	検液 1 Lにつき 0. 8 mg以下
	ほう素及びその化合物	土壌 1 kgにつき 4000mg以下	検液 1 Lにつき 1 mg以下
(第3種特定有害物質) 農薬等	シマジン	—	検液 1 Lにつき 0. 003 mg以下
	チウラム	—	検液 1 Lにつき 0. 006 mg以下
	チオベンカルブ	—	検液 1 Lにつき 0. 02 mg以下
	P C B	—	検出されないこと
	有機りん化合物	—	検出されないこと

備考：有機りん化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成14年環境省令第29号 最終改正：令和 6 年環境省令第17号）

② 自然環境法令等

ア. 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施予定地及びその周囲における「自然公園法」（昭和32年 法律第161号）に基づく自然公園の指定状況は図 3.2.10-1に示すとおりであり、周辺には「日光国立公園」があるが、対象事業実施予定地には指定された地域はない。

イ. 自然環境保全法及び栃木県自然環境の保全及び緑化に関する条例により指定された保全地域

対象事業実施予定地及びその周囲には、「自然環境保全法」（昭和47年 法律第85号）の規定により指定された自然環境保全地域及び、「栃木県自然環境の保全及び緑化に関する条例」（昭和49年 栃木県条例第5号）の規定により指定された栃木県自然環境保全地域及び栃木県緑地環境保全地域はない。

エ. 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する自然遺産の区域

対象事業実施予定地及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年 条約第7号）の第11条2の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域はない。

オ. 都市緑地法により指定された緑地保全地域又は特別緑地保全地区の区域

対象事業実施予定地及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和48年 法律第72号）の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

カ. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施予定地及びその周囲における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年 法律第88号）に基づく鳥獣保護区の指定状況は図 3.2.10-2に示すとおりであり、周囲に「戸田調整池鳥獣保護区」等がある。鳥獣保護区等の概要は表 3.2.10-23に示すとおりである。なお、対象事業実施予定地には指定された地域はない。

表 3.2.10-23 鳥獣保護区の概要

名称	概要
戸田調整池鳥獣保護区（県指定）	指定区分：身近な鳥獣生息地 所在地：那須塩原市 面積：28ha（うち、特別保護地区なし） 期限：令和7年10月31日
六斗地鳥獣保護区（県指定）	指定区分：森林鳥獣生息地 所在地：那須塩原市、那須町 面積：79ha（うち、特別保護地区なし） 期限：令和12年10月31日
那須みやま鳥獣保護区（県指定）	指定区分：大規模生息地 所在地：那須塩原市、那須町 面積：11,970ha（うち、特別保護地区1,925ha） 期限：令和14年10月31日

出典：「栃木県内鳥獣保護区一覧（令和6（2024）年11月1日現在）（栃木県HP 閲覧：令和7年5月）

キ．絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施予定地及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年 法律第75号）により指定された生息地等保護区はない。

ク．特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の区域

対象事業実施予定地及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和55年 条約第28号）の規定により指定された湿地の区域はない。



図 3.2.10-1 自然公園位置図

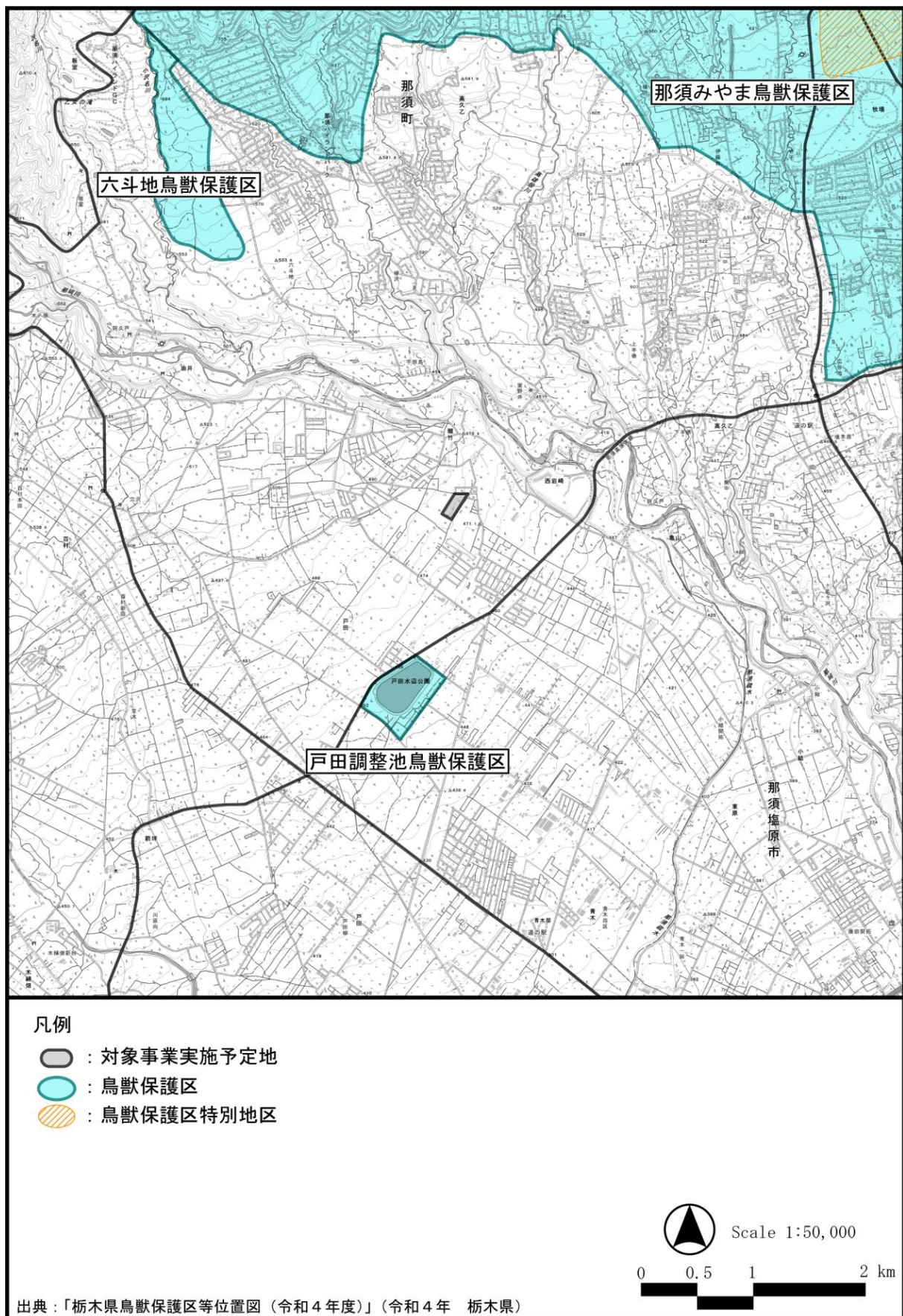


図 3.2.10-2 鳥獣保護区位置

③ 文化財

ア. 指定文化財

対象事業実施予定地の周辺に位置する指定文化財（史跡、建造物、天然記念物）は、表 3.2.10-24及び図 3.2.10-3に示すとおりである。

対象事業実施予定地には文化財は存在しない。

表 3.2.10-24 指定文化財一覧

区分	種別	名称	指定年月日	所在地
国	重要文化財	那須疏水旧取水施設	平成18年7月5日 平成29年2月23日追加指定	西岩崎地内 (那須疏水公園)

出典：「文化財一覧」（那須塩原市HP 閲覧：令和7年5月）

イ. 埋蔵文化財

対象事業実施予定地の周辺における埋蔵文化財の分布は、表 3.2.10-25、図 3.2.10-3に示すとおりである。

対象事業実施予定地には埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

表 3.2.10-25 埋蔵文化財包蔵地

名称	種別	時代
七間々遺跡	散布地	縄文
本田遺跡	散布地	縄文・中世

出典：「那須塩原市地図情報配信サービス」
(那須塩原市HP 閲覧：令和7年5月)



図 3.2.10-3 文化財等位置

④ 景観保全関係

ア. 景観法に基づく景観計画区域

「景観法」（平成16年 法律第110号）に基づき定められた「那須塩原市景観計画」（平成26年10月 那須塩原市）及び「那須塩原市景観条例」（平成21年12月22日 那須塩原市条例第29号）では、市全域を景観計画区域と定め、表 3.2.10-26に示す行為を届出対象行為としている。また、景観形成重点地区（図 3.2.10-4）では届出対象行為に対し、景観形成基準を設けている。

対象事業は、都市計画法に定める開発行為に該当するため、届出が必要である。

表 3.2.10-26 届出が必要な行為（景観計画区域）

行為		届出対象規模	
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが13mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの	
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	さく、塀、垣（生け垣を除く。）、擁壁その他これらに類するもの	高さ 5 m超
		煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ13m超
		高架水槽、冷却塔、物見塔その他これらに類するもの	
		広告塔、広告板その他これらに類するもの	
		記念塔、彫像、記念碑その他これらに類するもの	
		鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱、電波塔その他これらに類するもの	高さ15m超
		電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	
		観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設	高さ13m超、かつ、 築造面積が 1,000㎡超
		アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設	
		ガス、石油製品、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵し、又は処理する施設	
		自動車車庫の用に供する施設	
		汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設	
都市計画法に定める開発行為		当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡（1 ha）超	

出典：「那須塩原市景観条例」（平成21年12月22日 那須塩原市条例第29号）

イ. 都市計画法に基づく風致地区

対象事業実施予定地及びその周囲には、「都市計画法」（昭和43年 法律第100号）により指定された風致地区はない。

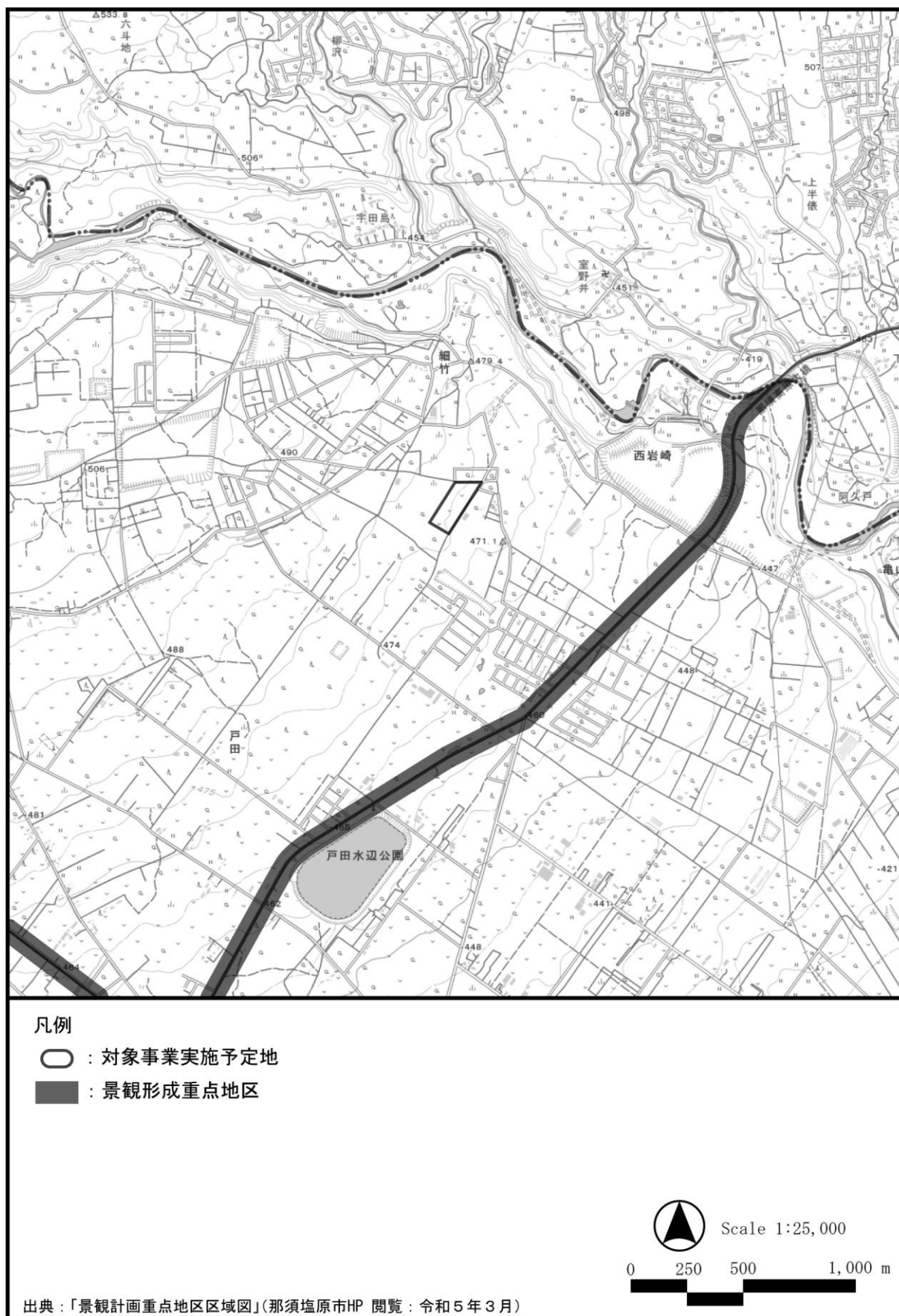


図 3.2.10-4 景観形成重点地区

⑤ 国土防災関係

ア. 森林法に基づく保安林の指定

対象事業実施予定地における「森林法」(昭和26年 法律第249号)に基づく保安林の指定状況は図 3.2.10-5に示すとおりであり、対象事業実施予定地には保安林は存在していない。

イ. 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施予定地及びその周囲には、「砂防法」(明治30年 法律第29号)に基づく砂防指定地の指定はない。

ウ. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施予定地及びその周囲には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年 法律第57号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

エ. 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施予定地及びその周囲には、「地すべり等防止法」(昭和33年 法律第30号)に基づく地すべり防止区域の指定はない。

オ. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域等

対象事業実施予定地及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年 法律第57号)に基づく土砂災害警戒区域等の指定状況は図 3.2.10-6に示すとおりであり、対象事業実施予定地には警戒区域は存在していない。



図 3.2.10-5 保安林位置



図 3.2.10-6 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等位置

(2) その他

① 条例に基づく規制基準等

ア. 騒音

(7) 工場・事業場に係る騒音

「栃木県生活環境の保全等に関する条例」(平成16年10月14日 栃木県条例第40号)では、騒音特定施設を設置する騒音特定工場等に対して、指定地域内の区域ごとに基準値を表3.2.10-27のとおり定め、規制を行っている。

本事業は騒音特定施設を設置しないため、この基準は適用されない。なお、対象事業実施予定地は用途地域の定めのない地域であるため、区域の区分としては2の欄の区域に該当する。

表 3.2.10-27 県条例に基づく騒音特定工場に関する規制基準

(単位：デシベル)

区域の区分		昼間 (8～18時)	朝 (6～8時) 夕 (18～22時)	夜間 (22～6時)
1	工業専用地域	75	70	60
2	工業専用地域以外の地域 (次項に掲げる地域を除く。)	65	60	50
3	学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50m以内の区域内の地域	60	55	45

備考：騒音レベルの測定場所は、原則として騒音特定工場等の敷地の境界線上とする。

出典：「栃木県生活環境の保全等に関する条例 施行規則」(平成17年1月31日 栃木県規則第1号)別表3

(4) 建設作業に係る騒音

「栃木県生活環境の保全等に関する条例」では、用途地域の区分に準じて規制地域を指定しており、作業内容及び規制地域の区分に応じたのとおり基準が定められている。

対象事業実施予定地及びその周囲では、用途地域の指定がないため、工業専用地域以外の地域の基準が適用される。

表 3.2.10-28 県条例に基づく特定建設作業騒音に係る規制

区分	工業専用地域以外の地域	工業専用地域
音量の基準値	85 デシベル 以下 (敷地の境界線における音量)	
作業時刻の限定	午後7時から翌日の午前7時までの間の作業に伴う騒音でないこと。	午後10時から翌日の午前6時までの間の作業に伴う騒音でないこと。
作業時間の限定	1日10時間を超えて行われる作業に伴って発生する騒音でないこと。	1日14時間を超えて行われる作業に伴って発生する騒音でないこと。
作業期間の限定	連続して6日を超えて作業を実施しないこと。	
作業日の限定	日曜日その他の休日に行われる作業に伴う騒音でないこと。	

備考

1. 音量が基準超過の場合、作業時間の短縮を勧告又は命令できる。

2. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などに適用除外の規定が設けられている。

注) 騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域を除く。

出典：「栃木県生活環境の保全等に関する条例 施行規則」(平成17年1月31日 栃木県規則第1号)別表7

イ. 振動

(7) 工場・事業場に係る振動

「栃木県生活環境の保全等に関する条例」では、振動特定施設を設置する振動特定工場等に対して、指定地域内の区域ごとに基準値を表 3.2.10-29のとおり定め規制を行っている。

本事業は振動特定施設を設置しないため、この基準は適用されない。なお、対象事業実施予定地は用途地域の定めのない地域であるため、区域の区分としては2の欄の区域に該当する。

表 3.2.10-29 県条例に基づく振動特定工場等に関する規制基準

(単位：デシベル)

区域の区分		昼間 (8～20時)	夜間 (20～8時)
1	工業専用地域	70	65
2	工業専用地域以外の地域（次項に掲げる地域を除く。）	65	60
3	学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50m以内の区域内の地域	60	55
備考：学校、保育所、医療法病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。			

出典：「栃木県生活環境の保全等に関する条例 施行規則」（平成17年1月31日 栃木県規則第1号）別表3

(4) 建設作業に係る振動

「栃木県生活環境の保全等に関する条例」では、用途地域の区分に準じて規制地域を指定しており、作業内容及び規制地域の区分に応じて表 3.2.10-30のとおり基準が定められている。

対象事業実施予定地及びその周囲では、用途地域の指定がないため、法に基づき地域指定された以外の地域の基準が適用される。

表 3.2.10-30 県条例に基づく特定建設作業振動に係る規制

区分	法に基づき地域指定された以外の地域 (工業専用地域を除く。)	工業専用地域	適用 除外
振動の 大きさ	特定建設作業の場所の敷地の境界線(当該敷地が工業専用地域内にある場合は、当該工業専用地域の境界線)において、75デシベルを超える大きさのものでないこと。		
夜間作業 の限定	午後7時から翌日の午前7時までの間の作業に伴う振動でないこと。	午後10時から翌日の午前6時までの間の作業に伴う振動でないこと。	①②③ ④⑤
作業時間 の限定	1日10時間を超えて行われる作業に伴って発生する振動でないこと。	1日14時間を超えて行われる作業に伴って発生する振動でないこと。	①⑤
作業期間 の限定	連続して6日を超えて作業を実施しないこと。		①⑤
日曜休日 の制限	日曜日その他の休日に行われる作業に伴う振動でないこと。		①②③ ④⑤⑥
適用除外 項目	①災害その他非常の事態の発生 ④道路交通法に基づく使用許可 ②鉄道又は軌道の運行確保 ⑤人の生命等の危険防止 ③道路法に基づく占有許可 ⑥変電所の変更注)		

注：工業専用地域における規制基準は、工業専用地域から他の区域に排出する場合のみ適用する。

出典：条例第38条第1項、条例施行規則第29条

ウ. 悪臭

「那須塩原市悪臭防止対策指導要綱」（平成26年 9 月22日 那須塩原市告示第151号）では、市内全域（悪臭防止法に基づく規制地域に指定された地域を除く。）の工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する臭気に対して、表 3. 2. 10-31に示す基準を定めている。

表 3. 2. 10-31 悪臭防止のための指標となる基準

区分	指導基準値
1 工場等の敷地境界線の地表	15（大気の臭気指数）
2 工場等の煙突その他気体排出施設から排出される悪臭原因物である気体の当該排出施設の排出口	工場等の敷地境界線の地表における指導基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。以下「規則」という。）第6条の2第1号に定める方法により算出した臭気排出強度又は同条第2号に定める方法により算出した臭気指数
3 工場等から排出される悪臭原因物である水の当該工場等の敷地外	工場等の敷地境界線の地表における指導基準を基礎として、規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数

出典：「那須塩原市悪臭防止対策指導要綱」（平成26年 9 月22日 那須塩原市告示第151号）

② 公害苦情件数

「統計なすしおばら 令和6（2024）年版」（令和7年5月 那須塩原市）によれば、令和2年度から令和6年度における公害苦情受理件数は表 3. 2. 10-32に示すとおりであった。

表 3. 2. 10-32 苦情受理件数の推移

（単位：件）

年度	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
令和2年度	134	22	1	－	7	－	－	16	88
3	81	12	6	－	22	1	－	9	31
4	65	5	－	－	15	－	－	17	28
5	22	2	－	－	9	1	－	6	4
6	22	－	－	－	6	－	－	15	1

出典：「統計なすしおばら 令和6（2024）年版」（令和7年5月 那須塩原市）

③ 過去の地すべりや洪水等の発生状況

対象事業実施予定地及びその周辺における、地すべりや洪水等の発生情報はなかった。なお、既存処分場を運営中、対象事業実施予定地において地すべりや洪水等の発生もなかった。

④ ハザードマップ等

「防災ハザードマップ」（令和4年3月 那須塩原市）によれば、対象事業実施予定地及びその周囲には図 3. 2. 10-7に示す危険性のある箇所があるが、対象事業実施予定地にはない。



図 3.2.10-7 防災ハザードマップ

3.2.11 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2.11-1に示すとおりである。

表 3.2.11-1 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無	
			事業実施 予定地 の周囲	事業実施 予定地
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○
		農業地域	○	○
		森林地域	○	×
	都市計画法	都市計画用途地域	×	×
公害 防 止	環境基本法	騒音類型指定	○	○
		水域類型指定	○	×
	騒音規制法	規制地域	×	×
	振動規制法	規制地域	×	×
	悪臭防止法	規制地域	×	×
	土壌汚染対策法	要措置区域	×	×
		形質変更時要届出区域	×	×
	栃木県生活環境の保全等に関する条例	規制地域	○	○
自然 保 護	自然公園法	国立公園	○	×
		国定公園	×	×
		県立自然公園	×	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×
		県自然環境保全地域	×	×
	栃木県自然環境保全条例及び緑化に関する条例	自然環境保全地域	×	×
		緑地環境保全地域	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区及び特別保護地区	○	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×
文化 財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	×
		県指定史跡・名勝・天然記念物	×	×
		市指定史跡・名勝・天然記念物	×	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	×
景 観	景観法	景観計画区域	○	○
		景観形成重点地区	○	×
	都市計画法	風致地区	×	×
国 土 防 災	森林法	保安林	○	×
	砂防法	砂防指定地	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	○	×

○：指定あり、×：指定なし